

令和8年度第3回文京区地域福祉推進協議会障害者部会次第

令和8年8月28日（金）午後1時30分から午後3時30分まで
文京シビックセンター3階障害者会館会議室A・B

1 開会

2 議題

次期障害者・児計画中間のまとめについて

【資料第1号】

3 その他

第1章 計画の策定の考え方

1 計画の目的

○我が国が平成26年1月に批准した「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）」では、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現について定めています。

○障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法第1条では、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策について、基本となる事項を定めること等により、総合的かつ計画的に推進することを目的として定めています。

○これらを受け、ノーマライゼーション¹やソーシャルインクルージョン²の理念のもと、本区においても、障害の特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図るとともに、障害のある人もない人も地域とともに暮らし、ともに活躍できる社会の実現に向けた取組をより一層進めていくことが重要です。

○障害者権利条約、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）及び東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（以下「東京都障害者差別解消条例」という。）で掲げられている障害者に対する合理的配慮³については、国及び都の基本方針に沿って、区において周知・啓発等具体的な取組を進めていくこととしています。

○また、「児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）」の理念に則って児童福祉法が改正され、児童が適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること等が明確化されました。さらに、こども基本法の施行により、全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すことが明確化されました。障害者のみならず障害児についても、障害の特性や多様なニーズに対応し、ライフステージに応じた切れ目のない支援や、一人ひとりの状態に応じた適切なサービス等の提供、各種分野との必要に応じた連携体制の構築が求められています。

○こうした状況に着実に対応していくとともに、本区の基本構想を貫く理念である「だれもがいきいきと暮らせるまち」を実現するために、本区は、令和9年度から令和11年度までの3年間における障害者・障害児施策の考え方と取組を一体的に示した「文京区障害者・児計画」を策定します。この計画に基づき、障害者権利条約及び子どもの権利条約の考え方を一層浸透させるとともに、障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し、支え合いながらともに生きる地域社会の実現を目指していきます。

¹ ノーマライゼーション(normalization) 障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、だれもが地域で普通（ノーマル）の生活を送ることを当然とし、ともに支え合って普通の生活ができる社会を創造すること、また、その考え方。

² ソーシャルインクルージョン(social inclusion) すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念。

³ 合理的配慮 障害のある人もない人も、互いに生き方や生きがいを尊重し、支え合い、ともに暮らしていくために必要な配慮。例えば、障害者が継続して仕事ができるよう人的な支援や職場環境の改善を雇用者が行うことや、障害者が円滑に移動できるように支援すること（過度の負担とならない範囲）が該当する。

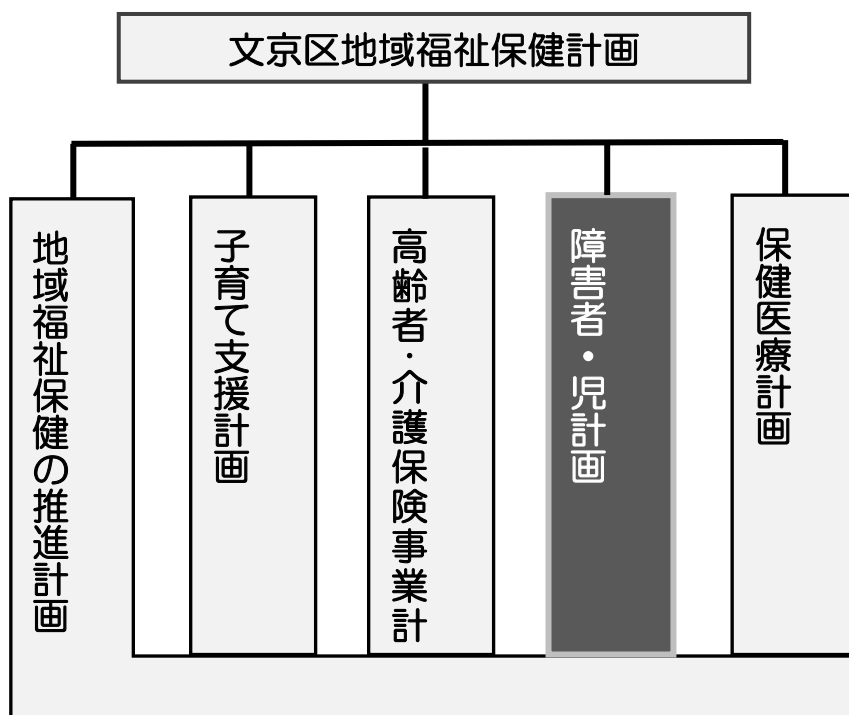
2 計画の性格・位置づけ

○本計画は、基本構想に掲げる将来都市像の実現に向けて、本区の福祉保健施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として策定する文京区地域福祉保健計画の分野別計画の1つです。

○また、本区の障害者・児計画は、障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定し、区の障害者・児施策を総合的・計画的に推進するための基本計画となるものです。

○そして、「文京区都市マスタープラン」、「文京区地域防災計画」、「文京区アカデミー推進計画」等の他の分野における行政計画とも整合・連携した計画となっています。

【文京区地域福祉保健計画における障害者・児計画の位置づけ】



【障害者・児計画の法的な位置づけ・性格】

	法的な位置づけ	策定の内容
文京区 障害者・ 児計画	障害者基本法に基づく 「市町村障害者計画」	・ 障害者のための施策に関する基本的な事項を定めた中長期の計画
	障害者総合支援法に基づく 「市町村障害福祉計画」	・ 障害者計画で示した基本的な事項のうち、障害福祉サービスに関する3年間の実施計画 ・ 障害者総合支援法の各種サービス（訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス等）の事業量の見込み等を示す
	児童福祉法に基づく 「市町村障害児福祉計画」	・ 障害者計画で示した基本的な事項のうち、障害児通所支援等に関する3年間の実施計画 ・ 児童福祉法の各種サービス（障害児通所支援、障害児相談支援等）の事業量の見込み等を示す

3 計画の期間

○本計画は、令和9年度から令和11年度までの3年間を計画期間とします。

○行政需要の変化を的確に捉えた区政運営を進めていくため、重要性・緊急性が高い優先課題を明らかにした「重点化計画」とし、財政的な裏付けを伴う区の最上位計画に位置付けられる「文の京」総合戦略との整合を図ります。

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
「文の京」総合戦略（令和6年度～令和9年度）				
				
		文京区地域福祉保健計画 文京区障害者・児計画		

4 計画の推進に向けて

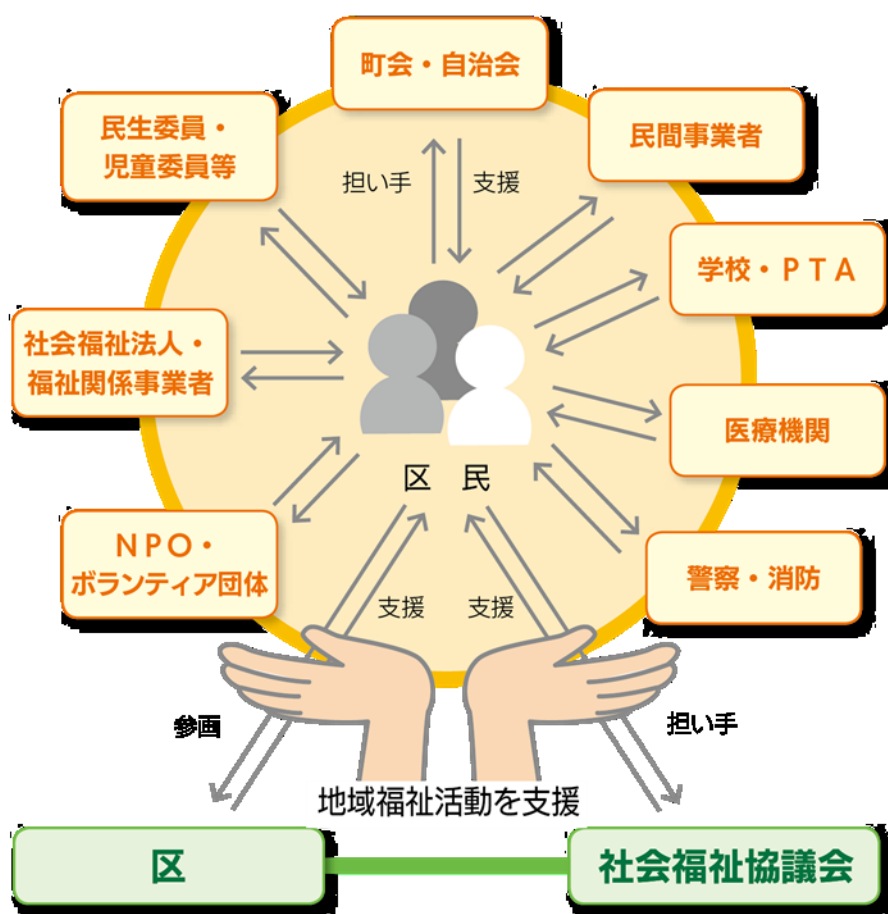
(1) 地域の連携と支え合いによる地域福祉保健の推進

地域では、区民、町会・自治会、民生委員・児童委員、福祉関係事業者、医療機関、NPO、ボランティア団体など様々な主体が地域福祉保健の推進のために、日々主体的に活動しています。

本計画を推進していく上では、こうした地域による主体的な活動の裾野をさらに広げ、様々な主体間の連携を強化するとともに、支援される方たちが時には支援する担い手として活躍するような地域ぐるみの支え合いを推進していくことが大切です。

区は、制度的に位置づけられた公的な福祉保健サービスを適切に提供するとともに、地域福祉の推進を担う社会福祉協議会と緊密に連携し、地域の主体的な活動への積極的な支援や様々な主体間の連携を図ることを通して、各主体と協働して地域ぐるみの支え合いを推進します。

主体間の連携を強化し地域ぐるみの支え合いを推進



・高齢者あんしん相談センター
・障害者基幹相談支援センター
・こども家庭支援センター
・児童発達支援センター
・保健所
・教育センター
等

・権利擁護センター（あんしんサポート文京）
・ボランティア支援センター
・ファミコム（地域連携ステーション）
・ファミリー・サポート・センター
等

社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき「地域福祉の推進」を目的に、全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されている非営利の民間団体で、文京区社会福祉協議会は、昭和27年（1952年）に設立されました。

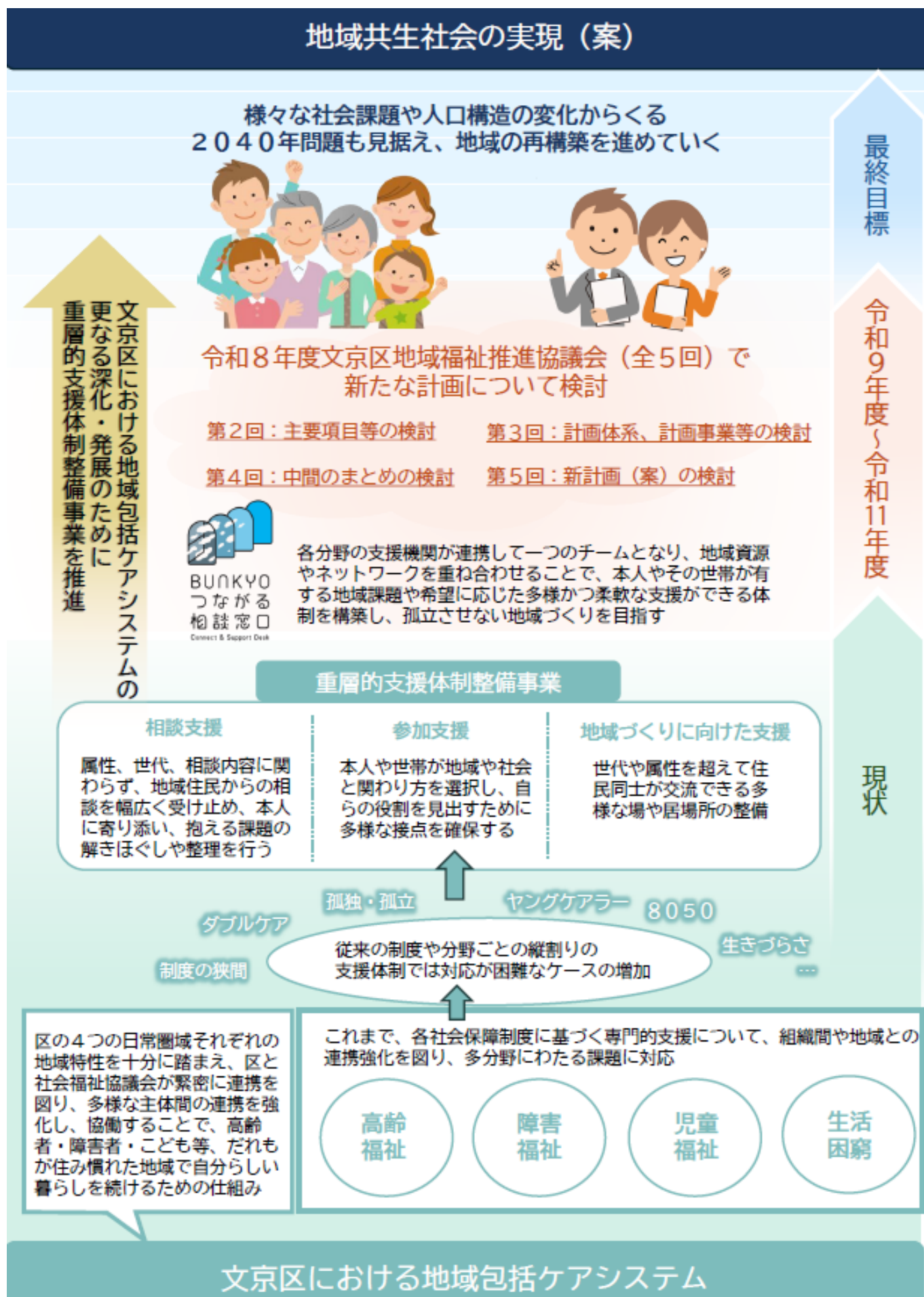
文京区社会福祉協議会では、地域福祉を推進するため、主に次のような事業を展開しています。

- 1 地域福祉コーディネーターの配置による小地域福祉活動の推進
- 生活支援コーディネーターの配置による地域の支え合い体制づくりの推進
- 地域の支え合い活動や日常的な相談の中心となる多機能な居場所の活動支援
- 地域交流の場を通じた支え合いの仕組みづくり（ふれあいいきいきサロン）
- 地域の子どもの対象とした食事の提供を通じた居場所づくり（子ども食堂）
- 6 ボランティア・市民活動の相談・支援（文京ボランティアセンター）
- 7 NPO等によるつながりを創出した地域課題への解決支援（地域連携ステーション）
- 8 家事援助を中心とした有償在宅福祉（いきいきサポート事業）
- 9 子育ての相互援助事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- 10 身近に頼れる親族がいない方向けの単身高齢者等終活支援事業（文京ユアストーリー）
- 11 判断能力が不十分な方への福祉サービス利用援助事業
- 12 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進（成年後見中核機関事業）
- 13 被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるための災害ボランティア体制の整備

また、社会福祉協議会では「文京区地域福祉活動計画」を策定し、その基本理念である「知り合い、伝え・伝わり、心を寛（ひろ）げ、つながりを持つことで、『お互いさま』が生まれるまち」の実現に向け、地域住民を始め、地域福祉関係者・関係団体等の様々な活動主体と協働して、地域福祉の向上と充実に取り組んでいます。

区では、文京区地域福祉活動計画とも連携を図りながら本計画を推進し、区、民生委員・児童委員、地域福祉関係者等と一緒に、支え合いのまちづくりを進めています。

(2) 地域共生社会の実現に向けて



(3) 計画の進行管理

本計画を着実かつ効果的に推進するため、公募区民、福祉保健関係団体の代表者、学識経験者等で構成する「文京区地域福祉推進協議会」及び「地域福祉推進協議会障害者部会」等において、進行管理を行っていきます。

第2章 地域福祉保健計画の基本理念・基本目標

○本計画では、地域福祉保健計画の総論で掲げた次の基本理念及び基本目標に基づき、障害者・児施策を推進していきます。

1 基本理念

○人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

○自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

○支え合い認め合う地域社会の実現

ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ダイバーシティ⁴を推進する地域社会の実現を目指します。

○健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

○協働による地域共生社会の実現

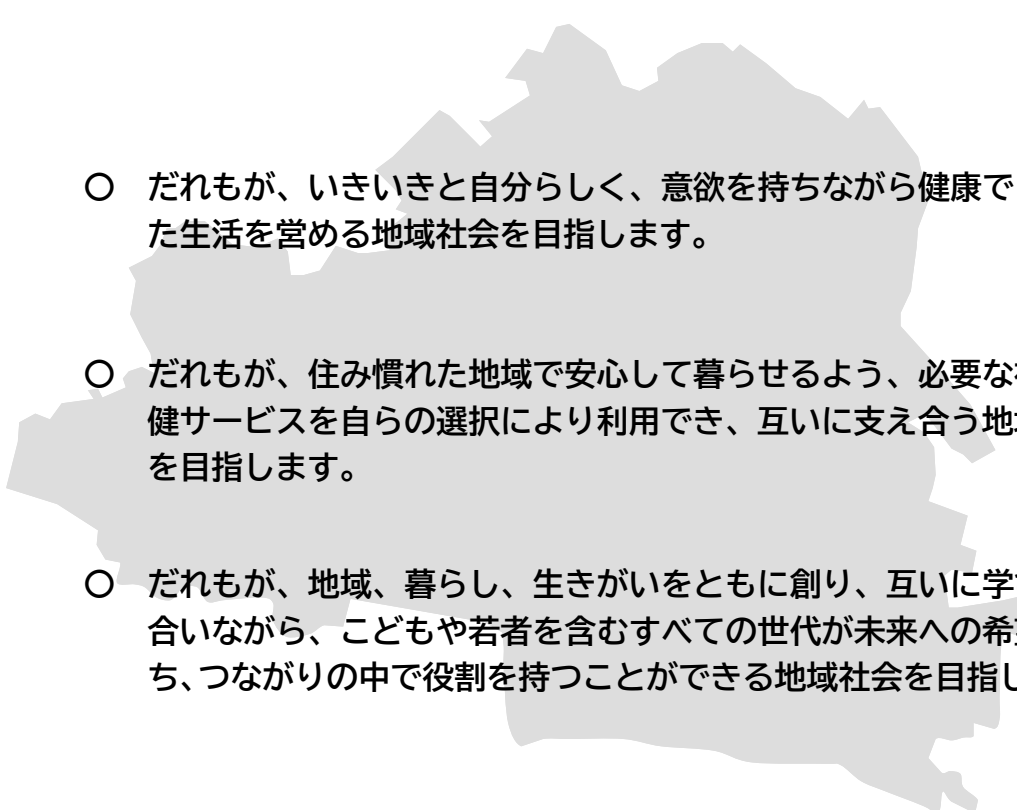
だれもが、地域の課題を把握し、解決するための活動に、当事者意識を持って、主体的に参画・協働し、分野を超えてつながる地域づくりを推進します。

○男女平等参画の推進

一人ひとりが互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮していきいきと暮らせる地域社会を目指します。

⁴ ダイバーシティ(diversity&inclusion) 性別(性自認及び性的指向を含む)、人種、国籍、宗教、経歴、障害の有無など人それぞれの「違い」を「多様性」として認め合い、互いを尊重し、だれもが暮らしやすい社会の実現を目指す考え方をいう。

2 基本目標

- 
- だれもが、いきいきと自分らしく、意欲を持ちながら健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。
 - だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。
 - だれもが、地域、暮らし、生きがいをともに創り、互いに学び高め合いながら、こどもや若者を含むすべての世代が未来への希望を持ち、つながりの中で役割を持つことができる地域社会を目指します。

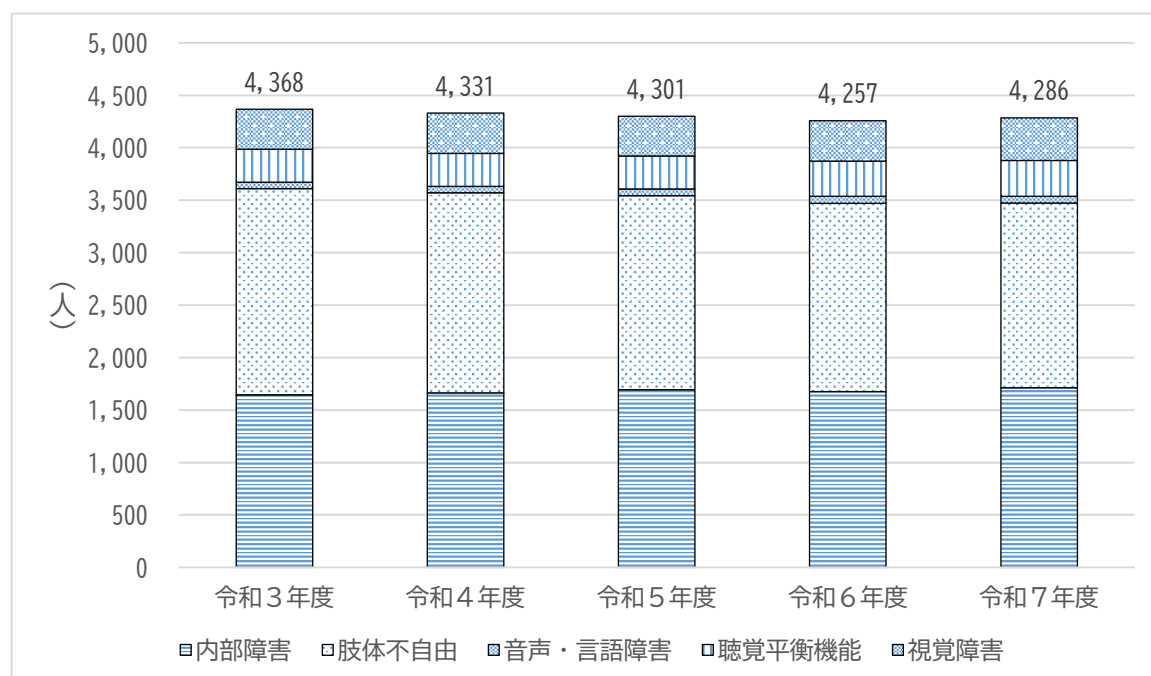
第3章 障害者・障害児を取り巻く現状

1 障害者・障害児の人数

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者は、令和7年度末現在4,286人です。4年前の令和3年度と比較すると、1.9%の減少となっています。障害種別では、肢体不自由が最も多く1,760人(41.1%)、次いで内部障害が1,713人(40.0%)、視覚障害が407人(9.5%)、聴覚平衡機能障害が342人(8.0%)、音声・言語機能障害が64人(1.5%)となります。肢体不自由と内部障害の両者を合わせると3,473人で、全体の81.0%を占めています。

【図表：身体障害者手帳所持者数の推移】



(人)

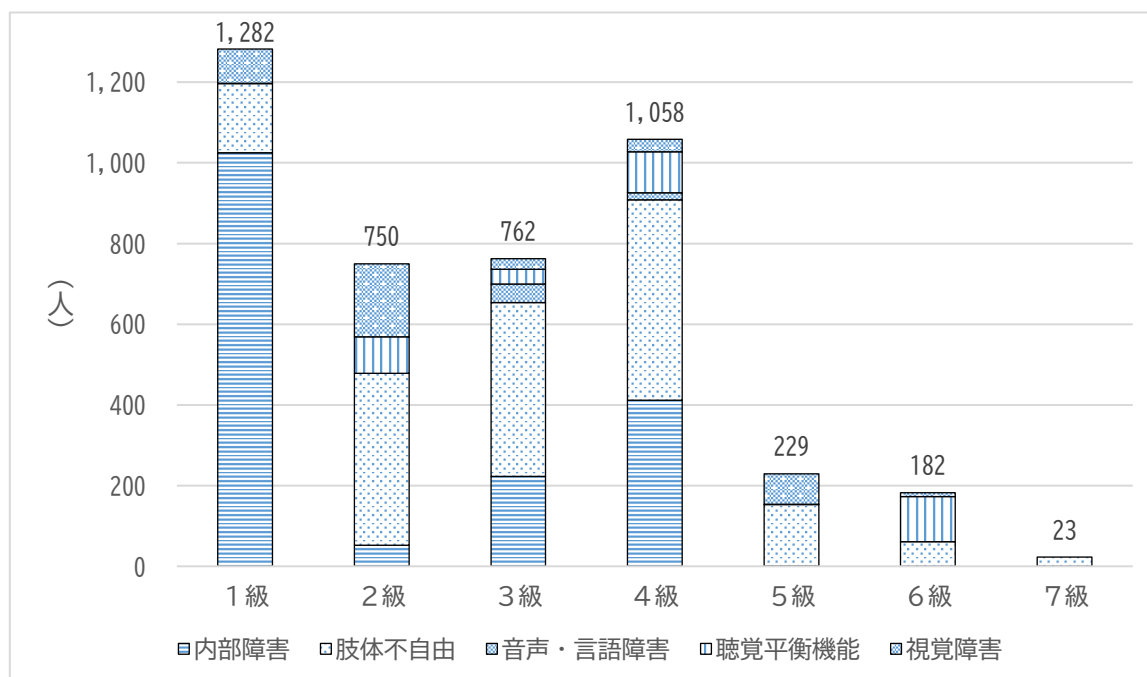
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
視覚障害	381	385	379	385	407
聴覚平衡機能	314	315	313	333	342
音声・言語機能	62	60	64	69	64
肢体不自由	1,967	1,906	1,851	1,793	1,760
内部障害	1,644	1,665	1,694	1,677	1,713
合 計	4,368	4,331	4,301	4,257	4,286

(各年度末現在)

【資料第 1 号】

令和7年度における等級別の身体障害者数は、1 級が 1,282 人、次いで4級が 1,058 人、3 級が 762 人、2 級が 750 人、5 級が 229 人、6 級が 182 人、7 級が 23 人となっています。

【図表：令和7年度等級別身体障害者数】



(人)

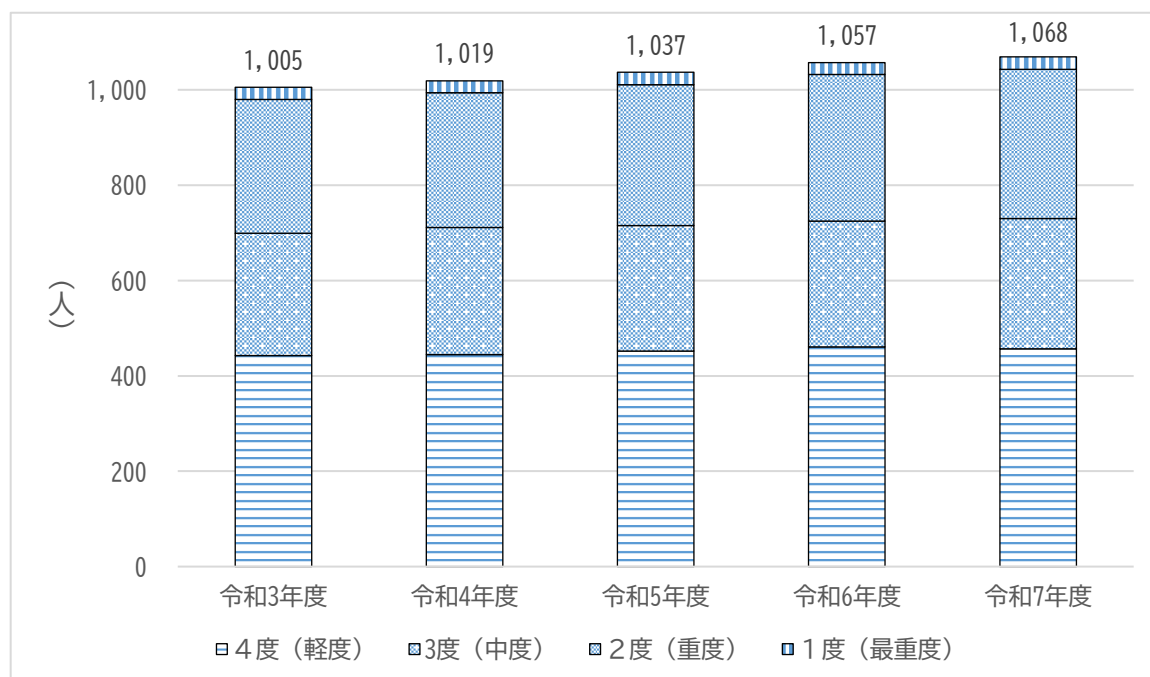
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	小計
視覚障害	85	181	26	31	75	9	0	407
聴覚平衡機能	1	91	36	101	1	112	0	342
音声・言語機能	0	0	46	18	0	0	0	64
肢体不自由	171	426	431	496	152	61	23	1,760
内部障害	1,025	52	223	412	1	0	0	1,713
合 計	1,282	750	762	1,058	229	182	23	4,286

(令和7年度末現在)

（２） 愛の手帳所持者数の推移

愛の手帳所持者は、令和7年度末現在1,068人です。4年前の令和3年度と比較すると、6.3%の増加となっています。4度（軽度）が最も多く、457人で42.8%を占め、次いで2度（重度）が312人（29.2%）、3度（中度）が273人（25.6%）、1度（最重度）が26人（2.4%）となります。4度（軽度）と3度（中度）を合わせると730人で、全体の68.4%を占めています。

【図表：愛の手帳所持者数の推移】



（人）

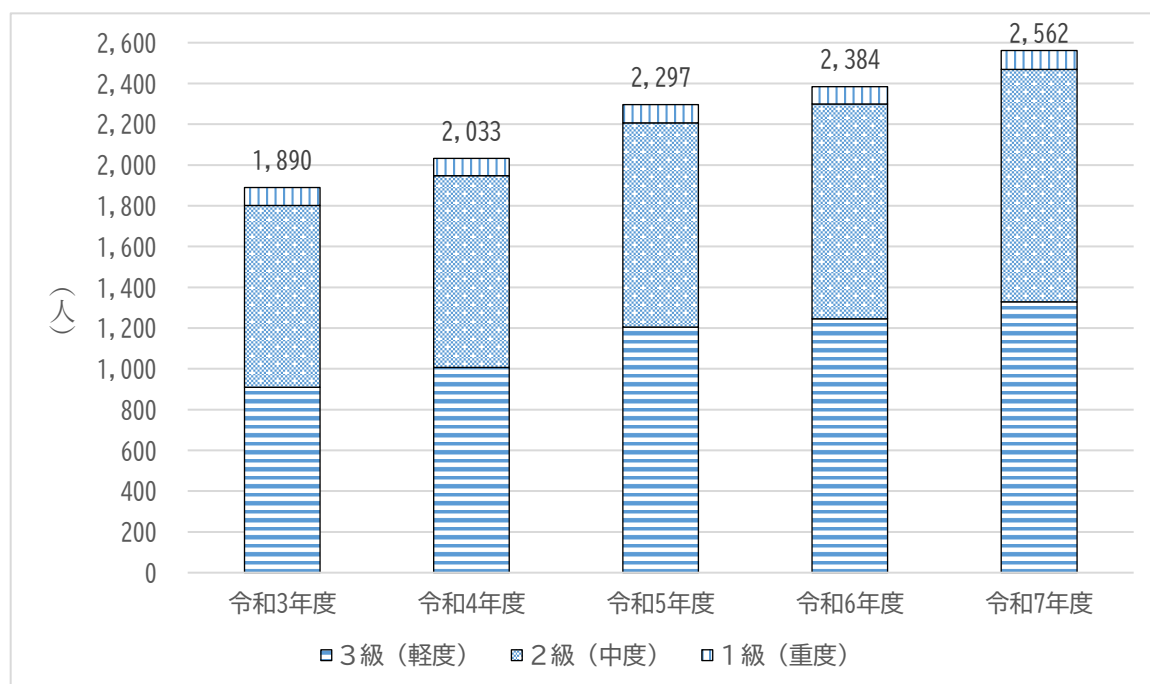
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1度（最重度）	25	25	26	25	26
2度（重 度）	281	283	296	307	312
3度（中 度）	256	266	263	264	273
4度（軽 度）	443	445	452	461	457
合 計	1,005	1,019	1,037	1,057	1,068

（各年度末現在）

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は、令和7年度末現在 2,562 人です。4 年前の令和3年度と比較すると、35.6%の増加となっています。3級（軽度）の人が最も多く 1,329 人（51.9%）、次いで2級（中度）が 1,140 人（44.5%）、1級（重度）が 93 人（3.6%）となっています。

【図表：精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



(人)

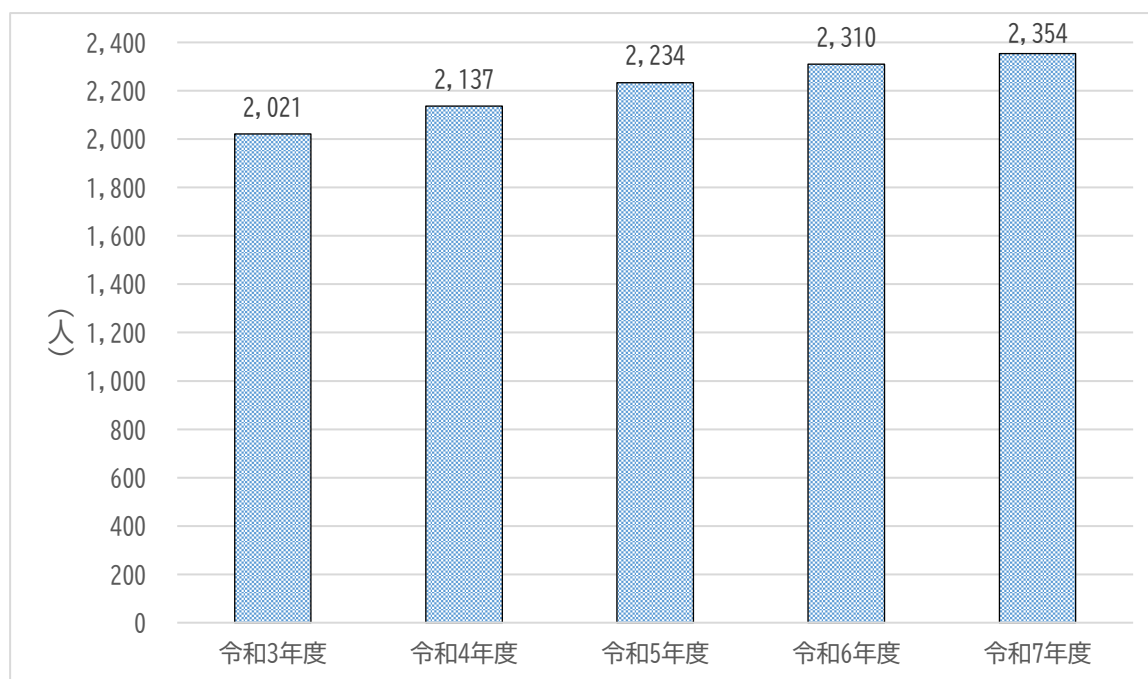
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1級（重度）	88	86	91	85	93
2級（中度）	892	940	1,001	1,054	1,140
3級（軽度）	910	1,007	1,205	1,245	1,329
合 計	1,890	2,033	2,297	2,384	2,562

(各年度末現在)

(4) 難病医療券所持者数の推移

平成 25 年 4 月に施行された障害者総合支援法において、障害者・児の範囲に新たに難病患者が加わりました。難病医療券所持者は、令和 7 年度末現在 2,354 人です。4 年前の令和 3 年度と比較すると、16.5%の増加となっています。

【図：難病医療券所持者数の推移】

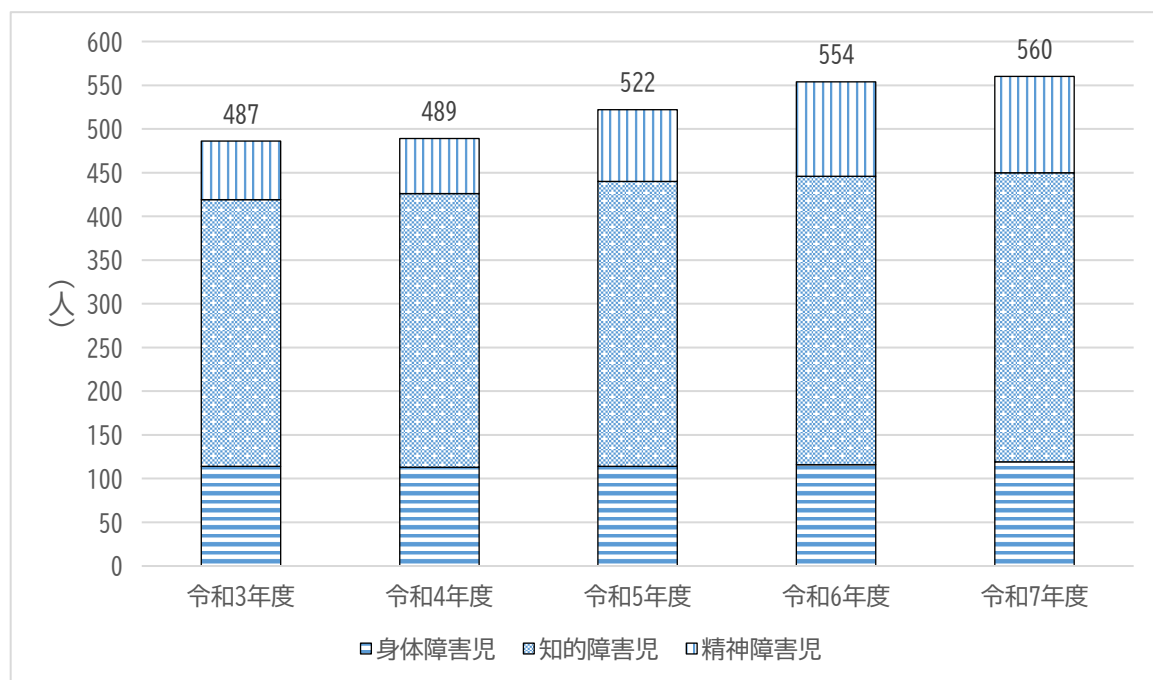


(各年度末現在)

（５）障害児の手帳所持者数

障害児の手帳所持者は、令和 7 年度末現在 560 人です。4 年前の令和 3 年度と比較すると 15.0% の増加となっています。障害種別で見ると、知的障害が最も多く 331 人（59.1%）、次いで身体障害が 119 人（21.3%）、精神障害が 110 人（19.6%）となっています。

【図表：障害児の手帳所持者数】



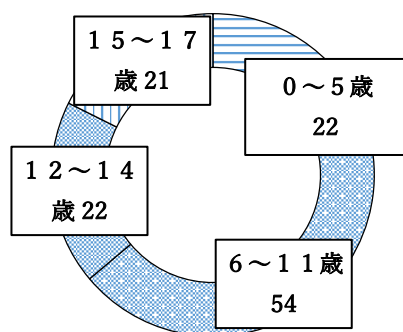
(人)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
身体障害児	114	113	114	116	119
知的障害児	306	313	326	330	331
精神（発達） 障害児	67	63	82	108	110
合 計	487	489	522	554	560

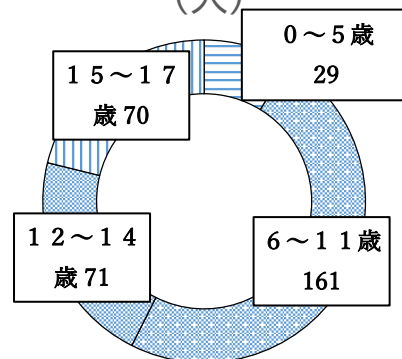
(各年度末現在)

○障害児の年齢別手帳所持者数

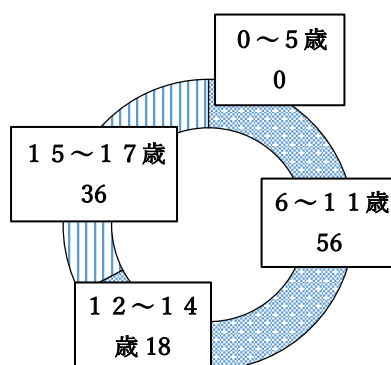
身体障害児 合計：119人
(人)



知的障害児 合計：331人
(人)



精神（発達）障害児
合計：110人
(人)



(令和 7 年度末現在)

2 地域生活の現状と課題

(1) 区内障害者・児 施設数一覧

(2) 区内障害者・児 施設一覧

(第 4 回障害者部会で提示予定)

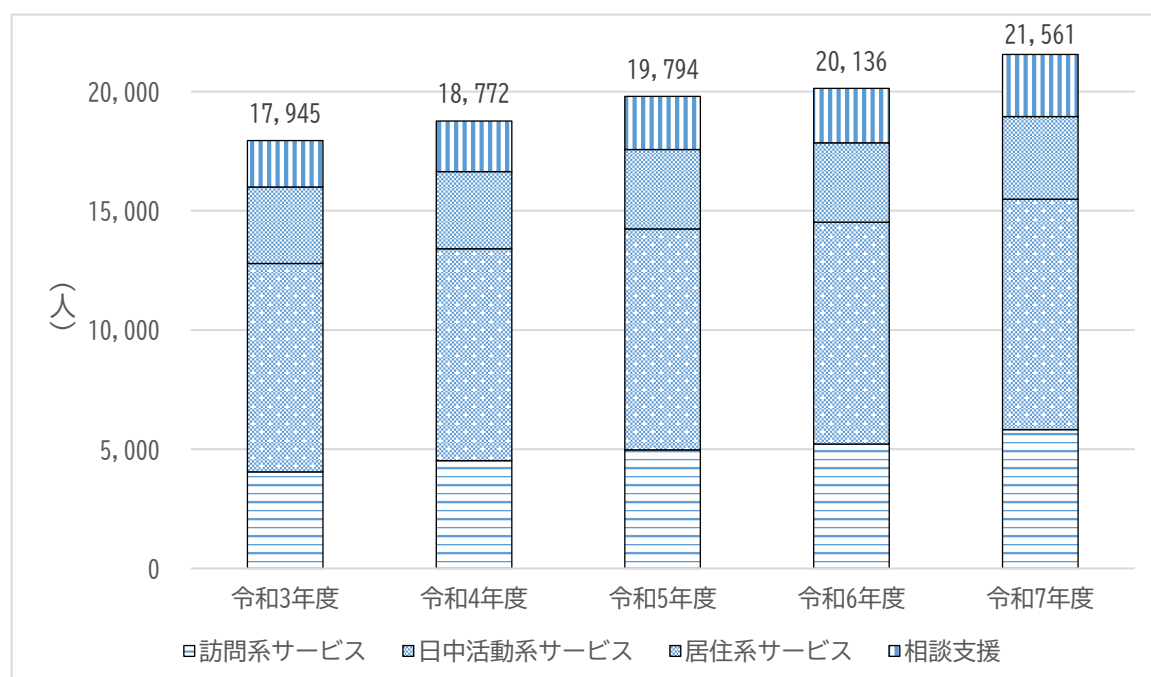
（３）障害福祉サービス等の利用状況と日常生活への支援について

○障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの延利用者数

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用者は、令和7年度末現在、21,561人で、4年前の令和3年度と比較すると、20.2%の増加となっています。利用サービスの中で最も多いのが、日中活動系サービスの9,673人で全利用者の44.9%、次いで訪問系サービスの5,823人（同27.0%）で、この両者で全体の71.9%を占めています。

4年前に比べ、特に利用者の伸びが大きいのは訪問系サービスとなっており、令和3年度と比較すると、44.0%の増加となっています。次いで、相談支援系サービスの伸びが大きく、令和3年度と比較すると、33.5%の増加となっています。

【図表：障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの延利用者数】



（人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談支援	1,949	2,134	2,229	2,289	2,602
居住系サービス	3,206	3,230	3,320	3,324	3,463
日中活動系サービス	8,745	8,885	9,275	9,312	9,673
訪問系サービス	4,045	4,523	4,970	5,211	5,823
合 計	17,945	18,772	19,794	20,136	21,561

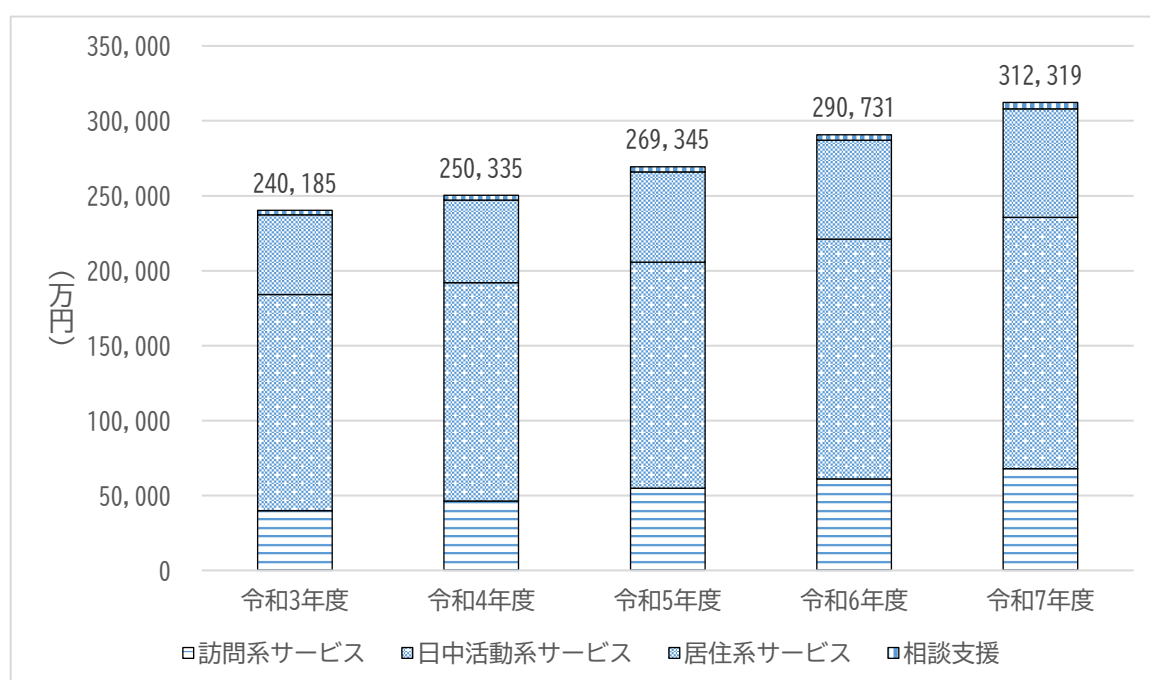
（各年度末現在）

○障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの給付額

令和7年度における障害者総合支援法に基づくサービスの給付額は、4年前の令和3年度と比較して30.0%の増加となり、給付額は31億円を超えています。サービス別では、給付額が最も大きいのは日中活動系サービスで16億7,830万円、次いで居住系サービスの7億2,305万円、訪問系サービスの6億7,837万円、相談支援（指定特定相談支援など）の4,347万円となっています。

この4年間の給付額の増加では、訪問系が70.1%の増加となっています。次いで相談支援（指定特定相談支援など）が45.5%の増加、居住系サービスが36.1%の増加、日中活動系サービスは16.4%の増加となっています。

【図表：障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの給付額】



(万円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談支援	2,987	3,284	3,485	3,729	4,347
居住系サービス	53,125	55,051	60,146	66,003	72,305
日中活動系サービス	144,200	145,645	150,875	160,000	167,830
訪問系サービス	39,872	46,355	54,839	60,999	67,837
合 計	240,185	250,335	269,345	290,731	312,319

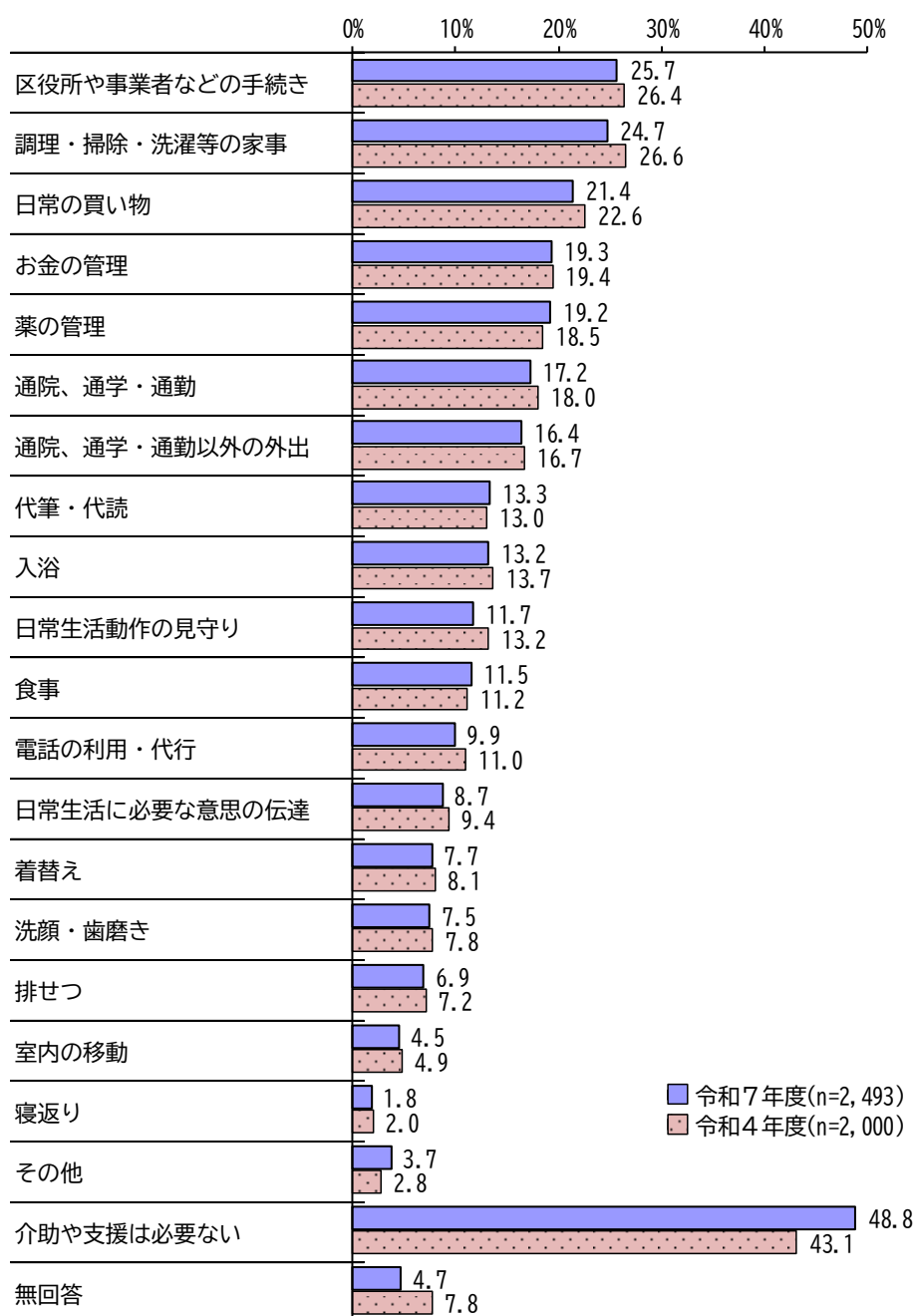
(各年度末現在)

○日常生活に必要な介助・支援（在宅の方）（実態・意向調査より）

令和7年度に実施した文京区障害者（児）実態・意向調査（以下「意向調査」という。）で、在宅の方に日常生活に必要な介助・支援をお聞きしたところ、全体としては「区役所や事業者などの手続き」が25.7%と最も多く、次いで「調理・掃除・洗濯等の家事」が24.7%、「日常の買い物」が21.4%と続きます。一方、「介助や支援は必要ない」は48.8%となっています。

項目別にみると、「区役所や事業者などの手続き」と答えた方では、知的障害が73.0%と最も多く、次いで高次脳機能障害が62.5%、音声・言語・そしゃく機能障害が55.2%と続きます。「調理・掃除・洗濯等の家事」と答えた方では、知的障害が63.3%と最も多く、次いで高次脳機能障害が55.0%、音声・言語・そしゃく機能障害が50.6%と続きます。「日常の買い物」と答えた方では、知的障害が56.6%と最も多く、次いで音声・言語・そしゃく機能障害が48.3%、視覚障害が42.9%と続きます。

【図表：日常生活に必要な介助・支援（在宅の方）】



障害別

	n	食事	排せつ	入浴	寝返り	着替え	調理・掃除・洗濯等の家事	室内の移動
(単位:%)								
全体	2,493	11.5	6.9	13.2	1.8	7.7	24.7	4.5
障害別								
肢体不自由	320	26.9	23.4	35.9	9.4	26.9	41.3	18.1
音声・言語・そしゃく機能障害	87	33.3	32.2	46.0	13.8	39.1	50.6	28.7
視覚障害	163	16.6	8.6	16.6	1.8	8.6	33.1	7.4
聴覚・平衡機能障害	153	7.8	2.6	11.8	1.3	5.2	17.0	3.3
内部障害	324	8.3	5.9	11.4	1.2	6.8	17.0	4.9
知的障害	256	32.0	23.0	35.5	1.6	21.9	63.3	6.3
発達障害	263	15.6	7.2	14.8	1.5	8.4	39.2	1.5
精神障害	626	10.9	3.4	8.0	0.6	3.8	29.1	1.8
高次脳機能障害	40	32.5	20.0	32.5	7.5	27.5	55.0	22.5
難病（特定疾病）	817	8.6	5.6	10.6	1.7	6.7	15.7	5.8
問12に該当する方	658	21.9	12.6	22.5	2.1	12.3	44.2	6.5
その他	42	14.3	11.9	19.0	4.8	14.3	35.7	7.1

	n	洗顔・歯磨き	代筆・代読	電話の利用・代行	お金の管理	日常の買い物	通院、通学・通勤	通院、通学・通勤以外の外出
(単位:%)								
全体	2,493	7.5	13.3	9.9	19.3	21.4	17.2	16.4
障害別								
肢体不自由	320	20.0	25.0	16.6	25.6	36.3	31.3	31.9
音声・言語・そしゃく機能障害	87	32.2	43.7	43.7	42.5	48.3	41.4	43.7
視覚障害	163	6.1	47.9	16.6	22.7	42.9	38.0	33.7
聴覚・平衡機能障害	153	2.0	15.0	19.0	11.1	20.3	20.9	12.4
内部障害	324	4.9	5.6	5.6	8.3	16.7	14.8	11.7
知的障害	256	32.4	52.0	41.4	73.8	56.6	47.3	54.7
発達障害	263	12.2	16.0	15.2	41.4	28.5	23.6	20.2
精神障害	626	5.3	6.1	5.6	21.4	17.4	11.8	12.3
高次脳機能障害	40	15.0	47.5	30.0	52.5	37.5	37.5	30.0
難病（特定疾病）	817	5.3	7.3	5.1	9.2	16.2	11.9	10.0
問12に該当する方	658	15.8	20.7	18.2	39.1	35.1	26.7	27.5
その他	42	14.3	21.4	19.0	31.0	33.3	28.6	21.4

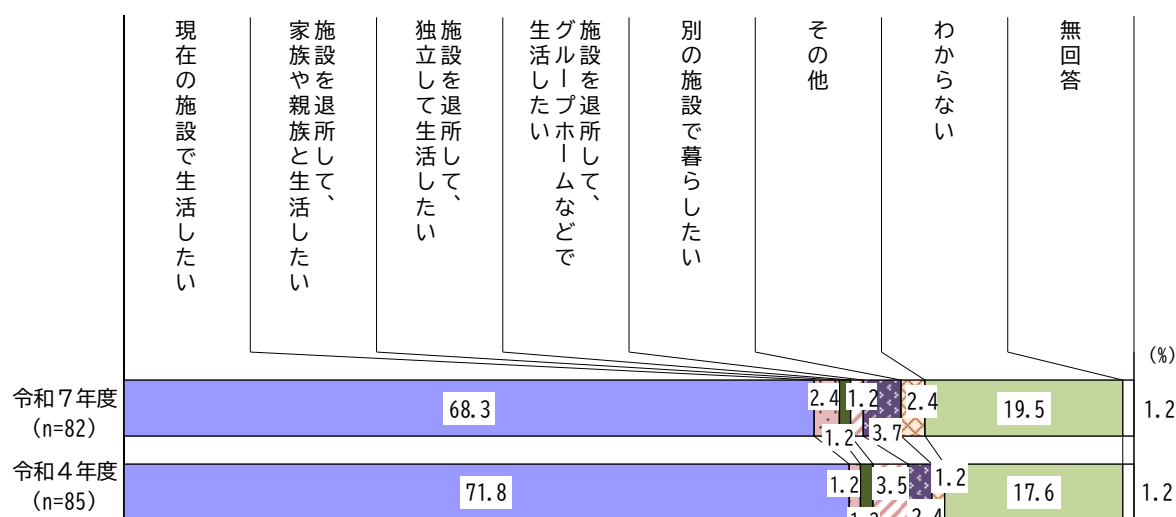
	n	日常生活に必要な意思の伝達	日常生活動作の見守り	薬の管理	区役所や事業者などの手続き	その他	介助や支援は必要ない	無回答
(単位:%)								
全体	2,493	8.7	11.7	19.2	25.7	3.7	48.8	4.7
障害別								
肢体不自由	320	12.5	20.9	30.6	38.8	4.1	32.5	3.1
音声・言語・そしゃく機能障害	87	32.2	33.3	43.7	55.2	3.4	16.1	3.4
視覚障害	163	4.9	13.5	19.6	46.0	3.7	27.6	3.7
聴覚・平衡機能障害	153	9.2	11.1	13.1	28.1	6.5	42.5	6.5
内部障害	324	5.9	7.7	12.7	16.7	2.5	62.3	5.9
知的障害	256	43.8	43.4	56.3	73.0	2.7	10.9	3.1
発達障害	263	23.6	20.2	31.9	37.6	5.7	30.4	5.3
精神障害	626	7.3	10.9	20.8	24.4	5.8	37.4	5.0
高次脳機能障害	40	22.5	37.5	47.5	62.5	5.0	17.5	2.5
難病（特定疾病）	817	3.2	6.6	11.1	14.7	1.7	70.3	2.1
問12に該当する方	658	21.4	25.4	38.1	43.2	7.6	21.9	3.6
その他	42	28.6	26.2	31.0	38.1	9.5	28.6	7.1

○今後希望する生活（施設入所の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、施設入所の方に今後希望する生活をお聞きしたところ、全体としてはその他を除くと「現在の施設で生活したい」が68.3%と最も多く、次いで「別の施設で暮らしたい」が3.7%、「施設を退所して、家族や親族と生活したい」が2.4%と続きます。一方、「わからない」は19.5%となっています。

地域別にみると、文京区内、23区内（文京区を除く）、東京都内（23区内を除く）、関東（東京都を除く）、関東以外のすべてで、「現在の施設で生活したい」が最も多くなっています。入所年数別にみると、1年未満、5年以上～10年未満、10年以上～20年未満、20年以上～30年未満、30年以上では「現在の施設で生活したい」が最も高くなっていますが、1年以上～3年未満、3年以上～5年未満では「わからない」が「現在の施設で生活したい」と同じ割合となっています。

【図表：今後希望する生活（施設入所の方）】



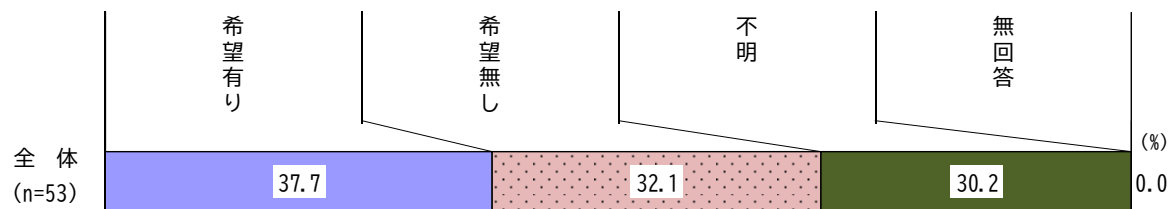
年齢別・地域別・入所年数別

	n	現在の施設で生活したい	施設を退所して、家族や親族と生活したい	施設を退所して、独立して生活したい	施設を退所して、グループホームなどで生活したい	別の施設で暮らしたい	その他	わからない	無回答
(単位:%)									
全体	82	68.3	2.4	1.2	1.2	3.7	2.4	19.5	1.2
年代別	18歳以上40歳未満	66.7	0.0	0.0	8.3	0.0	0.0	25.0	0.0
	40歳以上65歳未満	59.1	4.5	2.3	0.0	6.8	2.3	22.7	2.3
	65歳以上75歳未満	77.8	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1	11.1	0.0
	75歳以上	85.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0
地域別	文京区内	79.2	0.0	4.2	0.0	0.0	0.0	12.5	4.2
	23区内（文京区を除く）	66.7	0.0	0.0	0.0	11.1	0.0	22.2	0.0
	東京都内（23区内を除く）	50.0	0.0	0.0	10.0	20.0	0.0	20.0	0.0
	関東（東京都を除く）	60.9	4.3	0.0	0.0	0.0	8.7	26.1	0.0
	関東以外	75.0	6.3	0.0	0.0	0.0	0.0	18.8	0.0
入所年数別	1年未満	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1年以上～3年未満	40.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	40.0	0.0
	3年以上～5年未満	40.0	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0	40.0	0.0
	5年以上～10年未満	45.5	0.0	9.1	9.1	0.0	0.0	27.3	9.1
	10年以上～20年未満	82.6	0.0	0.0	0.0	4.3	0.0	13.0	0.0
	20年以上～30年未満	50.0	0.0	0.0	0.0	16.7	16.7	16.7	0.0
	30年以上	75.0	3.6	0.0	0.0	0.0	3.6	17.9	0.0

○退院に向けた本人の意思（長期入院施設）（実態・意向調査より）

意向調査で、長期入院施設入所の方に退院に向けた本人の意思をお聞きしたところ、希望有りが 37.7%と最も多く、次いで希望無しが 32.1%、不明が 30.2%と続きます。

【図：退院に向けた本人の意思（長期入院施設）】

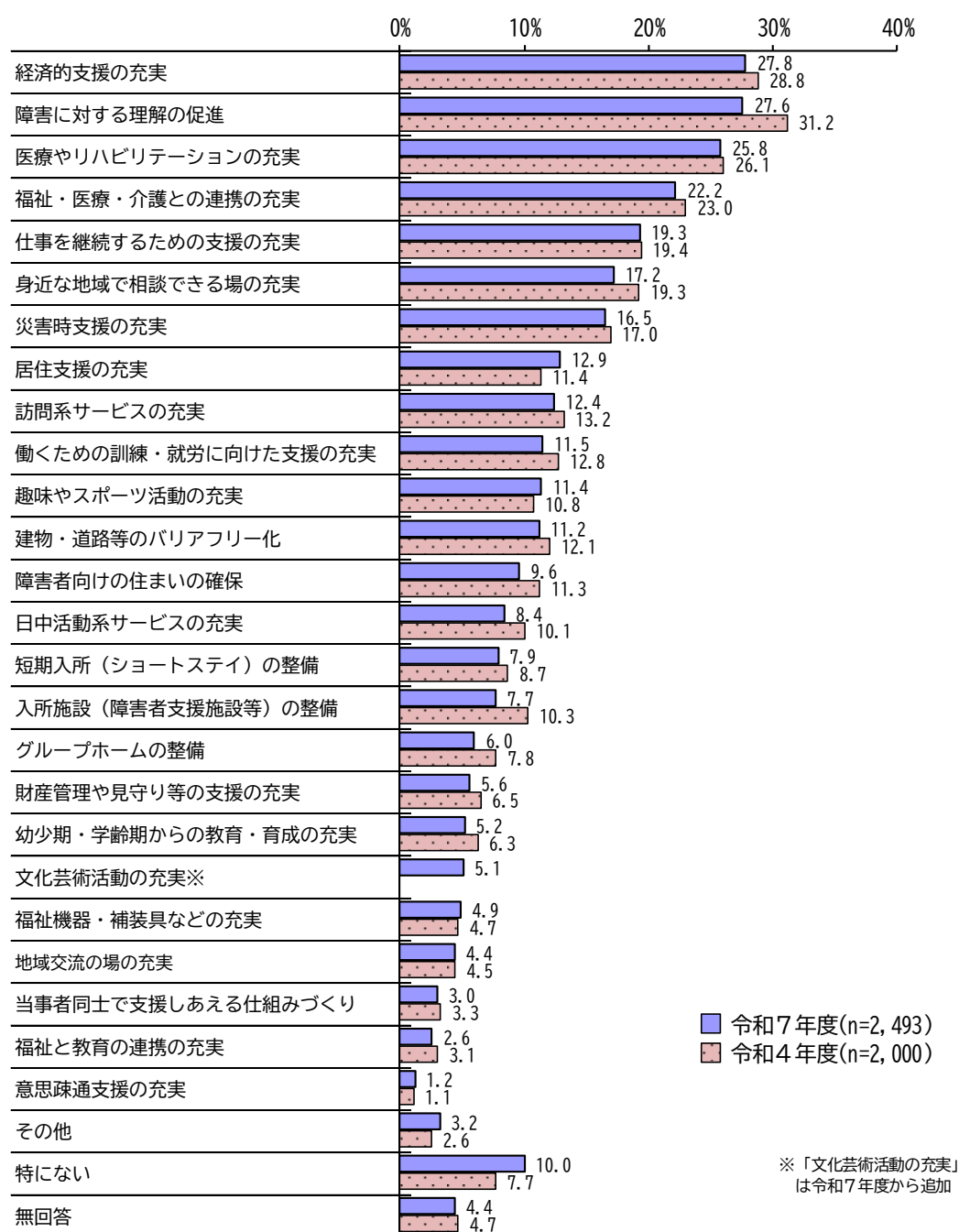


○地域で安心して暮らすために必要な施策（在宅の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、在宅の方に地域で安心して暮らすために必要な施策をお聞きしたところ、全体としては「経済的支援の充実」が27.8%と最も多く、次いで「障害に対する理解の促進」が27.6%、「医療やリハビリテーションの充実」が25.8%と続きます。

項目別にみると、「経済的支援の充実」と答えた方では、精神障害が43.5%と最も多く、次いで発達障害が39.9%、問12に該当する方（特別な支援や配慮を必要とする行動面に関する課題のある方）が37.8%と続きます。「障害に対する理解の促進」と答えた方では、発達障害が40.3%と最も多く、次いで精神障害が39.3%、視覚障害が38.0%と続きます。「医療やリハビリテーションの充実」と答えた方では、高次脳機能障害が52.5%と最も多く、次いで肢体不自由が42.5%、音声・言語・そしゃく機能障害が35.6%と続きます。

【図表：地域で安心して暮らすために必要な施策（在宅の方）】



障害別

	n	障害に対する理解の促進	医療やリハビリテーションの充実	幼少期・学齢期からの教育・育成の充実	働くための訓練・就労に向けた支援の充実	仕事を継続するための支援の充実	身近な地域で相談できる場の充実	訪問系サービスの充実
(単位:%)								
全体	2,493	27.6	25.8	5.2	11.5	19.3	17.2	12.4
障害別								
肢体不自由	320	25.9	42.5	2.2	3.8	7.8	13.4	20.6
音声・言語・そしゃく機能障害	87	31.0	35.6	2.3	10.3	12.6	8.0	29.9
視覚障害	163	38.0	27.6	3.1	9.2	8.6	21.5	19.6
聴覚・平衡機能障害	153	32.7	28.8	3.3	7.2	11.1	18.3	12.4
内部障害	324	22.8	28.1	3.7	4.6	9.0	17.0	16.4
知的障害	256	32.4	9.8	5.9	10.5	24.6	18.4	11.3
発達障害	263	40.3	12.9	12.2	24.3	37.3	19.4	8.0
精神障害	626	39.3	15.8	6.7	23.8	31.5	22.2	8.6
高次脳機能障害	40	35.0	52.5	2.5	10.0	7.5	12.5	27.5
難病（特定疾病）	817	18.4	33.2	5.3	6.9	17.6	14.4	12.1
問12に該当する方	658	35.1	19.8	6.5	18.1	27.5	17.5	13.1
その他	42	23.8	23.8	2.4	14.3	14.3	21.4	23.8

	n	日中活動系サービスの充実	短期入所（ショートステイ）の整備	意思疎通支援の充実	福祉機器・補装具などの充実	グループホームの整備	入所施設（障害者支援施設等）の整備	障害者向けの住まいの確保
(単位:%)								
全体	2,493	8.4	7.9	1.2	4.9	6.0	7.7	9.6
障害別								
肢体不自由	320	8.8	15.3	0.6	10.9	5.3	10.0	11.6
音声・言語・そしゃく機能障害	87	16.1	23.0	5.7	14.9	5.7	14.9	12.6
視覚障害	163	8.0	8.0	1.2	14.1	3.7	6.7	14.1
聴覚・平衡機能障害	153	7.2	10.5	10.5	16.3	2.0	8.5	9.2
内部障害	324	5.6	6.8	0.0	7.7	2.2	5.9	6.5
知的障害	256	25.0	23.0	2.3	2.0	35.9	33.6	19.5
発達障害	263	12.5	10.3	1.9	1.5	13.3	11.0	15.6
精神障害	626	11.7	4.2	0.6	1.0	3.8	4.0	15.8
高次脳機能障害	40	15.0	12.5	2.5	12.5	2.5	10.0	10.0
難病（特定疾病）	817	4.0	6.4	0.1	4.2	2.2	5.5	4.0
問12に該当する方	658	14.1	9.0	1.2	3.0	10.0	13.1	16.7
その他	42	14.3	11.9	4.8	2.4	4.8	11.9	9.5

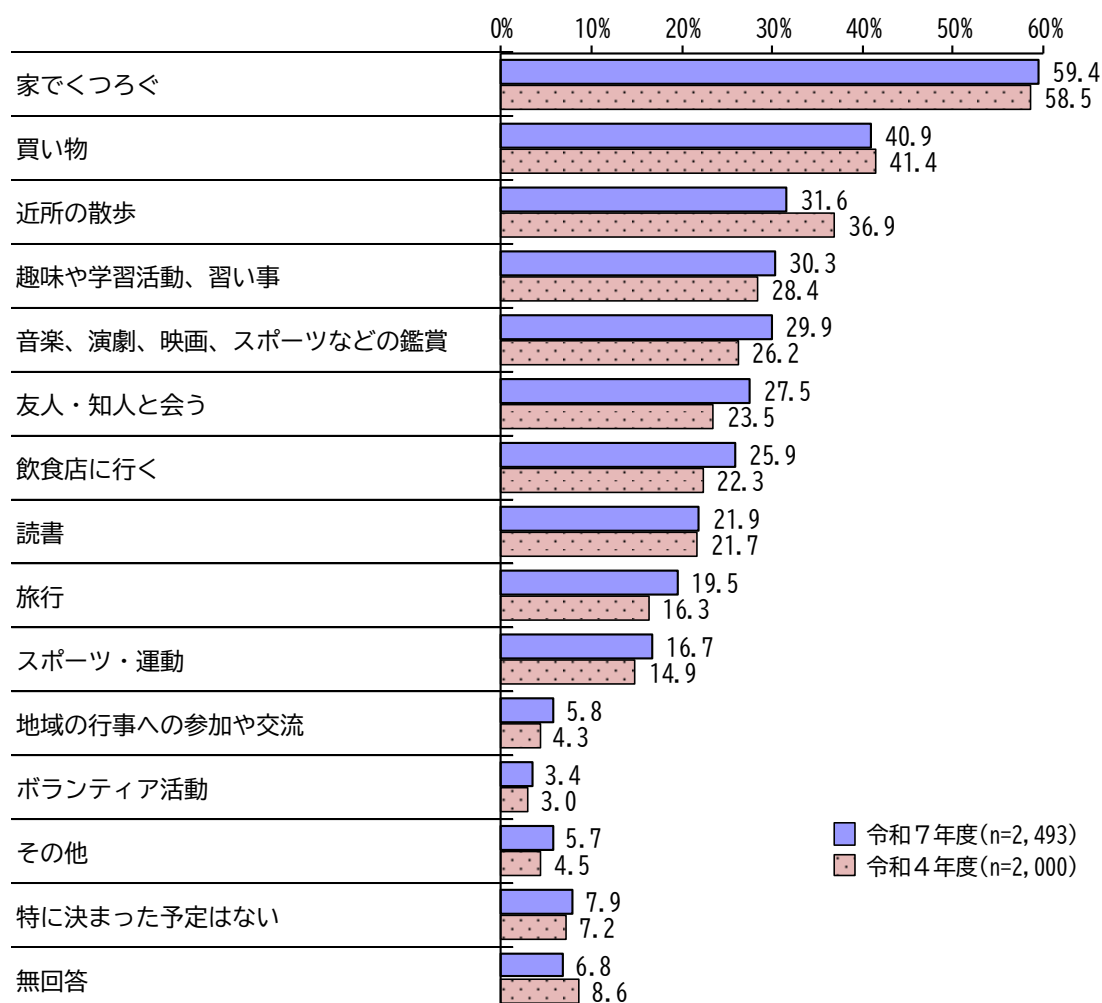
	n	居住支援の充実	建物・道路等のバリアフリー化	当事者同士で支援しあえる仕組みづくり	文化芸術活動の充実	趣味やスポーツ活動の充実	財産管理や見守り等の支援の充実	経済的支援の充実
(単位:%)								
全体	2,493	12.9	11.2	3.0	5.1	11.4	5.6	27.8
障害別								
肢体不自由	320	10.0	24.4	1.3	4.1	6.3	4.4	20.3
音声・言語・そしゃく機能障害	87	11.5	18.4	1.1	4.6	8.0	4.6	20.7
視覚障害	163	14.1	27.0	4.9	5.5	9.8	1.8	21.5
聴覚・平衡機能障害	153	9.8	12.4	2.6	2.0	7.2	5.2	14.4
内部障害	324	13.3	12.3	2.2	6.2	10.2	3.4	25.3
知的障害	256	14.8	3.5	1.2	4.7	16.4	14.1	17.6
発達障害	263	17.1	3.8	5.3	7.2	12.5	12.2	39.9
精神障害	626	18.1	3.5	4.5	5.9	12.1	7.7	43.5
高次脳機能障害	40	12.5	17.5	5.0	2.5	2.5	5.0	32.5
難病（特定疾病）	817	11.0	13.0	2.9	4.4	10.9	3.4	26.9
問12に該当する方	658	17.9	6.4	4.3	5.5	11.6	8.7	37.8
その他	42	11.9	11.9	4.8	4.8	11.9	2.4	23.8

○休日の過ごし方（在宅の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、在宅の方に休日の過ごし方をお聞きしたところ、全体としては「家でくつろぐ」が59.4%と最も多く、次いで「買い物」が40.9%、「近所の散歩」が31.6%と続きます。

項目別にみると、「家でくつろぐ」と答えた方では、その他を除くと知的障害が65.6%と最も多く、次いで高次脳機能障害が65.0%、精神障害が63.3%と続きます。「買い物」と答えた方では、難病（特定疾病）が43.2%と最も多く、次いで発達障害が42.6%、知的障害が41.8%と続きます。「近所の散歩」と答えた方では、その他を除くと内部障害が36.7%と最も多く、次いで知的障害が36.3%、精神障害が32.7%と続きます。

【図表：休日の過ごし方（在宅の方）】



障害別

	n	趣味や学 習活動、 習い事	スポーツ・ 運動	ボラン ティア活 動	友人・知 人と会う	音楽、演 劇、映画、 スポーツな どの鑑賞	買い物	飲食店に 行く	読書
(単位:%)									
全体	2,493	30.3	16.7	3.4	27.5	29.9	40.9	25.9	21.9
障害別									
肢体不自由	320	18.4	6.9	2.8	23.4	24.1	32.8	20.0	18.4
音声・言語・そしゃく機能障害	87	19.5	8.0	0.0	18.4	20.7	26.4	20.7	14.9
視覚障害	163	30.7	16.0	9.2	25.2	29.4	28.2	22.7	11.7
聴覚・平衡機能障害	153	25.5	15.7	7.2	24.8	26.8	37.9	22.9	27.5
内部障害	324	29.9	17.0	3.1	29.6	32.7	41.7	27.2	29.6
知的障害	256	27.7	15.6	2.3	10.9	27.3	41.8	23.8	4.3
発達障害	263	44.5	16.7	1.9	26.2	37.6	42.6	28.1	23.2
精神障害	626	30.5	12.1	2.4	26.2	32.1	41.2	26.4	25.4
高次脳機能障害	40	12.5	2.5	2.5	22.5	27.5	30.0	22.5	10.0
難病（特定疾病）	817	33.2	20.9	3.4	34.9	29.1	43.2	29.6	22.0
問12に該当する方	658	28.6	12.9	2.1	21.4	26.6	34.8	23.1	17.8
その他	42	16.7	14.3	2.4	11.9	14.3	38.1	16.7	9.5

	n	旅行	家でくつ ろぐ	地域の行 事への参 加や交流	近所の散 歩	その他	特に決 まった予 定はない	無回答
(単位:%)								
全体	2,493	19.5	59.4	5.8	31.6	5.7	7.9	6.8
障害別								
肢体不自由	320	14.4	52.2	5.6	22.2	4.7	13.1	11.3
音声・言語・そしゃく機能障害	87	20.7	52.9	4.6	26.4	5.7	13.8	11.5
視覚障害	163	16.6	52.8	4.3	29.4	5.5	12.3	7.4
聴覚・平衡機能障害	153	24.8	51.0	9.8	27.5	4.6	7.8	9.2
内部障害	324	23.8	60.2	8.3	36.7	5.6	7.4	4.9
知的障害	256	16.8	65.6	9.0	36.3	7.4	4.7	4.3
発達障害	263	21.7	62.4	4.9	27.8	13.3	5.7	2.7
精神障害	626	13.3	63.3	4.0	32.7	6.4	8.5	4.2
高次脳機能障害	40	17.5	65.0	10.0	30.0	5.0	5.0	12.5
難病（特定疾病）	817	23.3	59.6	5.1	30.7	6.2	7.6	6.6
問12に該当する方	658	12.9	58.8	5.9	30.4	9.7	8.2	7.9
その他	42	4.8	64.3	7.1	35.7	9.5	11.9	7.1

■障害福祉サービス等の利用状況と日常生活への支援における課題

- ・ 障害の特性や状況に応じた適切な障害福祉サービス等が提供されること
- ・ 支え手・受け手の垣根を越えた、地域共生社会の構築に向けた支援体制を整備すること
- ・ 障害者が自ら望む生活を営めるようにするためのサービス基盤が整備されること
- ・ 障害者が安心して地域生活に移行し、定着できる福祉サービスが提供されること
- ・ 地域のニーズに応じた、障害福祉サービス等の適切かつ安定的な質・量が確保されること
- ・ 地域における障害及び障害者に対する理解を促進すること

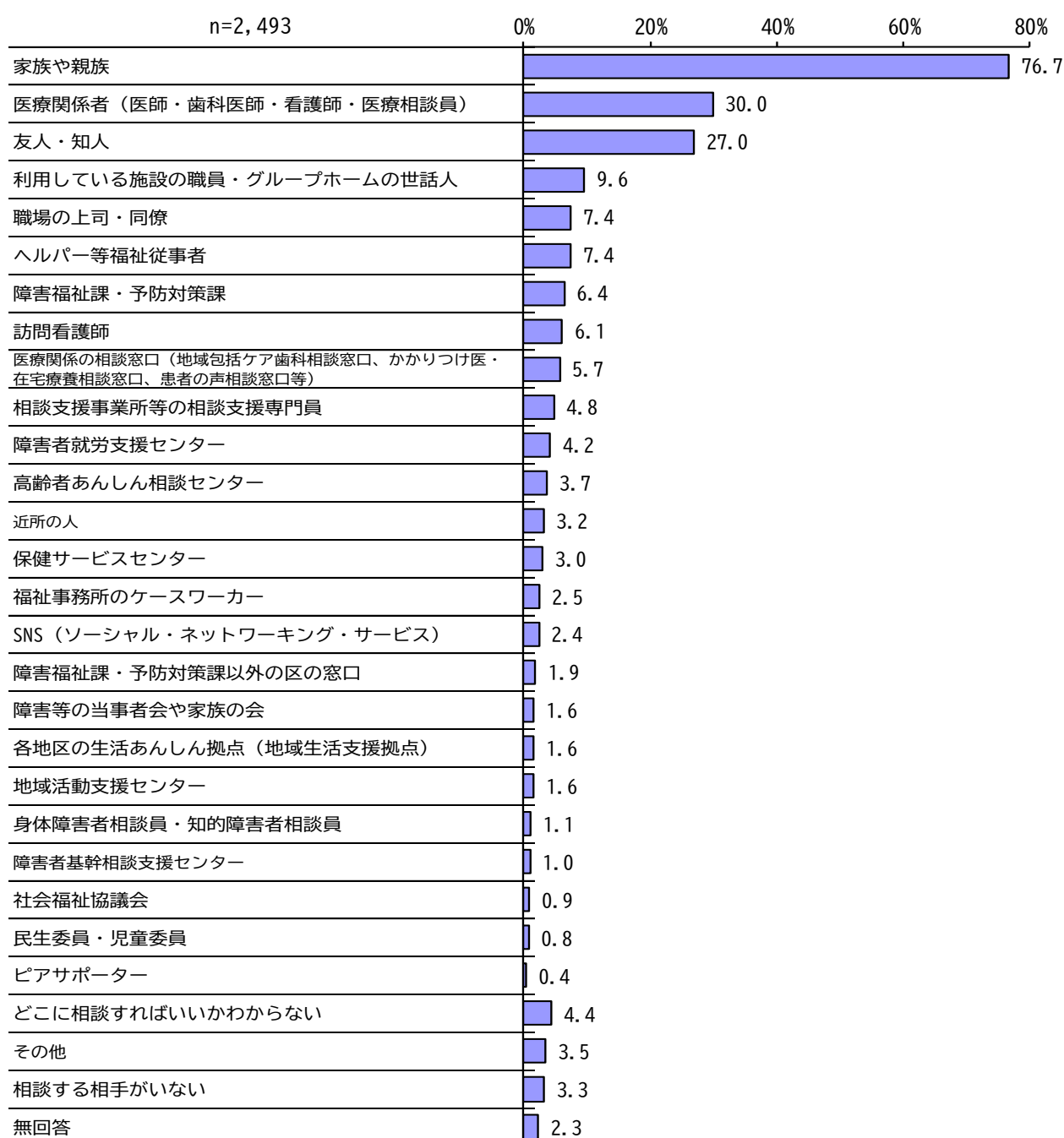
（４）相談支援と権利擁護について

○困ったときの相談相手（在宅の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、在宅の方に困ったときの相談相手をお聞きしたところ、全体としては「家族や親族」が76.7%と最も多く、次いで「医療関係者（医師・歯科医師・看護師・医療相談員）」が30.0%、「友人・知人」が27.0%と続きます。一方、「相談する相手がいない」は3.3%となっています。

項目別にみると、精神障害、その他を除く障害で70%以上の方が「家族や親族」と答えています。「医療関係者（医師・歯科医師・看護師・医療相談員）」と答えた方では、精神障害が42.3%と最も多く、次いで発達障害が37.6%、高次脳機能障害が37.5%と続きます。「友人・知人」と答えた方では、その他を除くと難病（特定疾病）が32.7%と最も多く、次いで視覚障害が31.9%、精神障害が28.0%と続きます。

【図表：困ったときの相談相手（在宅の方）】



障害別

	n	家族や親族	近所の人	友人・知人	ピアサポーター	職場の上 司・同僚	民生委員・ 児童委員	障害等の 当事者会 や家族の 会	身体障害 者相談員・ 知的障害 者相談員
(単位:%)									
全体	2,493	76.7	3.2	27.0	0.4	7.4	0.8	1.6	1.1
障害別									
肢体不自由	320	80.3	5.9	24.7	0.9	2.8	2.8	2.2	0.6
音声・言語・そしゃく機能障害	87	79.3	5.7	25.3	0.0	6.9	1.1	1.1	5.7
視覚障害	163	73.6	4.9	31.9	1.2	6.1	0.6	3.7	0.6
聴覚・平衡機能障害	153	81.7	7.2	26.8	1.3	5.2	3.3	2.6	0.7
内部障害	324	79.6	4.0	24.4	0.3	2.2	1.2	1.2	0.3
知的障害	256	84.0	2.0	9.0	0.4	14.8	0.4	3.5	6.6
発達障害	263	73.0	1.5	25.1	0.8	15.2	0.0	3.0	3.8
精神障害	626	64.9	1.1	28.0	0.3	9.3	0.6	1.9	1.3
高次脳機能障害	40	82.5	2.5	15.0	0.0	12.5	0.0	10.0	5.0
難病（特定疾病）	817	83.4	3.1	32.7	0.2	7.1	0.2	0.6	0.1
その他	42	64.3	2.4	31.0	0.0	2.4	0.0	0.0	2.4

	n	ヘルパー 等福祉従 事者	利用してい る施設の職 員・グループ ホームの世 話人	相談支援 事業所等 の相談支 援専門員	医療関係者 （医師・歯科 医師・看護 師・医療相談 員）	医療関係 の相談窓 口	障害福祉 課・予防対 策課	障害福祉 課・予防対 策課以外の 区の窓口	保健サー ビスセン ター
(単位:%)									
全体	2,493	7.4	9.6	4.8	30.0	5.7	6.4	1.9	3.0
障害別									
肢体不自由	320	15.0	14.7	4.1	25.3	7.5	7.5	4.1	1.6
音声・言語・そしゃく機能障害	87	23.0	24.1	3.4	29.9	10.3	10.3	5.7	3.4
視覚障害	163	16.0	6.1	3.7	16.0	6.1	10.4	3.7	2.5
聴覚・平衡機能障害	153	8.5	6.5	3.3	20.9	8.5	9.2	5.2	2.6
内部障害	324	8.0	4.6	1.9	35.2	7.1	5.2	1.9	1.2
知的障害	256	6.6	43.4	18.0	19.5	2.3	12.5	2.7	1.2
発達障害	263	6.1	14.8	10.6	37.6	5.3	9.5	1.9	5.7
精神障害	626	6.4	12.1	7.8	42.3	5.8	8.8	2.2	7.2
高次脳機能障害	40	17.5	17.5	7.5	37.5	12.5	10.0	7.5	0.0
難病（特定疾病）	817	7.2	3.8	1.5	31.7	5.3	2.6	0.9	2.9
その他	42	2.4	11.9	4.8	33.3	16.7	7.1	2.4	11.9

	n	障害者基 幹相談支 援センター	各地区の生 活あんしん拠 点（地域生活 支援拠点）	福祉事務 所のケー スワーカー	障害者就 労支援セ ンター	社会福祉 協議会	高齢者あ んしん相談 センター	地域活動 支援セン ター	訪問看護 師
(単位:%)									
全体	2,493	1.0	1.6	2.5	4.2	0.9	3.7	1.6	6.1
障害別									
肢体不自由	320	1.3	1.3	1.6	2.2	0.3	5.6	2.5	8.8
音声・言語・そしゃく機能障害	87	1.1	0.0	2.3	0.0	0.0	5.7	0.0	10.3
視覚障害	163	0.6	1.2	1.8	0.6	2.5	9.2	0.6	4.9
聴覚・平衡機能障害	153	0.7	2.6	0.7	2.0	2.6	7.2	3.3	5.9
内部障害	324	0.9	0.3	1.2	0.0	0.9	5.9	0.3	5.9
知的障害	256	3.5	2.3	2.3	8.2	1.2	0.0	1.2	4.7
発達障害	263	4.2	3.4	4.6	13.7	1.5	1.9	0.8	4.9
精神障害	626	2.4	2.4	4.0	10.1	1.4	1.1	2.7	10.5
高次脳機能障害	40	5.0	0.0	2.5	5.0	0.0	7.5	0.0	12.5
難病（特定疾病）	817	0.5	1.0	1.2	0.4	0.2	4.0	1.5	5.0
その他	42	0.0	4.8	9.5	4.8	4.8	11.9	4.8	2.4

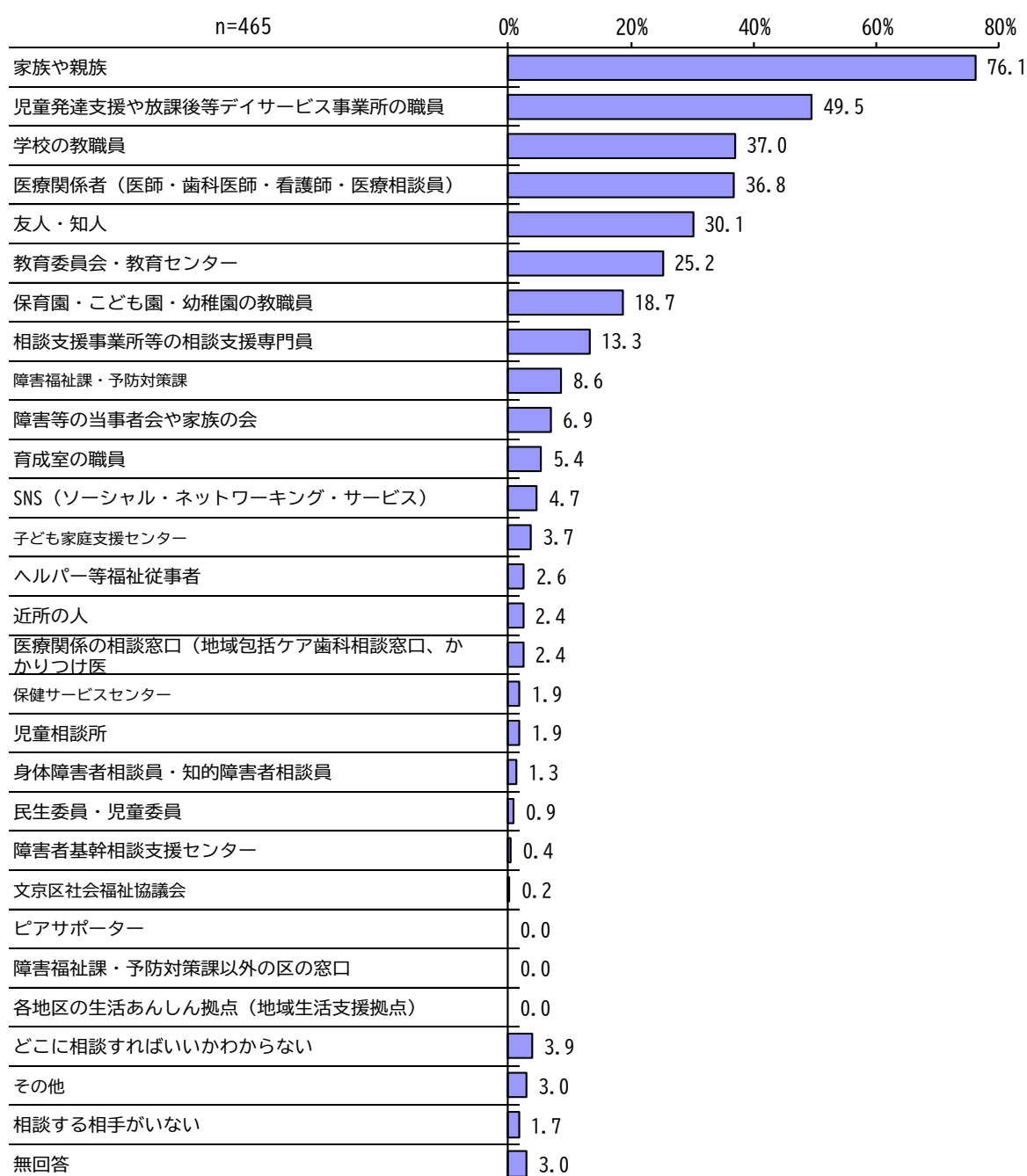
	n	SNS（ソー シャル・ネッ トワーキング・ サービス）	どこに相 談すれば いいかわ からない	その他	相談する 相手が いない	無回答
(単位:%)						
全体	2,493	2.4	4.4	3.5	3.3	2.3
障害別						
肢体不自由	320	0.9	5.0	2.2	1.6	1.6
音声・言語・そしゃく機能障害	87	0.0	5.7	5.7	1.1	3.4
視覚障害	163	1.2	4.3	6.1	3.7	2.5
聴覚・平衡機能障害	153	2.0	4.6	2.0	1.3	3.3
内部障害	324	0.9	4.6	3.4	3.1	1.2
知的障害	256	0.8	2.3	3.9	1.6	1.6
発達障害	263	7.6	6.1	8.4	4.2	1.1
精神障害	626	6.4	6.2	5.1	5.6	0.8
高次脳機能障害	40	2.5	12.5	2.5	0.0	0.0
難病（特定疾病）	817	1.3	3.4	2.0	3.5	0.9
その他	42	2.4	2.4	4.8	7.1	9.5

○困ったときの相談相手（18歳未満の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、18歳未満の方に困ったときの相談相手をお聞きしたところ、全体としては「家族や親族」が76.1%と最も多く、次いで「児童発達支援や放課後等デイサービス事業所の職員」が49.5%、「学校の教職員」が37.0%と続いています。一方、「相談する相手がいない」は1.7%となっています。

項目別にみると、音声・言語・そしゃく機能障害、視覚障害、精神障害を除く障害で70%以上の方が「家族や親族」と答えています。「児童発達支援や放課後等デイサービス事業所の職員」と答えた方では、回答者の少ない高次脳機能障害、その他を除くと発達障害が56.8%と最も多く、次いで知的障害が51.5%、難病（特定疾病）が38.7%と続きます。「学校の教職員」と答えた方では、精神障害が52.9%と最も多く、次いで知的障害が49.1%、発達障害が40.4%と続きます。

【図表：困ったときの相談相手（18歳未満の方）】



障害別

	n	家族や親族	近所の人	友人・知人	ピアサポーター	学校の教職員	保育園・こども園・幼稚園の教職員	民生委員・児童委員	障害等の当事者会や家族の会
(単位:%)									
全体	465	76.1	2.4	30.1	0.0	37.0	18.7	0.9	6.9
肢体不自由	37	70.3	0.0	21.6	0.0	24.3	10.8	0.0	18.9
音声・言語・そしゃく機能障害	30	66.7	0.0	10.0	0.0	30.0	16.7	0.0	13.3
視覚障害	9	55.6	0.0	22.2	0.0	33.3	22.2	0.0	11.1
聴覚・平衡機能障害	14	78.6	0.0	14.3	0.0	35.7	0.0	0.0	0.0
内部障害	28	71.4	3.6	21.4	0.0	32.1	17.9	0.0	14.3
知的障害	167	78.4	2.4	34.7	0.0	49.1	10.2	0.6	13.2
発達障害	285	80.7	3.2	32.6	0.0	40.4	17.5	1.4	4.2
精神障害	17	64.7	0.0	41.2	0.0	52.9	0.0	0.0	0.0
高次脳機能障害	1	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
難病（特定疾病）	31	77.4	3.2	22.6	0.0	29.0	3.2	0.0	16.1
その他	31	74.2	0.0	16.1	0.0	16.1	38.7	0.0	0.0

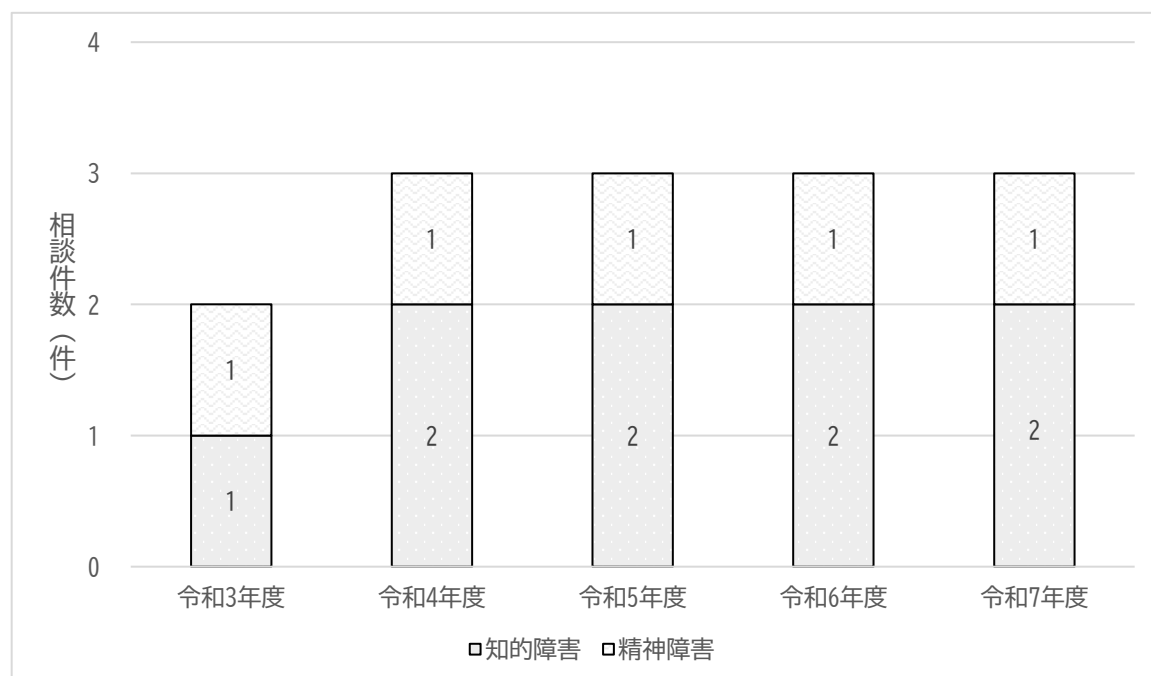
	n	身体障害者相談員・知的障害者相談員	ヘルパー等福祉従事者	児童発達支援や放課後等デイサービス事業所の職員	相談支援事業所等の相談支援専門員	医療関係者（医師・歯科医師・看護師・医療相談員）	医療関係の相談窓口	障害福祉課・予防対策課	障害福祉課・予防対策以外の区の窓口
(単位:%)									
全体	465	1.3	2.6	49.5	13.3	36.8	2.4	8.6	0.0
肢体不自由	37	2.7	13.5	21.6	29.7	56.8	10.8	32.4	0.0
音声・言語・そしゃく機能障害	30	3.3	16.7	36.7	23.3	56.7	10.0	26.7	0.0
視覚障害	9	0.0	11.1	33.3	11.1	44.4	0.0	11.1	0.0
聴覚・平衡機能障害	14	0.0	0.0	28.6	7.1	21.4	7.1	7.1	0.0
内部障害	28	0.0	3.6	21.4	3.6	39.3	3.6	10.7	0.0
知的障害	167	3.6	5.4	51.5	17.4	47.9	3.6	16.2	0.0
発達障害	285	1.8	1.1	56.8	14.4	38.2	2.5	6.3	0.0
精神障害	17	5.9	0.0	35.3	0.0	58.8	5.9	17.6	0.0
高次脳機能障害	1	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
難病（特定疾病）	31	0.0	16.1	38.7	19.4	54.8	6.5	25.8	0.0
その他	31	6.5	3.2	58.1	6.5	35.5	3.2	3.2	0.0

	n	保健サービスセンター	障害者基幹相談支援センター	各地区の生活あんしん拠点(地域生活支援拠点)	子ども家庭支援センター	教育委員会・教育センター	児童相談所	文京区社会福祉協議会	育成室の職員
(単位:%)									
全体	465	1.9	0.4	0.0	3.7	25.2	1.9	0.2	5.4
肢体不自由	37	2.7	0.0	0.0	0.0	5.4	5.4	0.0	2.7
音声・言語・そしゃく機能障害	30	0.0	0.0	0.0	10.0	13.3	3.3	0.0	3.3
視覚障害	9	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1	11.1	0.0	0.0
聴覚・平衡機能障害	14	7.1	0.0	0.0	0.0	7.1	0.0	0.0	7.1
内部障害	28	3.6	0.0	0.0	0.0	7.1	0.0	0.0	10.7
知的障害	167	0.6	1.2	0.0	4.2	17.4	3.6	0.6	8.4
発達障害	285	2.1	0.4	0.0	4.9	30.5	2.5	0.4	7.4
精神障害	17	0.0	0.0	0.0	0.0	11.8	11.8	0.0	11.8
高次脳機能障害	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
難病（特定疾病）	31	3.2	0.0	0.0	0.0	6.5	0.0	0.0	6.5
その他	31	6.5	0.0	0.0	0.0	35.5	3.2	0.0	0.0

○法人後見受任件数の推移

社会福祉協議会が受任している法人後見受任件数は、令和7年度が3件となっており、4年前の令和3年度の2件から1件増加しています。受任件数は令和4年度から令和7年度にかけて、2～3件で推移しています。

【図表：法人後見受任件数の推移】



(各年度末現在)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
精神障害	1	1	1	1	1
知的障害	1	2	2	2	2
合計	2	3	3	3	3

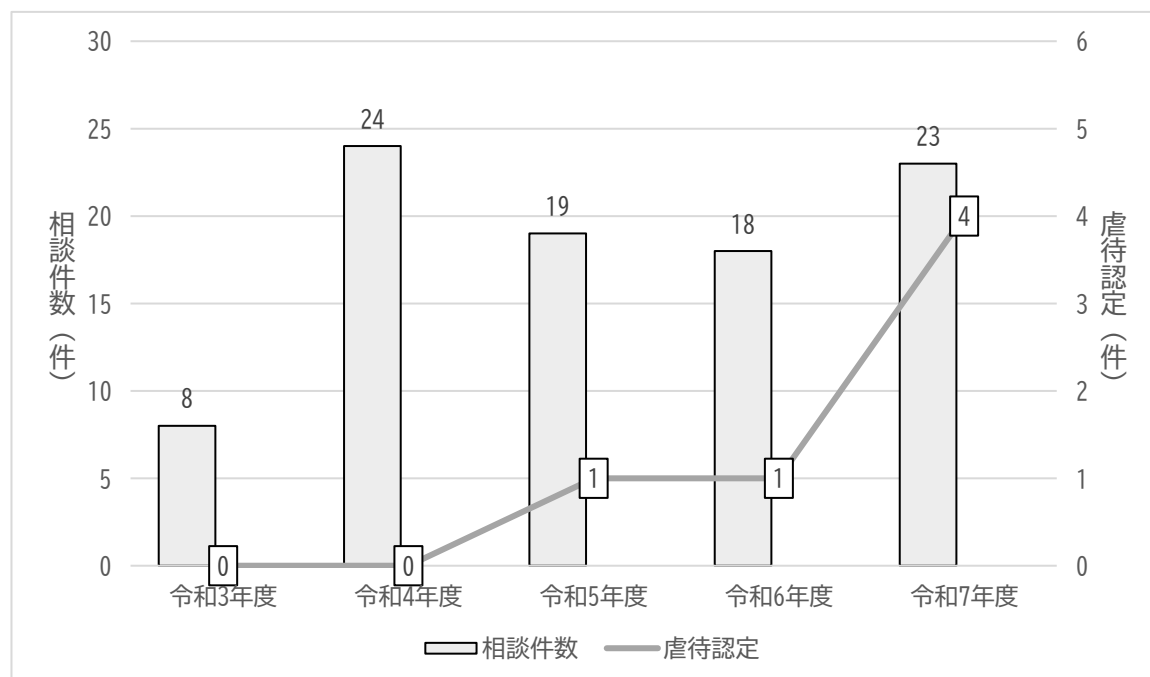
(各年度末現在に社会福祉協議会が受任している件数)

○障害者虐待防止センター相談件数の推移

障害者虐待防止センター相談件数は、令和3年度から令和4年度にかけて増加し、令和5年度、令和6年度は減少しましたが、令和7年度には再び増加し、23件となっています。虐待認定件数は、令和3年度、令和4年度が0件、令和5年度、令和6年度が1件、令和7年度は4件となっています。

なお、障害者虐待防止センターでは、虐待の通報や届出、相談を受けて事実確認を行い、虐待に該当する場合、虐待認定を行っています。

【図：障害者虐待防止センター相談件数の推移】



(各年度末現在)

■相談支援と権利擁護における課題

- ・各相談機関の連携など、総合的、専門的、長期的な相談・支援体制が構築されること
- ・障害者や家族同士の情報交換・交流の場づくりが進められること
- ・虐待を地域で防止するためのネットワークづくりが進められること
- ・障害者が安心して暮らしていくための、権利擁護や成年後見制度等のさらなる普及啓発を行うこと
- ・障害者差別解消に向けた取組が推進されること
- ・のぞまないセルフプランを解消するため、計画相談支援の利用希望の有無を把握するとともに、相談支援体制を充実・強化すること

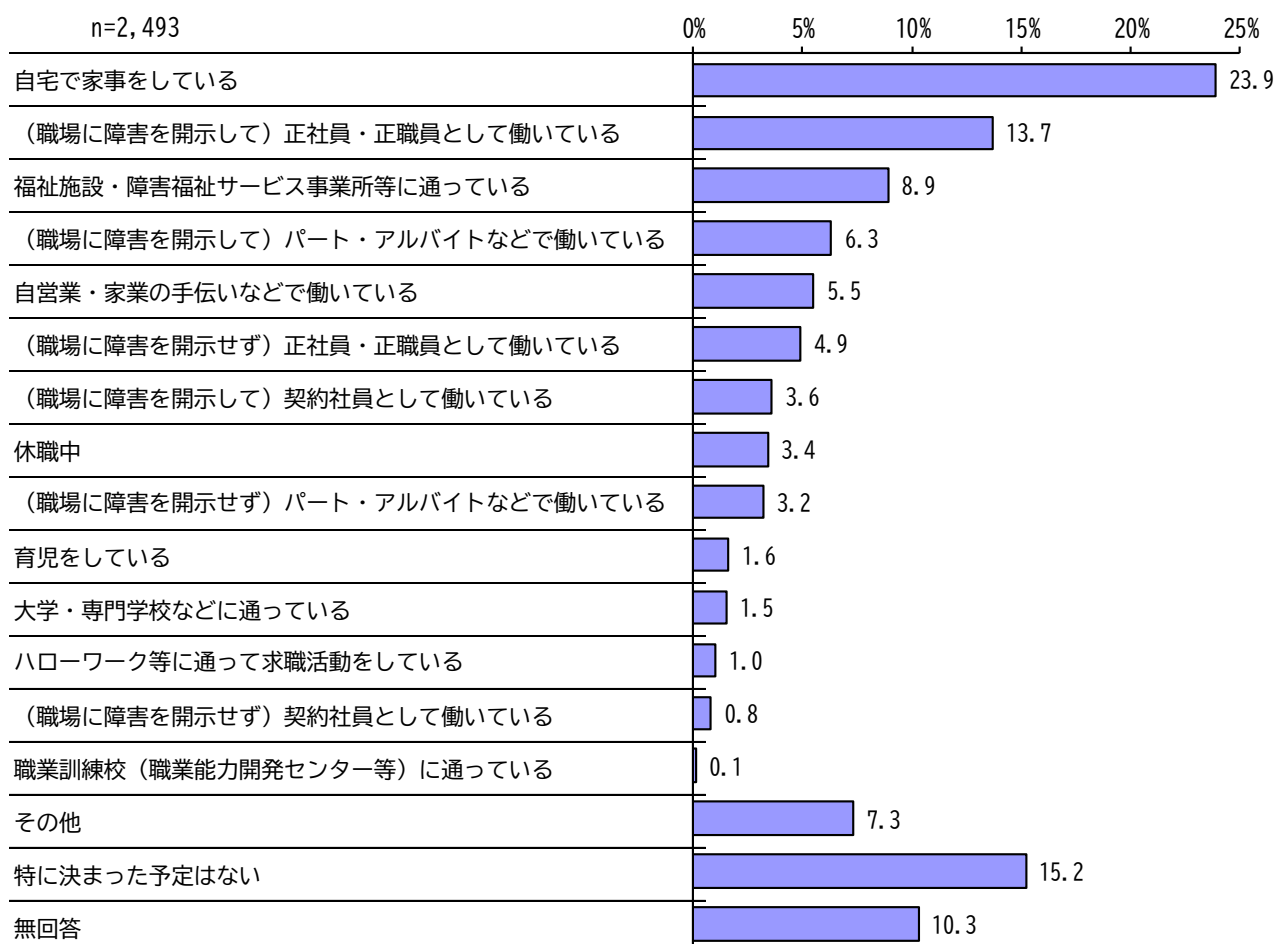
(5) 障害者の就労について

○平日の日中の過ごし方（在宅の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、在宅の方に平日の日中の過ごし方をお聞きしたところ、全体としては「自宅で家事をしている」が23.9%と最も多く、次いで「（職場に障害を開示して）正社員・正職員として働いている」が13.7%、「福祉施設・障害福祉サービス事業所等に通っている」が8.9%と続きます。

項目別にみると、「自宅で家事をしている」と答えた方では、聴覚・平衡機能障害が32.0%と最も多く、次いで内部障害が27.8%、精神障害が27.3%と続きます。「（職場に障害を開示して）正社員・正職員として働いている」と答えた方では、高次脳機能障害が22.5%と最も多く、次いで難病（特定疾病）が19.3%、発達障害が15.6%と続きます。「福祉施設・障害福祉サービス事業所等に通っている」と答えた方では、知的障害が50.0%と最も多く、次いで発達障害が18.6%、問12に該当する方（特別な支援や配慮を必要とする行動面に関する課題のある方）が18.1%と続きます。

【図表：平日の日中の過ごし方（在宅の方）】



障害別

		n	(職場に障害を 開示して)正社 員・正職員とし て働いている	(職場に障害を 開示せず)正社 員・正職員とし て働いている	(職場に障害を 開示して)契約 社員として働 いている	(職場に障害を 開示せず)契約 社員として働 いている	(職場に障害を 開示して)パート・アルバイトな どで働いている	(職場に障害を 開示せず)パート・アルバイトな どで働いている
(単位:%)								
全体		2,493	13.7	4.9	3.6	0.8	6.3	3.2
障害別	肢体不自由	320	12.5	0.9	1.9	0.0	2.8	0.9
	音声・言語・そしゃく機能障害	87	11.5	0.0	2.3	0.0	3.4	0.0
	視覚障害	163	13.5	3.1	3.7	0.6	3.1	1.2
	聴覚・平衡機能障害	153	11.1	0.0	2.6	0.0	5.2	0.0
	内部障害	324	12.0	3.1	0.9	0.0	4.9	3.1
	知的障害	256	9.8	0.8	10.5	0.8	8.2	0.4
	発達障害	263	15.6	4.9	9.1	1.1	9.9	6.8
	精神障害	626	9.6	5.6	5.0	0.8	8.8	4.8
	高次脳機能障害	40	22.5	0.0	0.0	0.0	2.5	0.0
	難病（特定疾病）	817	19.3	7.8	1.2	1.3	5.6	3.5
	問12に該当する方	658	10.5	4.6	4.4	1.1	6.1	3.6
	その他	42	4.8	2.4	0.0	2.4	2.4	4.8

		n	自営業・家業 の手伝いなど で働いている	福祉施設・障害 福祉サービス 事業所等に 通っている	大学・専門学 校などに通っ ている	職業訓練校(職 業能力開発セ ンター等)に 通っている	ハローワーク等 に通って求職 活動をしている	自宅で家事を している
(単位:%)								
全体		2,493	5.5	8.9	1.5	0.1	1.0	23.9
障害別	肢体不自由	320	4.4	7.8	2.2	0.0	0.3	23.4
	音声・言語・そしゃく機能障害	87	5.7	13.8	1.1	1.1	1.1	11.5
	視覚障害	163	4.3	3.7	3.7	0.0	0.6	20.2
	聴覚・平衡機能障害	153	4.6	3.9	0.7	0.0	0.7	32.0
	内部障害	324	7.4	1.5	1.2	0.0	0.6	27.8
	知的障害	256	0.0	50.0	0.0	0.0	0.8	5.1
	発達障害	263	2.7	18.6	5.3	1.1	1.9	13.7
	精神障害	626	5.1	11.8	1.4	0.2	2.2	27.3
	高次脳機能障害	40	7.5	10.0	0.0	0.0	2.5	15.0
	難病（特定疾病）	817	7.8	0.9	1.3	0.0	0.7	25.5
	問12に該当する方	658	3.6	18.1	1.5	0.2	1.5	19.3
	その他	42	0.0	14.3	2.4	0.0	0.0	23.8

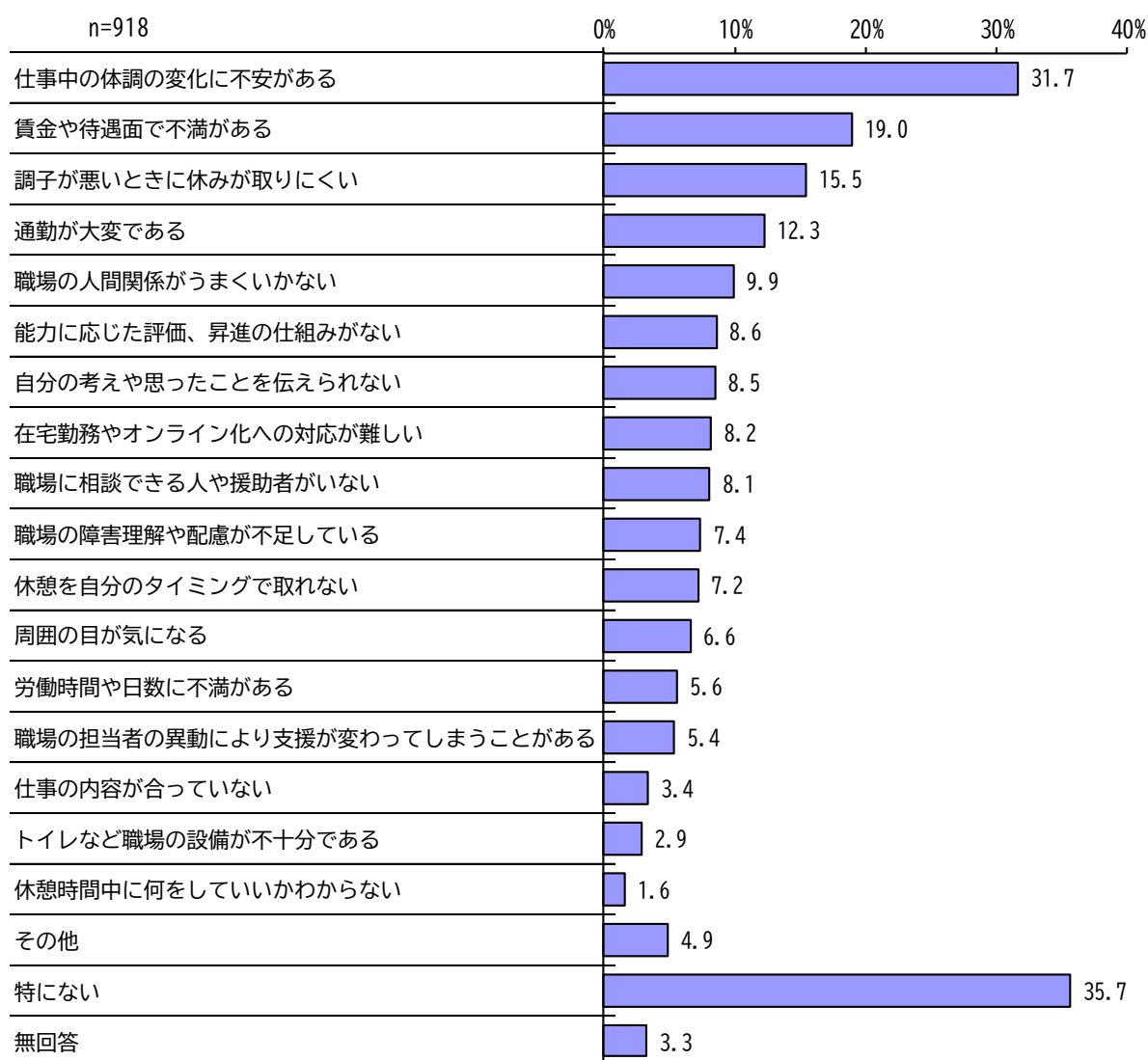
		n	育児をしている	休職中	その他	特に決まった 予定はない	無回答
(単位:%)							
全体		2,493	1.6	3.4	7.3	15.2	10.3
障害別	肢体不自由	320	0.3	1.6	9.4	23.1	15.6
	音声・言語・そしゃく機能障害	87	0.0	2.3	9.2	32.2	14.9
	視覚障害	163	0.0	1.2	9.8	26.4	12.9
	聴覚・平衡機能障害	153	0.0	0.7	7.2	24.8	15.7
	内部障害	324	0.9	2.8	9.0	21.9	10.2
	知的障害	256	0.0	0.4	4.7	4.7	7.8
	発達障害	263	0.8	4.6	9.5	7.2	5.3
	精神障害	626	2.2	8.3	9.4	11.7	4.6
	高次脳機能障害	40	0.0	2.5	12.5	17.5	15.0
	難病（特定疾病）	817	2.7	1.5	6.4	13.6	10.5
	問12に該当する方	658	0.9	5.2	10.6	13.5	8.1
	その他	42	0.0	4.8	11.9	28.6	7.1

○仕事で困っていること（在宅の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、在宅の方に仕事での困りごとをお聞きしたところ、全体としては「仕事中の体調の変化に不安がある」が31.7%と最も多く、次いで「賃金や待遇面で不満がある」が19.0%、「調子が悪いときに休みが取りにくい」が15.5%と続きます。一方、「特にない」は35.7%となっています。

項目別にみると、「仕事中の体調の変化に不安がある」と答えた方では、精神障害が47.3%と最も多く、次いで発達障害が39.7%、高次脳機能障害が38.5%と続きます。「賃金や待遇面で不満がある」と答えた方では、高次脳機能障害が38.5%と最も多く、次いで発達障害が34.1%、精神障害が33.6%と続きます。「調子が悪いときに休みがとりにくい」と答えた方では、その他を除くと精神障害が20.7%と最も多く、次いで難病（特定疾病）が18.3%、発達障害が16.7%と続きます。

【図表：仕事で困っていること（在宅の方）】



年代別・障害別

		n	賃金や待遇面で不満がある	仕事中の体調の変化に不安がある	調子が悪いときに休みに取りにくい	労働時間や日数に不満がある	休憩を自分のタイミングで取れない	休憩時間中に何をしていたかわからない	通勤が大変である	職場の人間関係がうまくいかない	職場に相談できる人や援助者がいない	職場の担当者の異動により支援が変わってしまうことがある
	(単位:%)											
年代別	全体	918	19.0	31.7	15.5	5.6	7.2	1.6	12.3	9.9	8.1	5.4
	18歳以上40歳未満	280	27.1	41.4	15.4	7.5	11.1	2.9	17.5	14.3	7.5	9.3
	40歳以上65歳未満	498	17.9	31.9	18.1	5.6	6.6	1.4	11.4	10.0	10.4	4.6
	65歳以上75歳未満	79	7.6	12.7	6.3	2.5	0.0	0.0	3.8	0.0	1.3	0.0
	75歳以上	55	5.5	7.3	3.6	0.0	0.0	0.0	3.6	1.8	0.0	0.0
障害別	肢体不自由	73	9.6	17.8	5.5	1.4	4.1	1.4	20.5	2.7	5.5	8.2
	音声・言語・そしゃく機能障害	18	11.1	5.6	0.0	5.6	0.0	5.6	11.1	5.6	5.6	0.0
	視覚障害	47	14.9	17.0	10.6	6.4	8.5	4.3	19.1	12.8	19.1	6.4
	聴覚・平衡機能障害	36	13.9	11.1	13.9	5.6	8.3	0.0	8.3	11.1	8.3	8.3
	内部障害	98	13.3	20.4	12.2	4.1	5.1	0.0	4.1	2.0	5.1	0.0
	知的障害	76	10.5	18.4	6.6	3.9	3.9	0.0	9.2	9.2	5.3	11.8
	発達障害	126	34.1	39.7	16.7	8.7	13.5	3.2	15.9	25.4	12.7	11.9
	精神障害	241	33.6	47.3	20.7	8.7	11.2	5.0	17.4	19.1	14.5	9.5
	高次脳機能障害	13	38.5	38.5	15.4	0.0	7.7	0.0	7.7	30.8	7.7	23.1
	難病（特定疾病）	372	14.0	33.9	18.3	5.4	6.2	0.0	10.2	4.3	4.0	1.9
その他	7	14.3	28.6	42.9	14.3	0.0	28.6	28.6	42.9	28.6	14.3	

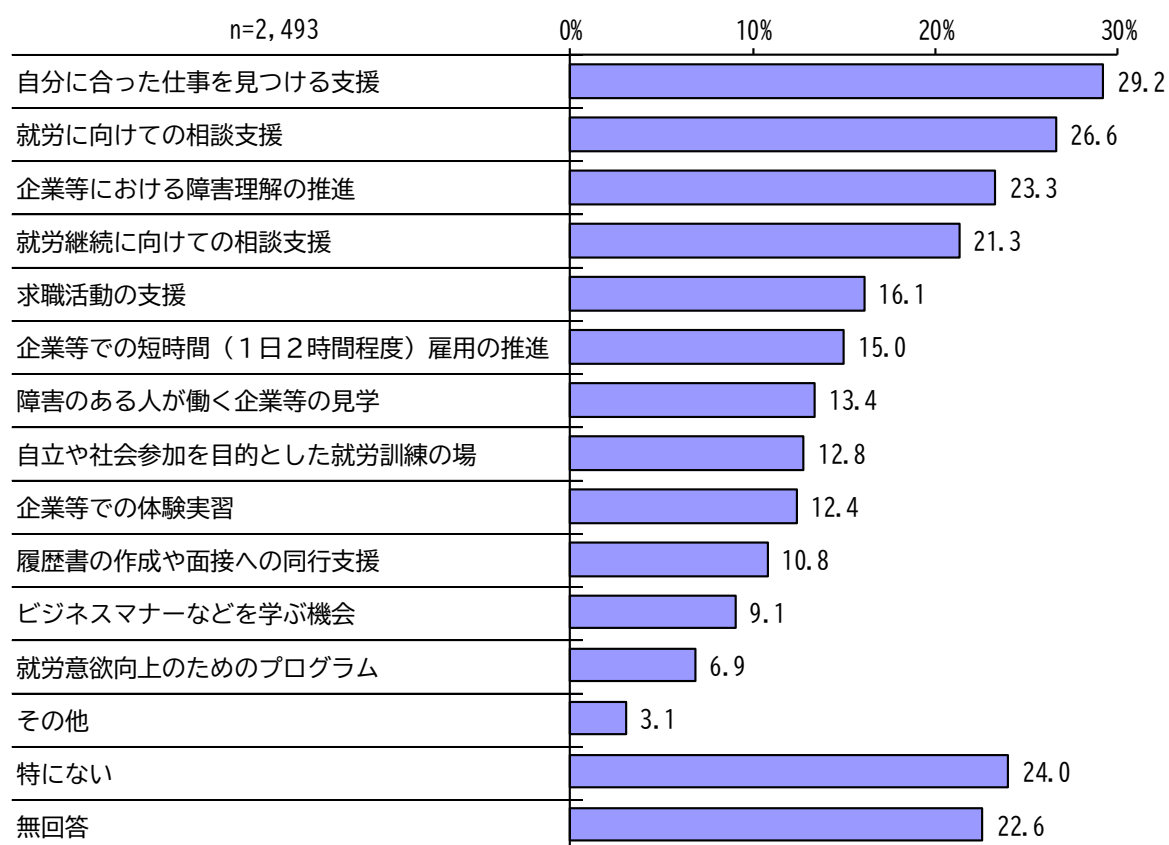
		n	職場の障 害理解や 配慮が不 足してい る	トイレなど 職場の設 備が不十 分である	周囲の目 が気になる	自分の考 えや思っ たことを 伝えられ ない	能力に応 じた評価 、昇進の仕 組みがな い	仕事の内 容が合っ ていない	在宅勤務 やオンライ ン化への 対応が難 しい	その他	特にな い	無回答
(単位:%)												
年代別	全体	918	7.4	2.9	6.6	8.5	8.6	3.4	8.2	4.9	35.7	3.3
	18歳以上40歳未満	280	9.6	2.9	10.0	12.9	11.8	3.9	13.6	5.0	23.9	2.5
	40歳以上65歳未満	498	8.2	3.4	6.4	7.6	8.4	3.8	6.8	5.2	34.7	3.2
	65歳以上75歳未満	79	0.0	1.3	0.0	2.5	1.3	1.3	2.5	5.1	57.0	5.1
	75歳以上	55	0.0	0.0	1.8	1.8	3.6	0.0	0.0	1.8	74.5	5.5
障害別	肢体不自由	73	8.2	9.6	2.7	4.1	1.4	2.7	6.8	5.5	43.8	2.7
	音声・言語・そしゃく機能障害	18	11.1	5.6	5.6	22.2	5.6	5.6	5.6	0.0	55.6	5.6
	視覚障害	47	14.9	0.0	10.6	4.3	8.5	2.1	6.4	6.4	36.2	6.4
	聴覚・平衡機能障害	36	16.7	0.0	8.3	8.3	11.1	2.8	5.6	8.3	33.3	5.6
	内部障害	98	3.1	0.0	1.0	2.0	6.1	0.0	5.1	6.1	50.0	4.1
	知的障害	76	6.6	2.6	1.3	19.7	2.6	0.0	0.0	1.3	43.4	3.9
	発達障害	126	17.5	3.2	13.5	19.0	17.5	7.1	14.3	8.7	19.8	1.6
	精神障害	241	14.1	2.1	14.5	16.2	19.1	7.9	15.4	7.9	17.4	1.7
	高次脳機能障害	13	15.4	15.4	7.7	15.4	7.7	0.0	7.7	7.7	7.7	0.0
	難病（特定疾病）	372	2.4	3.2	2.7	1.6	3.2	1.3	6.2	3.0	41.7	3.2
その他	7	14.3	14.3	28.6	14.3	0.0	28.6	14.3	14.3	28.6	0.0	

○就労のために希望する支援（在宅の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、在宅の方に就労のために希望する支援をお聞きしたところ、全体としては「自分に合った仕事を見つける支援」が29.2%と最も多く、次いで「就労に向けての相談支援」が26.6%、「企業等における障害理解の推進」が23.3%と続きます。一方、「特にない」は24.0%となっています。

項目別にみると、「自分に合った仕事を見つける支援」と答えた方では、発達障害が48.7%と最も多く、次いで精神障害が40.1%、知的障害が39.8%と続きます。「就労に向けての相談支援」と答えた方では、その他を除くと発達障害が43.7%と最も多く、次いで精神障害が39.6%、知的障害が30.1%と続きます。「企業等における障害理解の推進」と答えた方では、発達障害が41.4%と最も多く、次いで精神障害が34.3%、知的障害が27.3%と続きます。

【図表：就労のために希望する支援（在宅の方）】



年代別・障害別

	n	就労に向けての相談支援	就労継続に向けての相談支援	障害のある人が働く企業等の見学	企業等での体験実習	自立や社会参加を目的とした就労訓練の場	就労意欲向上のためのプログラム	求職活動の支援	自分に合った仕事を見つける支援
(単位:%)									
全体	2,493	26.6	21.3	13.4	12.4	12.8	6.9	16.1	29.2
年代別	18歳以上40歳未満	538	39.0	36.8	26.0	23.0	19.1	10.6	22.9
	40歳以上65歳未満	956	31.5	25.9	14.7	13.1	13.9	8.6	20.1
	65歳以上75歳未満	336	20.8	11.0	8.3	7.7	11.6	4.5	13.1
	75歳以上	633	11.5	6.6	3.0	4.4	6.3	3.0	5.8
障害別	肢体不自由	320	18.1	10.9	7.8	6.9	6.9	2.8	9.1
	音声・言語・そしゃく機能障害	87	28.7	18.4	9.2	6.9	14.9	10.3	6.9
	視覚障害	163	20.9	11.7	8.0	7.4	9.8	6.1	14.1
	聴覚・平衡機能障害	153	18.3	18.3	7.8	6.5	11.8	3.3	10.5
	内部障害	324	20.7	12.0	7.4	6.2	8.3	2.8	15.1
	知的障害	256	30.1	26.6	16.8	20.7	19.5	9.4	14.1
	発達障害	263	43.7	42.6	33.5	28.9	24.7	14.4	26.6
	精神障害	626	39.6	36.4	24.6	21.2	19.3	11.8	26.4
	高次脳機能障害	40	30.0	22.5	20.0	12.5	20.0	5.0	7.5
	難病（特定疾病）	817	20.8	15.3	6.5	6.7	8.6	4.5	12.5
	その他	42	33.3	23.8	9.5	9.5	11.9	11.9	21.4

	n	ビジネスマナーなどを学ぶ機会	履歴書の作成や面接への同行支援	企業等での短時間（1日2時間程度）雇用の推進	企業等における障害理解の推進	その他	特にない	無回答
(単位:%)								
全体	2,493	9.1	10.8	15.0	23.3	3.1	24.0	22.6
年代別	18歳以上40歳未満	538	19.0	21.4	21.9	36.2	5.0	13.2
	40歳以上65歳未満	956	10.5	12.6	18.1	27.5	3.7	22.6
	65歳以上75歳未満	336	3.3	5.7	11.6	17.3	0.3	30.1
	75歳以上	633	1.7	2.1	5.7	8.8	2.1	32.9
障害別	肢体不自由	320	3.1	5.0	6.9	16.3	2.8	30.6
	音声・言語・そしゃく機能障害	87	9.2	8.0	4.6	17.2	4.6	28.7
	視覚障害	163	8.0	9.8	10.4	19.6	1.8	32.5
	聴覚・平衡機能障害	153	5.2	5.9	9.2	20.9	2.6	25.5
	内部障害	324	1.9	4.0	9.6	17.0	2.8	31.8
	知的障害	256	15.2	15.6	15.6	27.3	3.5	16.4
	発達障害	263	23.6	27.8	25.5	41.4	5.3	12.2
	精神障害	626	16.1	22.0	24.8	34.3	4.2	14.4
	高次脳機能障害	40	5.0	5.0	5.0	25.0	2.5	15.0
	難病（特定疾病）	817	5.3	4.8	13.6	19.5	2.9	28.2
	その他	42	9.5	9.5	19.0	23.8	4.8	31.0

■障害者の就労における課題

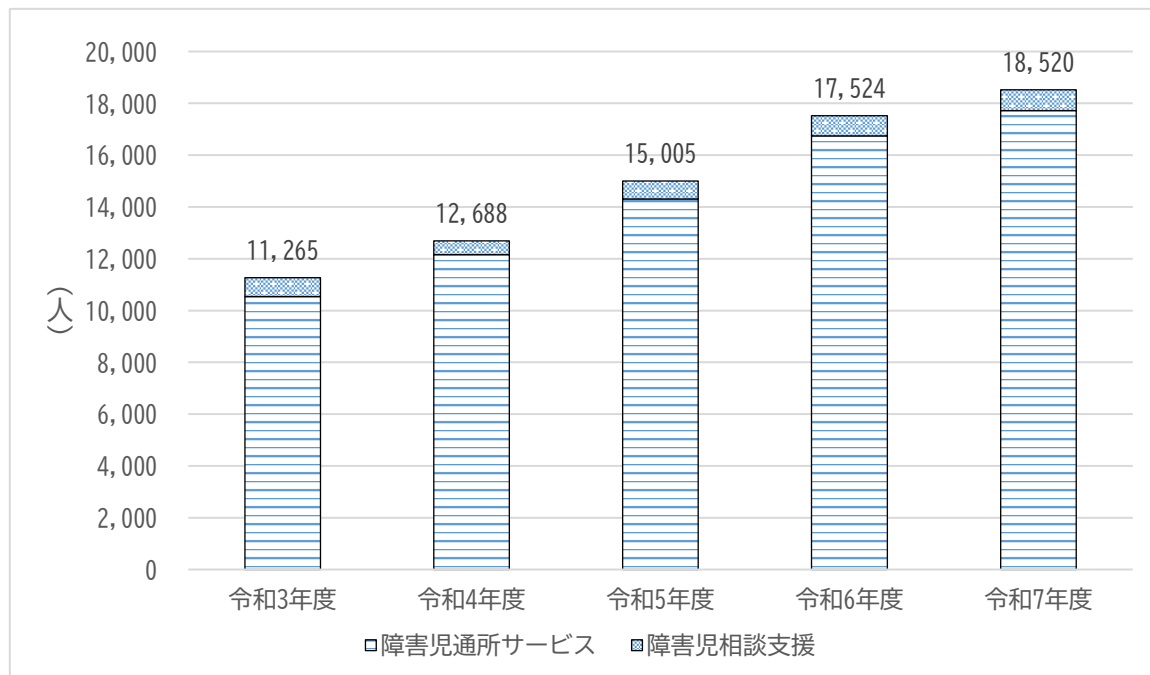
- ・本人や家族、職場に対する専門性の高い相談・支援が行われること
- ・多様な障害の特性や個性に合わせた就業形態・就労機会が拡大されること
- ・障害者雇用に対する企業（働く現場の人）の理解と体制の整備が進むこと
- ・就労の促進及び継続・定着を支援するための方策を打ち出すこと
- ・福祉的就労における作業内容の充実と工賃をアップさせる取組が推進されること

(6) こどもの育ち及び家庭への支援について

○児童福祉法に基づく障害児通所サービス等の延利用者数

児童福祉法に基づく障害児通所サービス等の利用者は、令和7年度末現在 18,520 人で、4年前の令和3年度と比較すると、1.64 倍に増加しています。サービス別では、障害児通所サービスが 17,717 人、障害児相談支援が 803 人となっています。

【図表：児童福祉法に基づく障害児通所サービス等の延利用者数】



(人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
障害児 相談支援	721	527	693	776	803
障害児 通所サービス	10,544	12,161	14,312	16,748	17,717
合 計	11,265	12,688	15,005	17,524	18,520

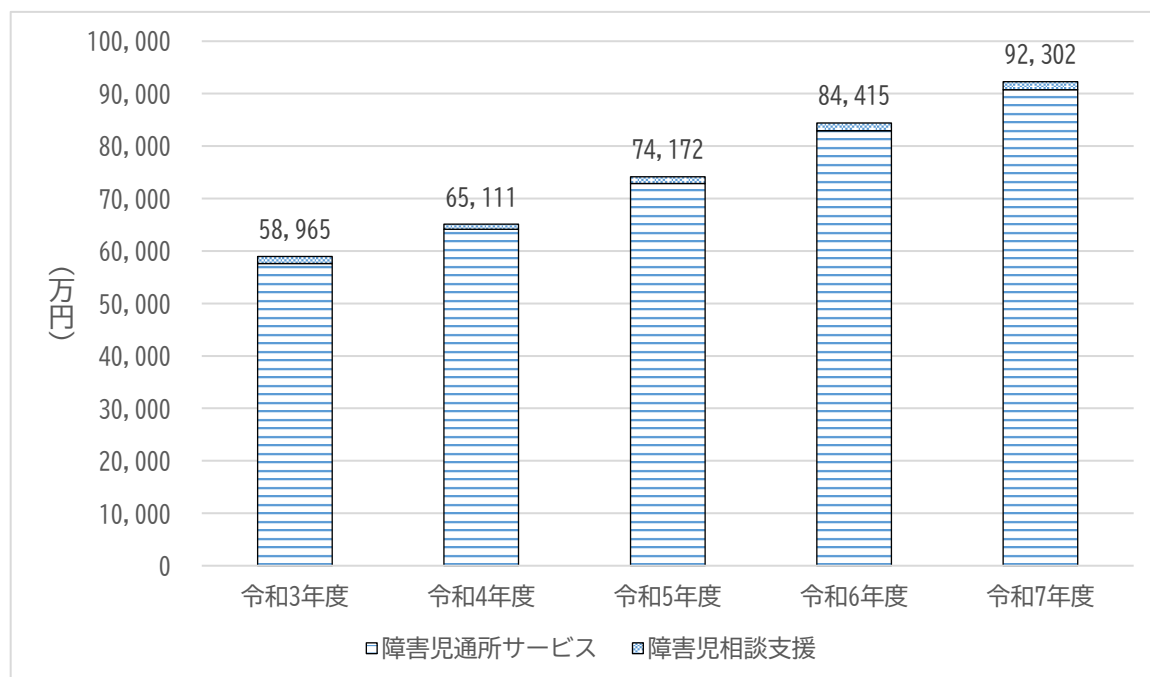
(各年度末現在)

○児童福祉法に基づく障害児通所サービス等の給付額

令和7年度における児童福祉法に基づく障害児通所サービス等の給付額は、4年前の令和3年度と比較すると1.57倍に増加しており、給付額は9億2千万円を超えています。サービス別では、障害児通所サービスが9億782万円、障害児相談支援が1,520万円となっています。

令和4年度と令和7年度とを比較すると、障害児通所サービスが57.5%の増加、障害児相談支援が14.7%の増加となっています。

【図表：児童福祉法に基づく障害児通所サービス等の給付額】



(万円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
障害児 相談支援	1,325	989	1,278	1,470	1,520
障害児 通所サービス	57,640	64,122	72,894	82,945	90,782
合 計	58,965	65,111	74,172	84,415	92,302

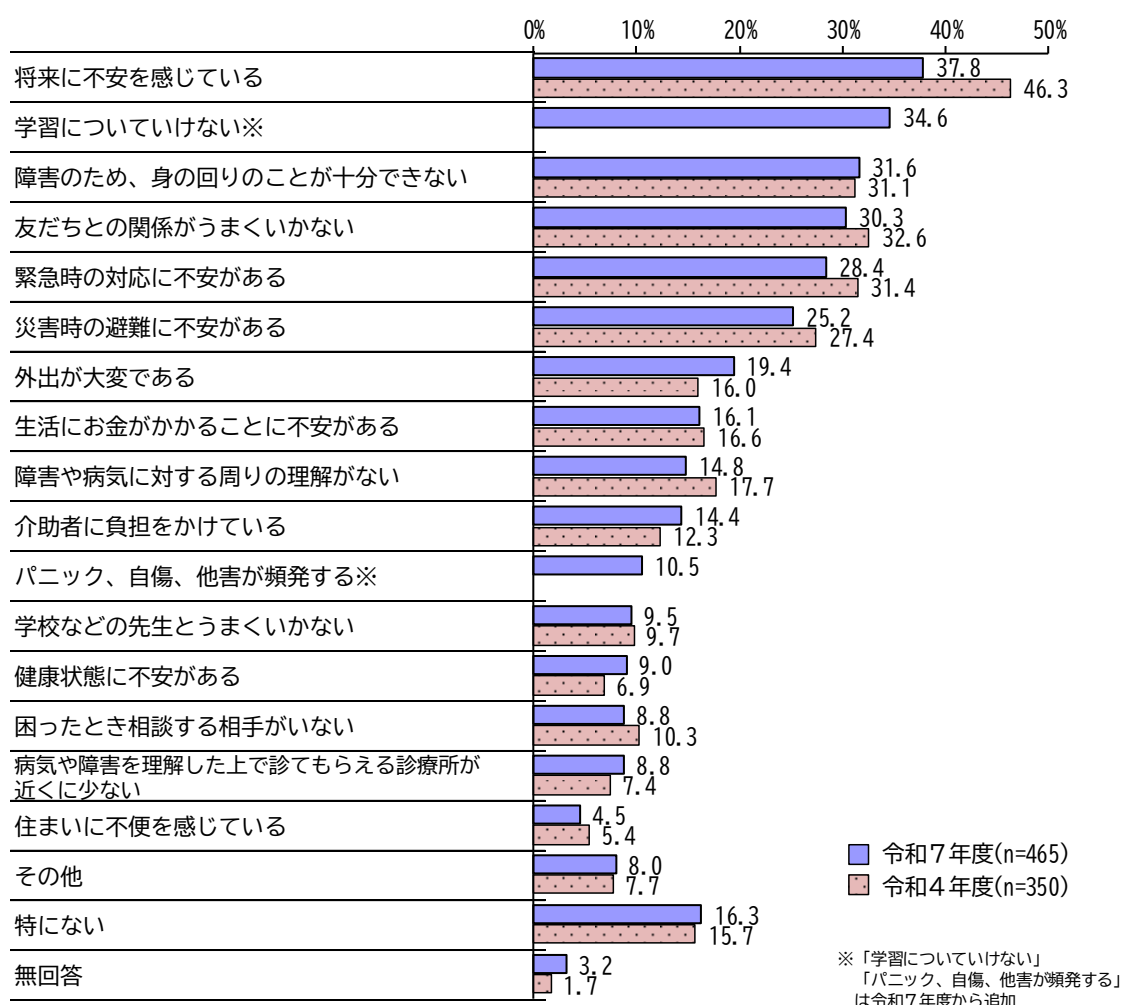
(各年度末現在)

○日常生活で困っていること（18歳未満の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、18歳未満の方に日常生活で困っていることをお聞きしたところ、全体としては「将来に不安を感じている」が37.8%と最も多く、次いで「学習についていけない」が34.6%、「障害のため、身の回りのことが十分できない」が31.6%と続きます。一方、「特にない」は16.3%となっています。

項目別にみると、「将来に不安を感じている」と答えた方では、回答者の少ない高次脳機能障害を除くと視覚障害が66.7%と最も多く、次いで音声・言語・そしゃく機能障害が56.7%、精神障害が52.9%と続きます。「学習についていけない」と答えた方では、知的障害が46.7%と最も多く、次いで問15に該当する方（特別な支援や配慮を必要とする行動面に関する課題のある方）が42.5%、発達障害が40.0%と続きます。「障害のため、身の回りのことが十分できない」と答えた方では、回答者の少ない高次脳機能障害を除くと肢体不自由が64.9%と最も多く、次いで難病（特定疾病）が61.3%、知的障害が58.7%と続きます。

【図表：日常生活で困っていること（18歳未満の方）】



障害別

	n	健康状態に不安がある	障害のため、身の回りのことが十分できない	介助者に負担をかけている	外出が大変である	住まいに不便を感じている	災害時の避難に不安がある	緊急時の対応に不安がある
(単位:%)								
全体	465	9.0	31.6	14.4	19.4	4.5	25.2	28.4
障害別								
肢体不自由	37	32.4	64.9	29.7	56.8	16.2	51.4	48.6
音声・言語・そしゃく機能障害	30	26.7	56.7	23.3	40.0	10.0	43.3	26.7
視覚障害	9	22.2	44.4	55.6	66.7	11.1	55.6	33.3
聴覚・平衡機能障害	14	21.4	35.7	14.3	0.0	0.0	42.9	50.0
内部障害	28	32.1	28.6	17.9	28.6	3.6	42.9	42.9
知的障害	167	14.4	58.7	24.6	37.7	7.2	48.5	53.9
発達障害	285	6.0	33.3	15.4	18.6	4.9	21.1	26.0
精神障害	17	11.8	52.9	17.6	52.9	17.6	47.1	52.9
高次脳機能障害	1	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
難病（特定疾病）	31	45.2	61.3	25.8	38.7	6.5	58.1	58.1
問15に該当する方	259	9.3	43.2	18.9	27.4	6.2	30.9	34.7
その他	31	16.1	29.0	16.1	19.4	3.2	29.0	25.8

	n	学習についていけない	学校などの先生とうまくいかない	友だちとの関係がうまくいかない	障害や病気に対する周りの理解がない	困ったとき相談する相手がいない	病気や障害を理解した上で診てもらえる診療所が近くに少ない	生活にお金がかかることに不安がある
(単位:%)								
全体	465	34.6	9.5	30.3	14.8	8.8	8.8	16.1
障害別								
肢体不自由	37	18.9	0.0	8.1	5.4	10.8	5.4	32.4
音声・言語・そしゃく機能障害	30	20.0	3.3	16.7	13.3	6.7	6.7	33.3
視覚障害	9	11.1	0.0	11.1	44.4	11.1	11.1	22.2
聴覚・平衡機能障害	14	28.6	0.0	7.1	21.4	0.0	7.1	7.1
内部障害	28	28.6	7.1	17.9	14.3	10.7	10.7	25.0
知的障害	167	46.7	6.6	27.5	21.6	13.8	13.8	26.9
発達障害	285	40.0	12.6	38.6	17.5	10.5	11.2	15.8
精神障害	17	35.3	23.5	29.4	17.6	11.8	11.8	35.3
高次脳機能障害	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
難病（特定疾病）	31	25.8	3.2	12.9	16.1	16.1	9.7	22.6
問15に該当する方	259	42.5	13.9	39.4	22.0	13.9	11.2	19.7
その他	31	32.3	9.7	32.3	6.5	9.7	12.9	9.7

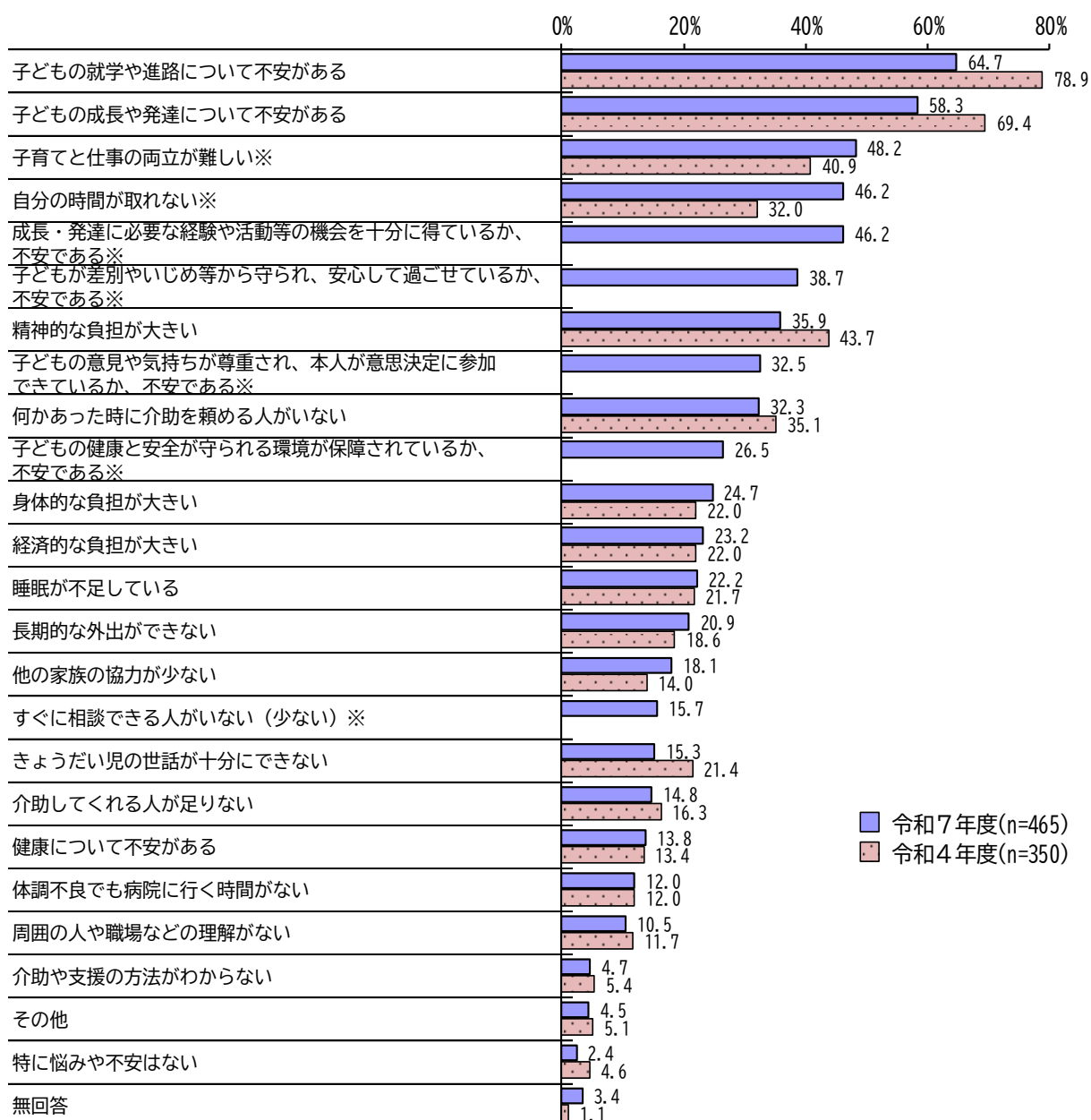
	n	将来に不安を感じている	パニック、自傷、他害が頻発する	その他	特にな	無回答
(単位:%)						
全体	465	37.8	10.5	8.0	16.3	3.2
障害別						
肢体不自由	37	45.9	2.7	2.7	5.4	8.1
音声・言語・そしゃく機能障害	30	56.7	0.0	6.7	3.3	3.3
視覚障害	9	66.7	11.1	11.1	11.1	11.1
聴覚・平衡機能障害	14	14.3	7.1	21.4	14.3	7.1
内部障害	28	39.3	0.0	7.1	17.9	3.6
知的障害	167	50.9	14.4	5.4	5.4	1.8
発達障害	285	42.8	15.4	8.8	14.0	0.4
精神障害	17	52.9	0.0	11.8	5.9	0.0
高次脳機能障害	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
難病（特定疾病）	31	45.2	3.2	9.7	9.7	3.2
問15に該当する方	259	47.5	17.8	9.7	9.3	0.4
その他	31	41.9	12.9	25.8	12.9	3.2

○保護者の方の悩みや不安（18歳未満の方）（実態・意向調査より）

保護者の悩み・不安は、「子どもの就学や進路について不安がある」が64.7%、「子どもの成長や発達について不安がある」が58.3%と、子どもの将来についての項目が他の項目と比較して高くなっています。次いで「子育てと仕事の両立が難しい」が48.2%、「自分の時間が取れない」と「成長・発達に必要な経験や活動等の機会を十分に得ているか、不安である」がともに46.2%と4割半ばを超えて続いています。

障害別にみると、いずれの障害でも「子どもの就学や進路について不安がある」が5割以上となっており、“肢体不自由”、“視覚障害”、“聴覚・平衡機能障害”以外のいずれの障害でも最も高くなっています。また、いずれの障害でも、「子育てと仕事の両立が難しい」、「自分の時間が取れない」、「子どもの成長や発達について不安がある」、「子どもの意見や気持ちが尊重され、本人が意思決定に参加できているか、不安である」で3割を超えて高くなっています。

【図表：日常生活で困っていること（18歳未満の方）】



※「子育てと仕事の両立が難しい」は令和4年度では「仕事との両立が難しい」、「自分の時間が取れない」は令和4年度では「自分の時間が取れず、自由がない」

※「成長・発達に必要な経験や活動等の機会を十分に得ているか、不安である」「子どもが差別やいじめ等から守られ、安心して過ごせているか、不安である」「子どもの意見や気持ちが尊重され、本人が意思決定に参加できているか、不安である」「子どもの健康と安全が守られる環境が保障されているか、不安である」「すぐに相談できる人がいない（少ない）」は令和7年度から追加

障害別

	n	介助してく れる人が足 りない	何かあった 時に介助を 頼める人が いない	他の家族の 協力が少な い	子育てと仕 事の両立が 難しい	長期的な外 出ができな い	介助や支援 の方法がわ からない	自分の時間 が取れない
(単位:%)								
全体	465	14.8	32.3	18.1	48.2	20.9	4.7	46.2
障害別								
肢体不自由	37	35.1	59.5	21.6	59.5	43.2	0.0	56.8
音声・言語・そしゃく機能障害	30	43.3	46.7	16.7	56.7	23.3	0.0	36.7
視覚障害	9	22.2	33.3	11.1	66.7	33.3	0.0	44.4
聴覚・平衡機能障害	14	14.3	14.3	7.1	35.7	14.3	7.1	57.1
内部障害	28	17.9	28.6	3.6	42.9	25.0	3.6	50.0
知的障害	167	26.9	51.5	19.8	51.5	35.9	5.4	51.5
発達障害	285	14.7	34.0	20.4	53.3	20.7	6.7	51.6
精神障害	17	17.6	47.1	11.8	64.7	47.1	5.9	58.8
高次脳機能障害	1	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
難病（特定疾病）	31	29.0	51.6	12.9	51.6	35.5	3.2	48.4
問15に該当する方	259	20.8	39.4	22.0	54.1	28.2	6.6	56.0
その他	31	9.7	22.6	19.4	35.5	25.8	6.5	51.6

	n	身体的な負 担が大きい	健康につ いて不安が ある	体調不良で も病院に行 く時間がない	睡眠が不足 している	精神的な負 担が大きい	経済的な負 担が大きい	周囲の人や 職場などの 理解がない
(単位:%)								
全体	465	24.7	13.8	12.0	22.2	35.9	23.2	10.5
障害別								
肢体不自由	37	59.5	16.2	29.7	48.6	40.5	37.8	5.4
音声・言語・そしゃく機能障害	30	46.7	16.7	20.0	46.7	40.0	40.0	6.7
視覚障害	9	44.4	11.1	22.2	55.6	44.4	22.2	11.1
聴覚・平衡機能障害	14	28.6	7.1	21.4	35.7	28.6	14.3	7.1
内部障害	28	17.9	17.9	21.4	32.1	25.0	32.1	3.6
知的障害	167	35.9	16.8	15.6	29.3	43.1	31.7	10.8
発達障害	285	26.7	15.8	13.3	21.8	45.6	24.9	14.4
精神障害	17	35.3	23.5	29.4	23.5	52.9	47.1	11.8
高次脳機能障害	1	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
難病（特定疾病）	31	48.4	25.8	16.1	45.2	41.9	38.7	9.7
問15に該当する方	259	35.1	19.3	16.2	25.5	48.6	28.2	14.7
その他	31	29.0	22.6	9.7	25.8	29.0	16.1	3.2

	n	きょうだい 児の世話が 十分にでき ない	子どもの就 学や進路に ついて不安 がある	子どもの成 長や発達に ついて不安 がある	すぐに相談 できる人が いない(少な い)	子どもの健康 と安全が守ら れる環境が保 障されている か、不安であ る	成長・発達に 必要な経験や 活動等の機会 を十分に得て いるか、不安 である	子どもが差別 やいじめ等か ら守られ、安心 して過ごせて いるか、不安 である
(単位:%)								
全体	465	15.3	64.7	58.3	15.7	26.5	46.2	38.7
障害別								
肢体不自由	37	16.2	51.4	48.6	21.6	37.8	43.2	27.0
音声・言語・そしゃく機能障害	30	20.0	56.7	46.7	13.3	36.7	26.7	40.0
視覚障害	9	22.2	33.3	33.3	0.0	44.4	55.6	11.1
聴覚・平衡機能障害	14	0.0	50.0	42.9	7.1	35.7	14.3	50.0
内部障害	28	17.9	53.6	50.0	17.9	46.4	32.1	53.6
知的障害	167	21.0	70.1	58.1	18.0	35.9	46.7	34.7
発達障害	285	18.2	73.3	66.3	16.5	27.0	53.0	42.8
精神障害	17	17.6	70.6	58.8	11.8	35.3	47.1	29.4
高次脳機能障害	1	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
難病（特定疾病）	31	9.7	51.6	48.4	22.6	35.5	35.5	32.3
問15に該当する方	259	20.5	72.6	65.6	19.3	32.4	54.8	44.4
その他	31	0.0	67.7	67.7	22.6	41.9	45.2	54.8

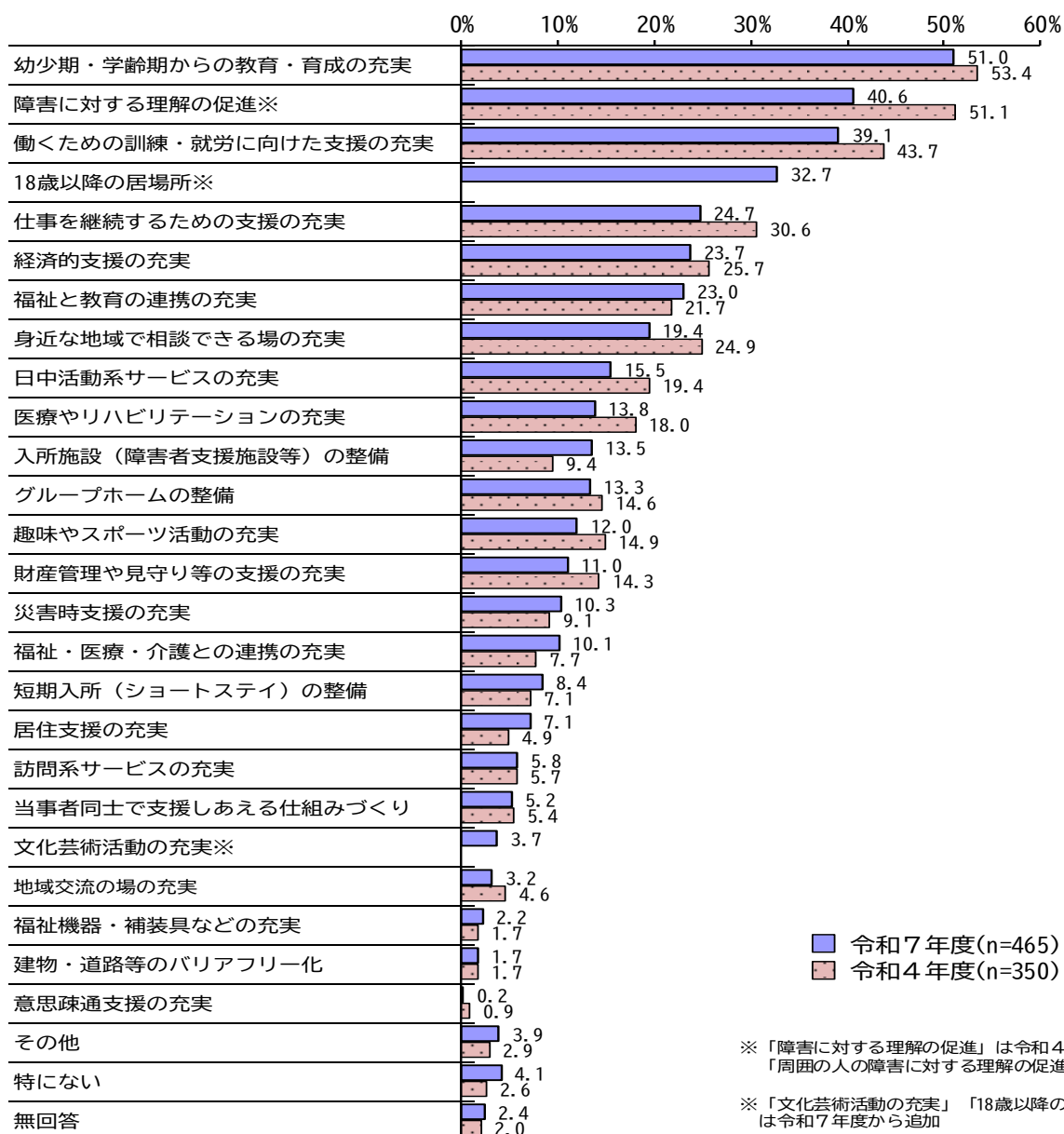
	n	子どもの意見 や気持ちが尊 重され、本人 が意思決定に 参加できている か、不安で ある	その他	特に悩みや 不安はない	無回答
(単位:%)					
全体	465	32.5	4.5	2.4	3.4
障害別					
肢体不自由	37	40.5	8.1	2.7	5.4
音声・言語・そしゃく機能障害	30	43.3	3.3	3.3	3.3
視覚障害	9	33.3	33.3	0.0	11.1
聴覚・平衡機能障害	14	35.7	21.4	0.0	7.1
内部障害	28	42.9	3.6	3.6	7.1
知的障害	167	38.9	3.6	1.2	1.8
発達障害	285	33.7	4.9	0.7	1.4
精神障害	17	35.3	5.9	0.0	0.0
高次脳機能障害	1	100.0	100.0	0.0	0.0
難病（特定疾病）	31	38.7	6.5	3.2	9.7
問15に該当する方	259	36.3	5.4	0.0	1.2
その他	31	38.7	9.7	0.0	3.2

○地域で安心して暮らすために必要な施策（18歳未満の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、18歳未満の方に地域で安心して暮らすために必要な施策をお聞きしたところ、全体としては「幼少期・学齢期からの教育・育成の充実」が51.0%と最も多く、次いで「障害に対する理解の促進」が40.6%、「働くための訓練・就労に向けた支援の充実」が39.1%と続きます。

項目別にみると、「幼少期・学齢期からの教育・育成の充実」と答えた方では、回答者の少ない高次脳機能障害、その他を除くと、発達障害が53.7%と最も多く、問15に該当する方（特別な支援や配慮を必要とする行動面に関する課題のある方）が49.8%、内部障害が46.4%と続きます。「障害に対する理解の促進」と答えた方では、回答者の少ない高次脳機能障害を除くと聴覚・平衡機能障害が64.3%と最も多く、次いで問15に該当する方（特別な支援や配慮を必要とする行動面に関する課題のある方）が45.6%、知的障害が45.5%と続きます。「働くための訓練・就労に向けた支援の充実」と答えた方では、知的障害が55.1%と最も多く、次いで精神障害が47.1%、発達障害が45.6%と続きます。

【図表：地域で安心して暮らすために必要な施策（18歳未満の方）】



障害別

(単位:%)	n	障害に対する理解の促進	医療やリハビリテーションの充実	幼少期・学齢期からの教育・育成の充実	働くための訓練・就労に向けた支援の充実	仕事を継続するための支援の充実	身近な地域で相談できる場の充実	訪問サービスの充実
全体	465	40.6	13.8	51.0	39.1	24.7	19.4	5.8
障害別								
肢体不自由	37	29.7	37.8	37.8	10.8	10.8	8.1	27.0
音声・言語・そしゃく機能障害	30	30.0	36.7	33.3	20.0	16.7	6.7	30.0
視覚障害	9	22.2	11.1	44.4	22.2	22.2	11.1	11.1
聴覚・平衡機能障害	14	64.3	7.1	14.3	21.4	21.4	7.1	0.0
内部障害	28	39.3	28.6	46.4	28.6	39.3	21.4	10.7
知的障害	167	45.5	13.2	35.9	55.1	29.3	16.8	10.8
発達障害	285	45.3	10.9	53.7	45.6	26.3	21.1	4.2
精神障害	17	17.6	11.8	5.9	47.1	23.5	11.8	11.8
高次脳機能障害	1	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
難病（特定疾病）	31	35.5	25.8	32.3	22.6	9.7	12.9	19.4
問15に該当する方	259	45.6	12.0	49.8	44.0	23.6	22.4	6.2
その他	31	29.0	3.2	67.7	25.8	16.1	22.6	0.0

(単位:%)	n	日中活動系サービスの充実	短期入所（ショートステイ）の整備	意思疎通支援の充実	福祉機器・補装具などの充実	グループホームの整備	入所施設（障害者支援施設等）の整備	居住支援の充実
全体	465	15.5	8.4	0.2	2.2	13.3	13.5	7.1
障害別								
肢体不自由	37	37.8	37.8	0.0	13.5	21.6	45.9	5.4
音声・言語・そしゃく機能障害	30	30.0	26.7	0.0	6.7	23.3	36.7	10.0
視覚障害	9	22.2	44.4	0.0	11.1	11.1	44.4	0.0
聴覚・平衡機能障害	14	14.3	7.1	7.1	21.4	28.6	7.1	0.0
内部障害	28	21.4	7.1	0.0	3.6	14.3	17.9	3.6
知的障害	167	29.9	19.8	0.0	3.6	31.1	30.5	10.2
発達障害	285	15.1	6.3	0.0	0.4	12.6	11.6	8.8
精神障害	17	11.8	11.8	0.0	0.0	29.4	17.6	23.5
高次脳機能障害	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
難病（特定疾病）	31	38.7	29.0	0.0	12.9	32.3	29.0	6.5
問15に該当する方	259	18.9	10.4	0.0	1.9	16.2	17.0	7.7
その他	31	3.2	9.7	0.0	6.5	12.9	16.1	6.5

(単位:%)	n	建物・道路等のバリアフリー化	当事者同士で支援しあえる仕組みづくり	文化芸術活動の充実	趣味やスポーツ活動の充実	財産管理や見守り等の支援の充実	経済的支援の充実	災害時支援の充実
全体	465	1.7	5.2	3.7	12.0	11.0	23.7	10.3
障害別								
肢体不自由	37	5.4	2.7	0.0	2.7	5.4	21.6	8.1
音声・言語・そしゃく機能障害	30	3.3	0.0	0.0	3.3	13.3	36.7	6.7
視覚障害	9	0.0	0.0	11.1	11.1	11.1	22.2	0.0
聴覚・平衡機能障害	14	0.0	7.1	7.1	14.3	21.4	14.3	7.1
内部障害	28	0.0	10.7	0.0	7.1	32.1	28.6	17.9
知的障害	167	1.2	3.6	3.6	12.6	19.8	31.1	15.0
発達障害	285	0.7	5.3	3.2	12.6	10.9	26.3	10.5
精神障害	17	5.9	11.8	0.0	11.8	23.5	29.4	5.9
高次脳機能障害	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
難病（特定疾病）	31	0.0	3.2	3.2	6.5	22.6	29.0	16.1
問15に該当する方	259	0.8	5.8	3.1	12.4	13.1	25.5	9.7
その他	31	12.9	3.2	6.5	3.2	16.1	16.1	9.7

■こどもの育ち及び家庭への支援における課題

- ・こどもとその家族を含めた相談支援の充実を図ること
- ・こどもの成長段階に応じた適切な支援・情報が提供されること
- ・関係機関との連携を強化した、切れ目のない継続した支援が受けられること
- ・障害の有無にかかわらず、ともに地域で育ちあう環境づくりが進むこと
- ・障害のあるこどもの居場所対策が推進されること
- ・医療的ケア児への支援体制を強化すること
- ・保護者の子育てと仕事の両立を支援するための取組を進めていくこと

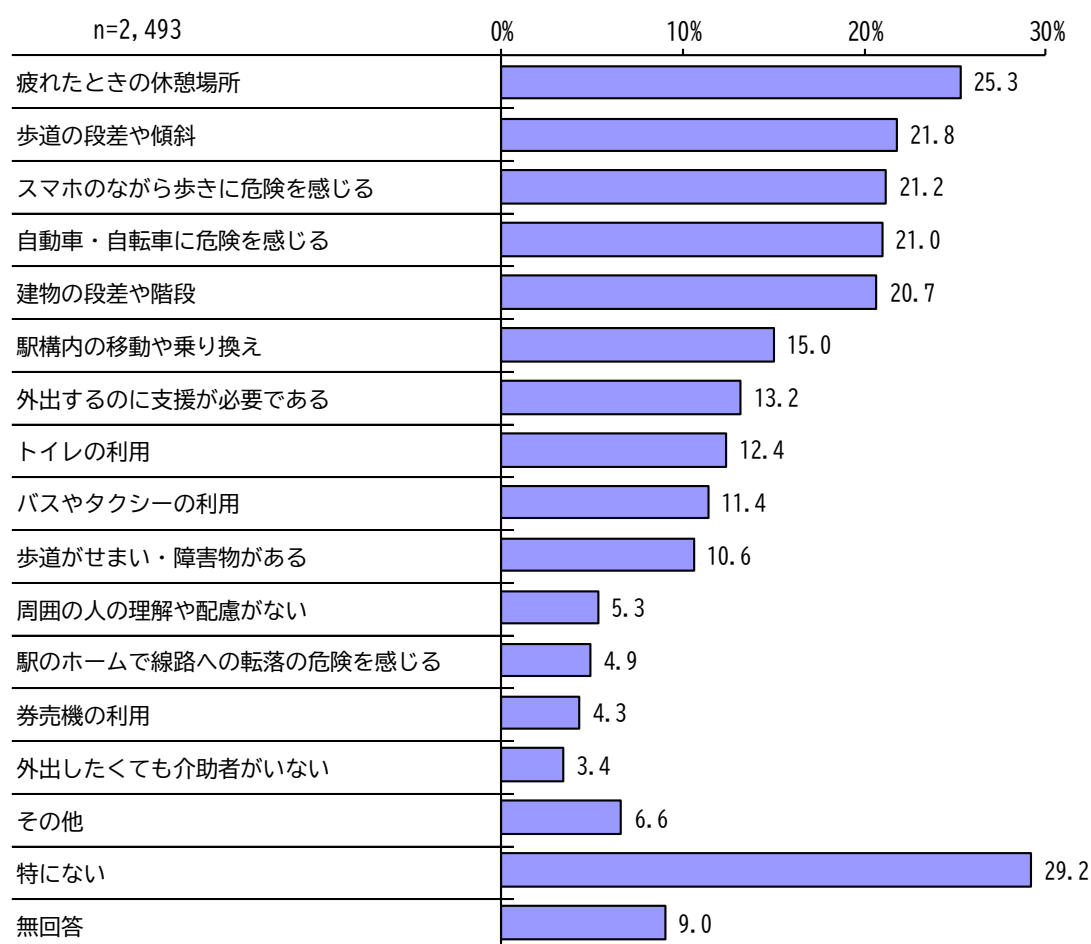
(7) バリアフリー（ソフト・ハード）の推進について

○外出時の困りごと（在宅の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、在宅の方に外出時の困りごとをお聞きしたところ、全体としては「疲れたときの休憩場所」が 25.3%と最も多く、次いで「歩道の段差や傾斜」が 21.8%、「スマホのながら歩きに危険を感じる」が 21.2%となっています。

項目別にみると、「疲れたときの休憩場所」と答えた方では、その他を除くと問 12 に該当する方（特別な支援や配慮を必要とする行動面に関する課題のある方）が 33.1%と最も多く、次いで内部障害が 30.9%、精神障害が 30.2%と続きます。「歩道の段差や傾斜」と答えた方では、視覚障害が 57.1%と最も多く、次いで肢体不自由が 50.0%、音声・言語・そしゃく機能障害が 39.1%と続きます。「スマホのながら歩きに危険を感じる」と答えた方では、視覚障害が 48.5%と最も多く、次いで高次脳機能障害が 37.5%、肢体不自由が 32.5%と続きます。

【図表：外出時の困りごと（在宅の方）】



障害別

	n	歩道の段差や傾斜	建物の段差や階段	バスやタクシーの利用	駅構内の移動や乗り換え	券売機の利用	トイレの利用	歩道がせまい・障害物がある	疲れたときの休憩場所	自動車・自転車に危険を感じる
(単位:%)										
全体	2,493	21.8	20.7	11.4	15.0	4.3	12.4	10.6	25.3	21.0
障害別	肢体不自由	320	50.0	46.3	21.9	25.6	6.3	22.5	25.0	28.8
	音声・言語・そしゃく機能障害	87	39.1	32.2	26.4	23.0	11.5	25.3	20.7	16.1
	視覚障害	163	57.1	54.0	22.7	38.0	23.3	19.6	34.4	22.7
	聴覚・平衡機能障害	153	28.1	27.5	7.8	14.4	6.5	10.5	9.8	25.5
	内部障害	324	26.5	25.3	11.7	14.2	1.9	15.7	8.6	30.9
	知的障害	256	13.3	11.7	18.4	23.0	11.7	13.7	9.8	16.8
	発達障害	263	6.5	5.7	11.0	13.3	4.2	7.6	6.8	29.3
	精神障害	626	11.0	10.5	10.2	12.1	2.6	8.0	8.0	30.2
	高次脳機能障害	40	35.0	37.5	17.5	27.5	5.0	22.5	25.0	20.0
	難病（特定疾病）	817	22.0	21.3	8.8	12.0	1.6	15.3	9.7	24.7
	問12に該当する方	658	16.4	15.0	14.7	16.7	5.3	13.7	9.9	33.1
	その他	42	26.2	19.0	11.9	11.9	4.8	9.5	9.5	33.3

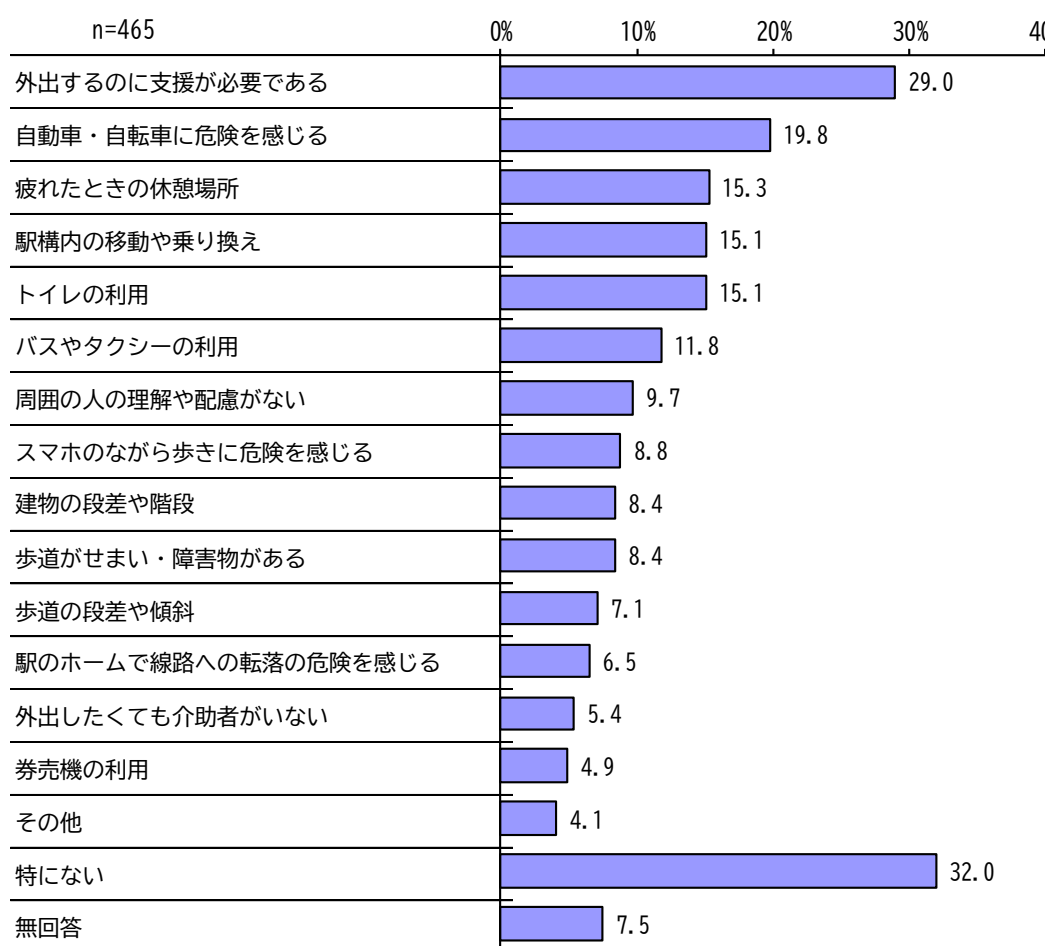
	n	スマホのながら歩きに危険を感じる	駅のホームで線路への転落の危険を感じる	外出するのに支援が必要である	外出したくても介助者がいない	周囲の人の理解や配慮がない	その他	特にない	無回答
(単位:%)									
全体	2,493	21.2	4.9	13.2	3.4	5.3	6.6	29.2	9.0
障害別	肢体不自由	320	32.5	8.4	24.1	7.8	5.6	5.9	10.3
	音声・言語・そしゃく機能障害	87	19.5	9.2	33.3	5.7	6.9	9.2	12.6
	視覚障害	163	48.5	20.9	36.2	7.4	9.2	8.0	5.5
	聴覚・平衡機能障害	153	28.8	6.5	13.7	5.9	5.2	9.2	20.9
	内部障害	324	19.4	4.0	8.6	3.1	3.4	5.9	33.3
	知的障害	256	13.3	7.0	37.1	9.8	9.4	3.9	27.0
	発達障害	263	18.3	6.5	17.1	6.5	10.6	12.5	30.4
	精神障害	626	17.1	4.5	9.1	2.7	9.7	9.3	32.6
	高次脳機能障害	40	37.5	10.0	27.5	5.0	12.5	12.5	7.5
	難病（特定疾病）	817	20.6	3.1	9.2	2.8	2.1	5.4	32.7
	問12に該当する方	658	19.0	7.1	21.3	5.3	11.7	10.2	19.1
	その他	42	11.9	2.4	11.9	7.1	9.5	11.9	26.2

○外出時の困りごと（18歳未満の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、18歳未満の方に外出時の困りごとをお聞きしたところ、全体としては「外出するのに支援が必要である」が29.0%と最も多く、次いで「自動車・自転車に危険を感じる」が19.8%、「疲れたときの休憩場所」が15.3%と続きます。

項目別にみると、「外出するのに支援が必要である」と答えた方では、回答者の少ない高次脳機能障害を除くと視覚障害が66.7%と最も多く、次いで肢体不自由が62.2%、知的障害が57.5%と続きます。「自動車・自転車に危険を感じる」と答えた方では、回答者の少ない高次脳機能障害、その他を除くと聴覚・平衡機能障害が28.6%と最も多く、次いで肢体不自由が27.0%、知的障害が26.9%と続きます。「疲れたときの休憩場所」と答えた方では、その他を除くと精神障害が35.3%と最も多く、次いで肢体不自由が35.1%、音声・言語・そしゃく機能障害が23.3%と続きます。

【図表：外出時の困りごと（18歳未満の方）】



障害別

	n	歩道の 段差や 傾斜	建物の 段差や 階段	バスやタ クシーの 利用	駅構内 の移動 や乗り換 え	券売機 の利用	トイレの 利用	歩道が せまい・ 障害物 がある	疲れた ときの 休憩場 所	自動車・ 自転車に 危険を感 じる
(単位:%)										
全体	465	7.1	8.4	11.8	15.1	4.9	15.1	8.4	15.3	19.8
障害別	肢体不自由	37	45.9	48.6	43.2	29.7	2.7	40.5	24.3	27.0
	音声・言語・そしゃく機能障害	30	26.7	26.7	30.0	26.7	3.3	43.3	13.3	16.7
	視覚障害	9	33.3	33.3	22.2	33.3	0.0	33.3	22.2	22.2
	聴覚・平衡機能障害	14	7.1	14.3	7.1	7.1	0.0	0.0	7.1	0.0
	内部障害	28	10.7	14.3	10.7	21.4	3.6	21.4	7.1	21.4
	知的障害	167	14.4	16.8	22.8	26.9	10.2	29.3	12.6	21.0
	発達障害	285	2.1	2.8	11.9	15.4	5.6	13.7	7.0	14.7
	精神障害	17	11.8	11.8	35.3	35.3	5.9	29.4	11.8	35.3
	高次脳機能障害	1	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0
	難病（特定疾病）	31	32.3	35.5	29.0	29.0	3.2	41.9	16.1	22.6
	問15に該当する方	259	6.2	8.1	14.7	17.4	6.9	19.3	8.9	18.5
	その他	31	19.4	19.4	12.9	16.1	6.5	12.9	16.1	29.0

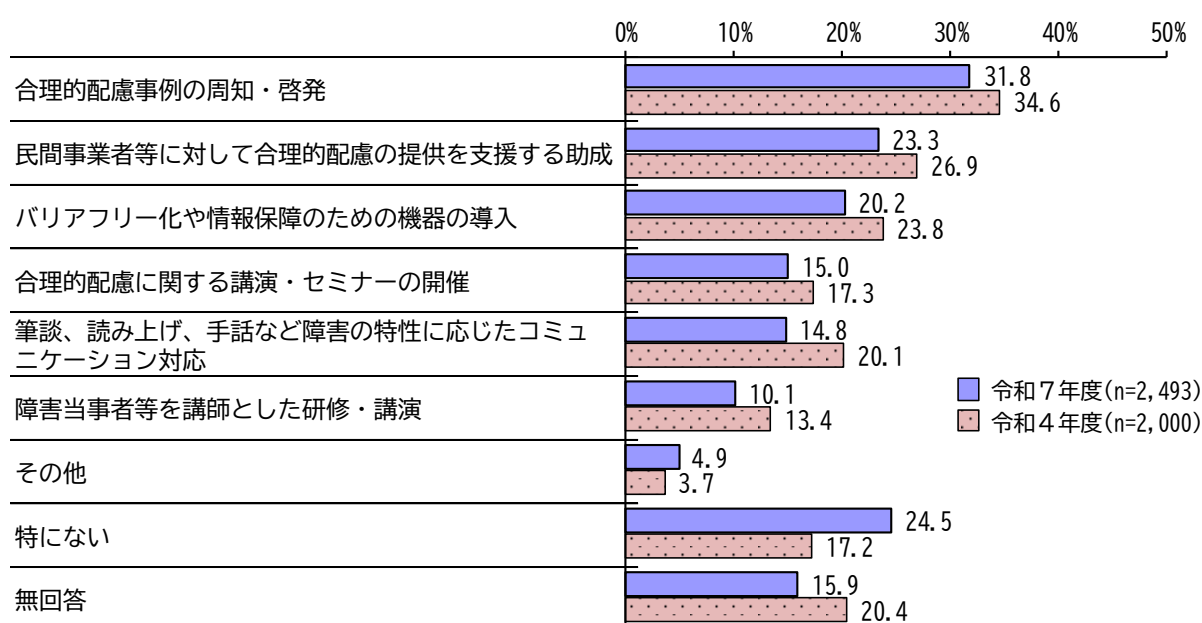
	n	スマホの ながら歩 きに危険 を感じる	駅のホーム で線路への 転落の危険 を感じる	外出する のに支援 が必要で ある	外出した くても介 助者がい ない	周囲の人 の理解や 配慮がな い	その他	特にな い	無回答
(単位:%)									
全体	465	8.8	6.5	29.0	5.4	9.7	4.1	32.0	7.5
障害別	肢体不自由	37	18.9	13.5	62.2	10.8	8.1	5.4	5.4
	音声・言語・そしゃく機能障害	30	23.3	10.0	46.7	10.0	3.3	6.7	6.7
	視覚障害	9	22.2	0.0	66.7	0.0	11.1	11.1	11.1
	聴覚・平衡機能障害	14	14.3	7.1	21.4	0.0	7.1	14.3	35.7
	内部障害	28	7.1	3.6	35.7	7.1	3.6	7.1	28.6
	知的障害	167	12.6	12.6	57.5	11.4	17.4	3.6	12.6
	発達障害	285	7.4	6.3	27.4	4.9	11.6	3.9	33.3
	精神障害	17	11.8	11.8	47.1	11.8	11.8	5.9	17.6
	高次脳機能障害	1	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	難病（特定疾病）	31	12.9	16.1	48.4	6.5	12.9	12.9	16.1
	問15に該当する方	259	9.3	9.3	38.6	6.6	12.7	4.2	23.9
	その他	31	16.1	12.9	29.0	3.2	6.5	3.2	29.0

○合理的配慮※に必要なこと（在宅の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、在宅の方に社会的障壁の除去に向けて、合理的配慮に必要なことをお聞きしたところ、全体としては「合理的配慮事例の周知・啓発」が31.8%と最も多く、次いで「民間事業者等に対して合理的配慮の提供を支援する助成」が23.3%、「バリアフリー化や情報保障のための機器の導入」が20.2%と続きます。

項目別にみると、「合理的配慮事例の周知・啓発」と答えた方では、発達障害が51.3%と最も多く、次いで高次脳機能障害が37.5%、知的障害が37.1%と続きます。「民間事業者等に対して合理的配慮の提供を支援する助成」と答えた方では、その他を除くと発達障害が36.1%と最も多く、次いで視覚障害が28.2%、精神障害が25.4%と続きます。「バリアフリー化や情報保障のための機器の導入」と答えた方では、高次脳機能障害が35.0%と最も多く、次いで視覚障害が31.9%、肢体不自由が28.1%と続きます。

【図表：合理的配慮に必要なこと（在宅の方）】



※合理的配慮：障害者から、何らかの配慮を求める意思表示があった場合において、その実施にあたり、過重な負担にならない範囲で、社会的障壁（バリア）を取り除くために、必要な工夫や対応を行うこと

障害別

	n	合理的配慮に関する講演・セミナーの開催	合理的配慮事例の周知・啓発	筆談、読み上げ、手話など障害の特性に応じたコミュニケーション対応	バリアフリー化や情報保障のための機器の導入	障害当事者等を講師とした研修・講演
(単位:%)						
全体	2,493	15.0	31.8	14.8	20.2	10.1
障害別						
肢体不自由	320	11.3	22.5	12.8	28.1	8.8
音声・言語・そしゃく機能障害	87	19.5	34.5	28.7	25.3	10.3
視覚障害	163	20.9	34.4	28.8	31.9	17.2
聴覚・平衡機能障害	153	13.7	31.4	27.5	22.9	10.5
内部障害	324	9.6	31.2	12.0	24.4	6.2
知的障害	256	17.2	37.1	16.8	10.5	11.3
発達障害	263	25.5	51.3	21.3	14.8	22.4
精神障害	626	20.4	34.0	13.6	14.1	13.6
高次脳機能障害	40	22.5	37.5	15.0	35.0	12.5
難病（特定疾病）	817	12.0	33.0	13.2	24.6	6.7
その他	42	19.0	21.4	14.3	23.8	9.5

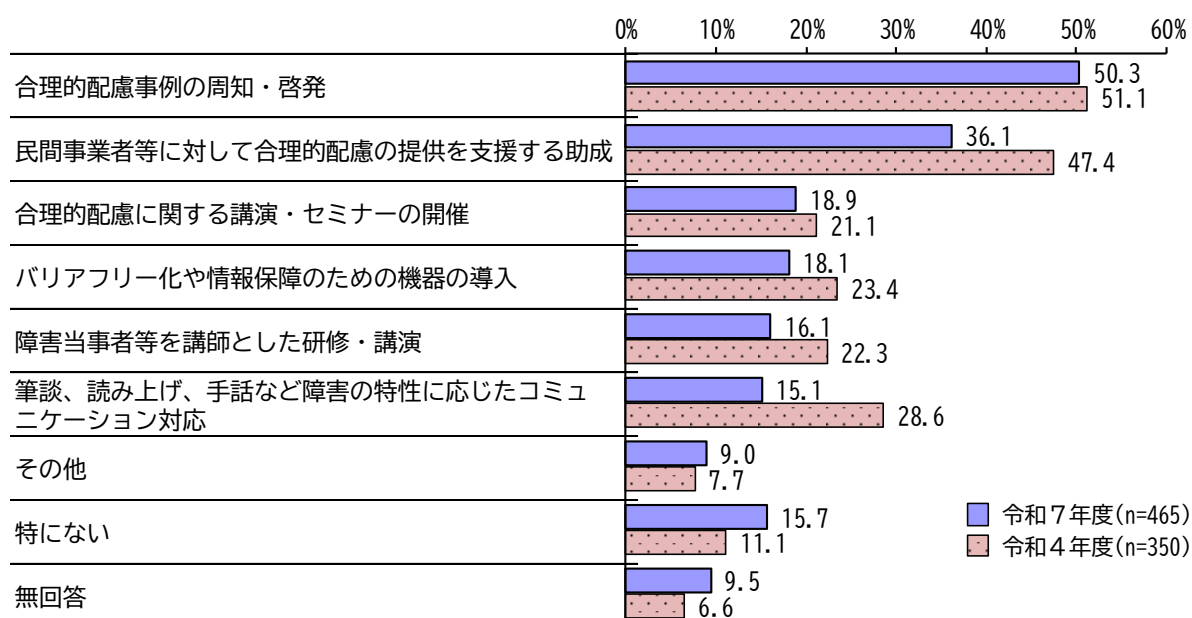
	n	民間事業者等に対して合理的配慮の提供を支援する助成	その他	特にない	無回答
(単位:%)					
全体	2,493	23.3	4.9	24.5	15.9
障害別					
肢体不自由	320	19.7	5.0	24.1	21.6
音声・言語・そしゃく機能障害	87	24.1	4.6	24.1	13.8
視覚障害	163	28.2	3.7	18.4	16.6
聴覚・平衡機能障害	153	14.4	3.3	22.2	23.5
内部障害	324	22.8	3.7	29.6	12.7
知的障害	256	24.2	4.3	25.8	14.5
発達障害	263	36.1	7.6	13.7	10.6
精神障害	626	25.4	8.3	25.2	12.5
高次脳機能障害	40	25.0	7.5	17.5	17.5
難病（特定疾病）	817	24.5	3.9	22.9	15.2
その他	42	28.6	16.7	23.8	9.5

○合理的配慮に必要なこと（18歳未満の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、18歳未満の方に社会的障壁の除去に向けて、合理的配慮に必要なことをお聞きしたところ、全体としては「合理的配慮事例の周知・啓発」が50.3%と最も多く、次いで「民間事業者等に対して合理的配慮の提供を支援する助成」が36.1%、次いで「合理的配慮に関する講演・セミナーの開催」が18.9%と続きます。

項目別にみると、「合理的配慮事例の周知・啓発」と答えた方では、回答者の少ない高次脳機能障害を除くと視覚障害が66.7%と最も多く、次いで知的障害が55.1%、問15に該当する方（特別な支援や配慮を必要とする行動面に関する課題のある方）が54.4%と続きます。「民間事業者等に対して合理的配慮の提供を支援する助成」と答えた方では、知的障害が48.5%と最も多く、次いで問15に該当する方（特別な支援や配慮を必要とする行動面に関する課題のある方）が41.3%、内部障害が39.3%と続きます。「合理的配慮に関する講演・セミナーの開催」と答えた方では、知的障害が25.7%と最も多く、次いで音声・言語・そしゃく機能障害が23.3%、問15に該当する方（特別な支援や配慮を必要とする行動面に関する課題のある方）が23.2%と続きます。

【図表：合理的配慮に必要なこと（18歳未満の方）】



障害別

	n	合理的配慮に 関する講演・セ ミナーの開催	合理的配慮事 例の周知・啓発	筆談、読み上 げ、手話など障 害の特性に応じ たコミュニケー ション対応	バリアフリー化 や情報保障の ための機器の 導入	障害当事者等 を講師とした研 修・講演	
(単位:%)							
全体	465	18.9	50.3	15.1	18.1	16.1	
障害別	肢体不自由	37	16.2	45.9	13.5	37.8	24.3
	音声・言語・そしゃく機能障害	30	23.3	50.0	13.3	26.7	33.3
	視覚障害	9	11.1	66.7	0.0	22.2	33.3
	聴覚・平衡機能障害	14	7.1	50.0	7.1	28.6	7.1
	内部障害	28	14.3	42.9	7.1	17.9	14.3
	知的障害	167	25.7	55.1	15.0	20.4	19.2
	発達障害	285	20.4	53.3	17.5	14.4	15.1
	精神障害	17	11.8	41.2	11.8	23.5	17.6
	高次脳機能障害	1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	難病（特定疾病）	31	19.4	48.4	12.9	32.3	19.4
	問15に該当する方	259	23.2	54.4	18.1	15.8	16.6
その他	31	9.7	48.4	9.7	29.0	12.9	

		民間事業者等 に対して合理的 配慮の提供を 支援する助成	その他	特にない	無回答	
(単位:%)		n				
全体		465	36.1	9.0	15.7	9.5
障害別	肢体不自由	37	35.1	13.5	16.2	10.8
	音声・言語・そしゃく機能障害	30	36.7	10.0	20.0	6.7
	視覚障害	9	33.3	22.2	11.1	11.1
	聴覚・平衡機能障害	14	21.4	0.0	14.3	14.3
	内部障害	28	39.3	10.7	21.4	10.7
	知的障害	167	48.5	10.2	9.6	7.2
	発達障害	285	38.6	10.9	13.0	8.4
	精神障害	17	17.6	11.8	11.8	0.0
	高次脳機能障害	1	0.0	100.0	0.0	0.0
	難病（特定疾病）	31	35.5	12.9	12.9	12.9
問15に該当する方		259	41.3	12.4	12.0	7.7
その他		31	35.5	6.5	12.9	9.7

■バリアフリー（ソフト・ハード）の推進における課題

- ・道路・歩道や公共的な施設・空間のハード面のバリアフリー化を進め、使いやすさを向上させること
- ・障害に応じた、適切な媒体による分かりやすい情報提供が行われること
- ・学校や職場、地域等での障害者に対する理解が進むこと
- ・障害者の地域社会等への参加の支援を推進すること

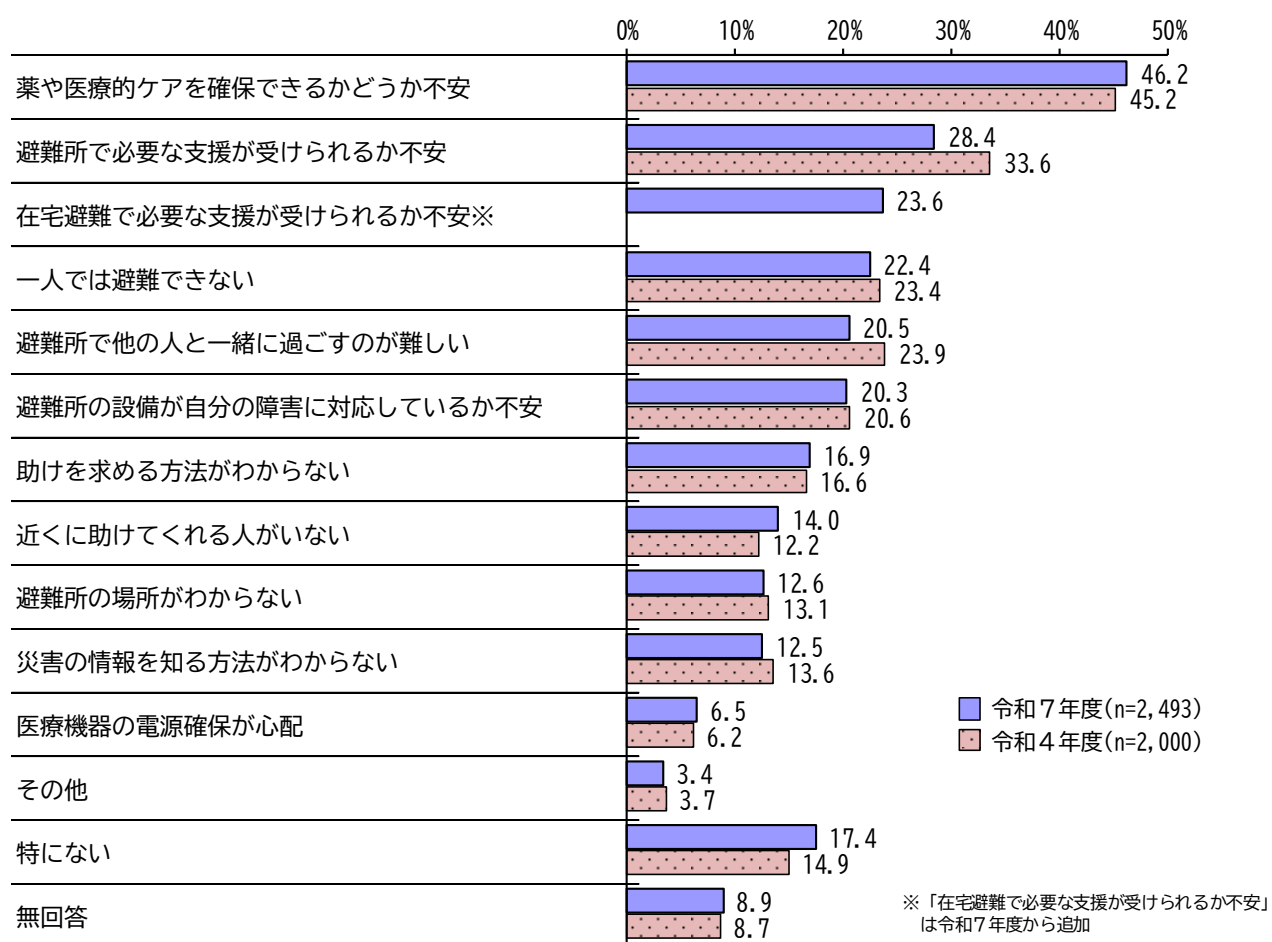
（８）防災・災害対策について

○災害発生時の困りごと（在宅の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、在宅の方に災害発生時の困りごとをお聞きしたところ、全体としては「薬や医療的ケアを確保できるかどうか不安」が46.2%と最も多く、次いで「避難所で必要な支援が受けられるか不安」が28.4%、「在宅避難で必要な支援が受けられるか不安」が23.6%と続きます。

項目別にみると、「薬や医療的ケアを確保できるかどうか不安」と答えた方では、難病（特定疾病）が55.6%と最も多く、次いで内部障害、精神障害がともに54.0%と続きます。「避難所で必要な支援が受けられるか不安」と答えた方では、音声・言語・そしゃく機能障害が43.7%と最も多く、次いで知的障害が39.1%、問12に該当する方（特別な支援や配慮を必要とする行動面に関する課題のある方）が38.3%と続きます。「在宅避難で必要な支援が受けられるか不安」と答えた方では、視覚障害が33.1%と最も多く、次いで高次脳機能障害が32.5%、音声・言語・そしゃく機能障害が31.0%と続きます。

【図表：災害発生時の困りごと（在宅の方）】



障害別

	n	災害の情報を知る方法がわからない	助けを求める方法がわからない	避難所の場所がわからない	近くに助けしてくれる人がいない	一人では避難できない	避難所の設備が自分の障害に対応しているか不安	避難所で必要な支援が受けられるか不安
(単位:%)								
全体	2,493	12.5	16.9	12.6	14.0	22.4	20.3	28.4
障害別								
肢体不自由	320	9.7	14.4	9.1	15.3	44.7	34.7	36.9
音声・言語・そしゃく機能障害	87	14.9	26.4	10.3	13.8	47.1	35.6	43.7
視覚障害	163	19.6	22.7	20.2	16.6	46.6	28.2	32.5
聴覚・平衡機能障害	153	20.9	19.6	11.8	9.8	22.9	25.5	30.1
内部障害	324	7.1	12.3	10.2	12.7	18.8	21.6	29.3
知的障害	256	29.3	36.3	22.3	14.1	54.7	28.5	39.1
発達障害	263	20.5	28.9	18.6	19.4	21.7	24.0	31.9
精神障害	626	12.3	20.0	16.3	20.0	16.6	21.6	33.1
高次脳機能障害	40	12.5	25.0	15.0	20.0	35.0	37.5	37.5
難病（特定疾病）	817	8.6	12.2	8.4	11.5	16.2	14.2	23.3
問12に該当する方	658	17.2	24.0	17.9	19.0	30.1	25.8	38.3
その他	42	16.7	21.4	16.7	31.0	33.3	28.6	35.7

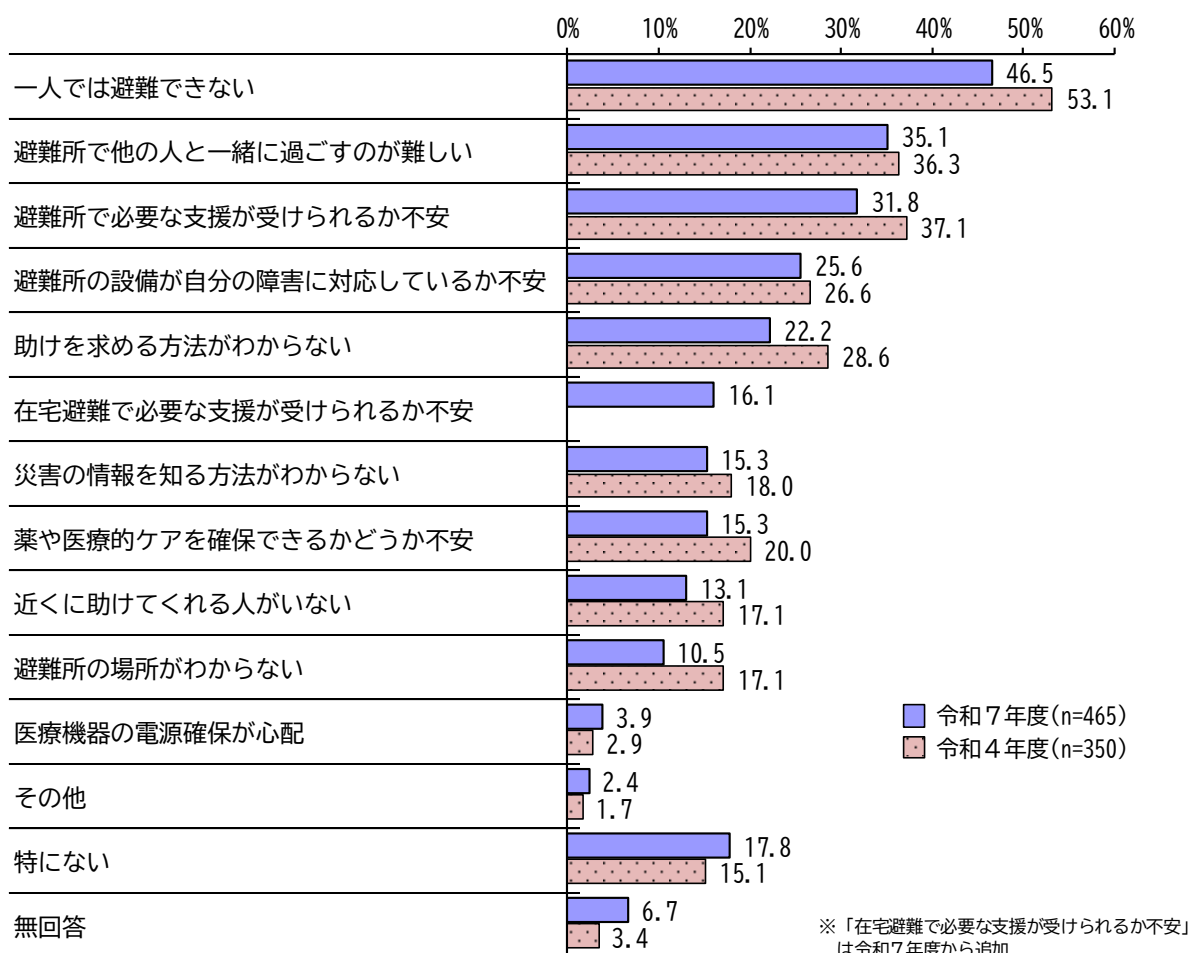
	n	避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい	在宅避難で必要な支援が受けられるか不安	薬や医療的ケアを確保できるかどうか不安	医療機器の電源確保が心配	その他	特にない	無回答
(単位:%)								
全体	2,493	20.5	23.6	46.2	6.5	3.4	17.4	8.9
障害別								
肢体不自由	320	16.6	28.1	42.5	10.0	4.1	12.5	11.6
音声・言語・そしゃく機能障害	87	21.8	31.0	43.7	13.8	5.7	13.8	5.7
視覚障害	163	17.2	33.1	35.0	4.3	1.8	13.5	8.6
聴覚・平衡機能障害	153	18.3	26.8	34.0	11.8	7.8	18.3	9.2
内部障害	324	13.3	25.9	54.0	10.5	4.3	21.0	6.8
知的障害	256	37.5	28.5	28.5	6.6	1.6	14.1	8.6
発達障害	263	38.4	24.7	43.0	7.2	4.9	17.1	6.1
精神障害	626	32.6	23.6	54.0	4.6	4.0	14.9	8.0
高次脳機能障害	40	22.5	32.5	40.0	2.5	12.5	7.5	10.0
難病（特定疾病）	817	13.5	21.5	55.6	6.5	2.6	17.4	7.6
問12に該当する方	658	34.7	26.9	52.6	5.9	4.0	12.0	9.3
その他	42	31.0	21.4	38.1	16.7	7.1	19.0	4.8

○災害発生時の困りごと（18 歳未満の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、18 歳未満の方に災害発生時の困りごとをお聞きしたところ、全体としては「一人では避難できない」が 46.5%と最も多く、次いで「避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい」が 35.1%、「避難所で必要な支援が受けられるか不安」が 31.8%と続きます。

項目別にみると、「一人では避難できない」と答えた方では、回答者の少ない高次脳機能障害を除くと知的障害が 70.7%と最も多く、次いで精神障害が 64.7%、音声・言語・そしやく機能障害が 63.3%と続きます。「避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい」と答えた方では、視覚障害が 55.6%と最も多く、次いで問 15 に該当する方（特別な支援や配慮を必要する行動面に関する課題のある方）が 49.8%、知的障害が 46.7%と続きます。「避難所で必要な支援が受けられるか不安」と答えた方では、肢体不自由が 59.5%と最も多く、次いで視覚障害が 55.6%、聴覚・平衡機能障害、内部障害がともに 50.0%と続きます。

【図表：災害発生時の困りごと（18 歳未満の方）】



障害別

	n	災害の情報を知る方法がわからない	助けを求める方法がわからない	避難所の場所がわからない	近くに助けてくれる人がいない	一人では避難できない	避難所の設備が自分の障害に対応しているか不安	避難所で必要な支援が受けられるか不安
(単位:%)								
全体	465	15.3	22.2	10.5	13.1	46.5	25.6	31.8
障害別								
肢体不自由	37	10.8	18.9	5.4	16.2	62.2	48.6	59.5
音声・言語・そしゃく機能障害	30	13.3	20.0	10.0	16.7	63.3	43.3	46.7
視覚障害	9	0.0	0.0	0.0	22.2	55.6	55.6	55.6
聴覚・平衡機能障害	14	28.6	28.6	7.1	0.0	28.6	42.9	50.0
内部障害	28	10.7	10.7	7.1	17.9	50.0	39.3	50.0
知的障害	167	22.8	34.1	19.2	14.4	70.7	37.7	48.5
発達障害	285	14.7	20.7	11.6	13.3	47.4	26.0	29.8
精神障害	17	17.6	23.5	0.0	17.6	64.7	29.4	35.3
高次脳機能障害	1	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
難病（特定疾病）	31	19.4	22.6	9.7	25.8	61.3	48.4	48.4
問15に該当する方	259	14.7	23.9	11.6	13.9	52.1	32.4	38.6
その他	31	19.4	38.7	6.5	9.7	38.7	29.0	35.5

	n	避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい	在宅避難で必要な支援が受けられるか不安	薬や医療的ケアを確保できるかどうか不安	医療機器の電源確保が心配	その他	特にない	無回答
(単位:%)								
全体	465	35.1	16.1	15.3	3.9	2.4	17.8	6.7
障害別								
肢体不自由	37	40.5	37.8	43.2	24.3	0.0	8.1	8.1
音声・言語・そしゃく機能障害	30	30.0	26.7	26.7	13.3	0.0	16.7	3.3
視覚障害	9	55.6	22.2	33.3	11.1	11.1	11.1	11.1
聴覚・平衡機能障害	14	0.0	14.3	28.6	14.3	0.0	14.3	7.1
内部障害	28	21.4	28.6	53.6	21.4	0.0	7.1	10.7
知的障害	167	46.7	25.7	21.6	5.4	2.4	5.4	4.2
発達障害	285	42.1	14.7	11.6	0.7	2.1	18.2	4.9
精神障害	17	35.3	17.6	23.5	0.0	5.9	23.5	0.0
高次脳機能障害	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
難病（特定疾病）	31	41.9	41.9	51.6	16.1	0.0	6.5	9.7
問15に該当する方	259	49.8	18.9	15.4	3.1	2.7	13.1	4.6
その他	31	32.3	19.4	12.9	6.5	3.2	22.6	9.7

■防災・災害における課題

- ・発災時の安否確認や避難誘導、情報提供等、障害者に対する地域での支援体制が強化されること
- ・障害の特性に配慮した、避難所への避難者及び自宅避難者に対する支援体制の整備が進むこと
- ・避難行動要支援者等に関する情報の充実を図ること
- ・発災時における薬や医療的ケアの確保に向けた取組を進めていくこと

第4章 主要項目及びその方向

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向けた支援体制の整備を推進するために、区が今後3か年で推進していく主要項目を以下の5つに分類しました。各項目についてそれぞれ方向性を掲げ、その達成に向けた取組を進めていきます。

(1) 自立に向けた地域生活の充実

障害者が自らの望む地域で自立した生活を営み、社会参加を実現するために、障害の特性及び生活の実態に応じた適切な支援の提供や、地域生活を継続するための障害福祉サービスの基盤整備等が必要です。

そのため、障害者の声に耳を傾け、ライフステージやライフスタイルによって多様化するニーズを捉えて、グループホームや通所施設等の整備を進めるなど地域での生活の場を確保するとともに、障害の特性や状況に応じたサービスを的確に提供し、地域生活に必要な支援の充実を図っていきます。

さらに、障害者施設入所者や病院に入院している障害者に対して、地域移行や地域定着に向けた支援を推進するとともに、障害者基幹相談支援センターと地域生活支援拠点を運営し、関係機関の連携を深めることにより、支援体制の構築を図っていきます。

また、障害福祉サービス等の質の向上を図るため、事業者への支援・指導を行っていきます。

(2) 相談支援の充実と権利擁護の推進

障害者がいきいきと自分らしい生活を送るためには、障害者とその家族が障害福祉サービス等の必要な情報を適切に入手でき、また、困ったことや日常生活のことについて、気軽に相談できる場が身近にあることが大切です。

そのため、障害の特性を踏まえて、障害福祉サービス等の情報を提供するとともに、地域における相談支援の中核的な拠点となる障害者基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等の関係機関が連携しながら、相談支援の質を向上させる取組を行うとともに、地域の相談支援体制の強化を推進していきます。

また、障害者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害を理由とした不当な差別的取扱い等を受けることなく、障害者の権利が十分に守られ、地域で安心して暮らせる社会であることが大切です。

障害者権利条約の締結、障害者差別解消法や東京都障害者差別解消条例の施行を踏まえ、関係機関との連携を強化し、差別のない共生社会の実現を目指します。また、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を進めるとともに、障害者虐待の防止に向けた地域のネットワークづくりや養護者への支援等を進めることにより、障害者が安心して地域生活を送ることができるよう支援を行っていきます。

(3) 安心して働き続けられる就労支援

障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害の特性や健康状態などに合わせた働き方ができる多様な就労の場が必要です。また、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）が定める雇用率（法定雇用率）の引上げ等により、企業の採用意欲が高められてきたなかで、障害者への支援だけでなく、就業先である企業への支援企業等における障害理解の促進、就労の促進及び継続・定着に向けた取組など専門性の高い支援体制が求められています。

そのため、障害者就労支援センターを中心として、障害者、家族、職場に対する専門性の高い支援体制や障害者就労を地域全体で支える就労支援ネットワークを構築するとともに、企業実習の支援等機能の充実を図ります。加えて、就業している障害者が長く働き続けられるよう、就労に伴う生活面の課題への対応など就労定着支援についても取組を推進していきます。

また、福祉的就労の底上げを図るため、福祉施設における利用者の工賃を上げる取組を行うとともに、利用者の就労に関する意欲や能力の向上を図っていきます。

(4) こどもの育ちと家庭の安心への支援

こどもの育ちと家族を支援していくためには、こどもの発達や成長等に関して気軽に相談できる場や、障害の早期発見・早期療育などのこどもの成長段階に応じた適切な支援が必要です。また、こどもを取り巻く関係機関が連携しながら、成人後も見据えた切れ目のない継続した支援を行うことが重要です。

教育センターにおいて、幼児・児童・生徒に対する福祉部門と教育部門の総合相談窓口を設置しており、保護者等への発達に関する助言・指導の実施及び必要に応じた専門的な訓練支援等、こどもとその家族を含めた相談支援の充実を図っていきます。また、児童発達支援センターにおいて、関係機関との連携の強化を図ることで中核的な施設としての役割を担い、こどもの成長段階に応じた適切な支援を行い、切れ目のない療育の充実を図っていきます。

また、全てのこどもが地域で安心して過ごし育つことのできる社会を目指すため、障害の有無に関わらず、ともに育ちあう環境を整えるとともに、様々な経験とともに分かち合うことで、障害や障害児障害のあるこどもへの理解を促していきます。

さらに、障害のあるこどもの家庭の支援をより一層図るため、仕事と子育ての両立のための施策にも取り組んでいくとともに、就学児に対しては、生活能力向上のための必要な訓練支援や社会参加を促すための居場所づくりを行うことで、家庭の負担感を軽減し、こどもの育ちと家庭の安心に対する支援を行っていきます。

医療的ケア児の支援について、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、協議の場やコーディネーターの配置を通じて、医療的ケア児が身近な地域で育ち、必要な支援が受けられるように障害児障害のあるこどもへの支援の充実を図っていきます。

(5) ひとにやさしいまちづくりの推進

障害者を含めたすべての人が安心・安全に暮らし、積極的に社会参加をするためには、3つのバリアフリーを推進していく必要があります。

3つのバリアとは、「まちのバリア」、「心のバリア」、「情報のバリア」を指します。これらの障壁を取り除くために、まず、「まちのバリアフリー」では、区内の公共的性格をもつ施設や道路など、障害者を含むすべての人が安全かつ快適に利用できるように整備し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めます。つぎに、「心のバリアフリー」では、学校や職場などを始めとする、地域における障害や障害者に対する理解を促進する取組を行います。さらに、「情報のバリアフリー」では、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」及び「手話に関する施策の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、障害に応じた適切な媒体によって、必要な情報を取得するための取組を推進します。

このようにハード面・ソフト面の障壁を取り除く取組を「文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例」及び「文京区手話言語条例」の趣旨も踏まえて進め、障害者が主体的に社会参画でき心豊かな生活を送ることのできる、ノーマライゼーションの考え方に基づいた共生社会の実現を目指します。

また、災害時や緊急事態に対応するために、避難行動要支援者への支援体制の充実を図るとともに、障害者とその家族を地域全体で支えるコミュニティの形成を進め、地域の災害対応力を高めていきます。あわせて、在宅避難者への支援を的確に行うとともに、障害の特性に配慮した避難スペースやトイレのバリアフリー化など、障害者に配慮した避難所や福祉避難所の拡充を進め、災害時における障害者への支援の充実を図ります。

さらに、障害の特性に応じた災害時の情報の入手や、障害者自身が困っていることを周囲に知らせるための意思疎通への支援など、災害時や緊急事態における支援体制を充実させていきます。

第5章 計画の体系

1 自立に向けた地域生活支援の充実					
小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
1 個に応じた日常生活への支援	1 居宅介護（ホームヘルプ）◆[xxx]				

【計画事業について】

・ [] は、計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業です。

・ [] 内は、本計画における計画事業掲載ページです。

・ 他の分野別計画で主に実施している事業は、計画事業名の後に各分野別計画の頭文字と事業番号を記載しています。

地：地域福祉保健の推進計画 子：子育て支援計画

高：高齢者・介護保険事業計画 保：保健医療計画

◆：第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画（令和9年度～11年度）において、年度ごとの利用者数、量等の見込みを定めることとされたものです。

★：社会福祉法第106条の5に定める「重層的支援体制整備事業実施計画」に関わる事業です。

その事業の対象となるライフステージの範囲を示しています。

※高齢期については、65歳以上と40歳以上65歳未満の方で介護保険サービスが利用できる方は、介護保険サービスが優先されます。

1 自立に向けた地域生活支援の充実					
小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
1 個に応じた日常生活への支援	1 居宅介護（ホームヘルプ）◆[xxx]				
	2 重度訪問介護◆[xxx]				
	3 同行援護◆[xxx]				
	4 行動援護◆[xxx]				
	5 重度障害者等包括支援◆[xxx]				
	6 生活介護◆[xxx]				
	7 療養介護◆[xxx]				
	8 短期入所（ショートステイ）◆[xxx]				
	9 短期入所（ショートステイ）の整備[xxx]				
	10 補装具費の支給[xxx]				
	11 手話通訳者・要約筆記者派遣事業◆[xxx]				
	12 手話通訳者設置事業◆[xxx]				
	13 失語症者向け意思疎通支援事業[xxx]				
	14 日常生活用具給付◆[xxx]				
	15 移動支援◆[xxx]				
	16 日中短期入所事業◆[xxx]				
	17 日中一時支援事業[xxx]				
	18 緊急一時介護委託費助成[xxx]				
	19 地域安心生活支援事業				
	20 心身障害者（児）短期保護事業[xxx]				
	21 福祉タクシー/自動車燃料費助成[xxx]				
	22 地域生活安定化支援事業[xxx]				
	23 日中活動系サービス施設の整備[xxx]				
	24 地域生活支援拠点の運営◆[xxx]				

1 自立に向けた地域生活支援の充実					
小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期/ 就職期	高齢期
1 個に応じた日常生活への支援	25 共生型サービス[xxx]				
	26 強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実[xxx]				
	27 高次脳機能障害者等の支援体制の構築[xxx]				
	28 障害者・児の介護者支援の推進 [xxx]				
2 事業者への支援・指導	1 福祉サービス第三者評価制度の利用促進 地x-x-x[xxx]				
	2 障害福祉サービス等の質の向上◆[xxx]				
	3 障害者施設職員等の育成・確保[xxx]				
	4 障害福祉サービス等事業者との連携[xxx]				
3 生活の場の確保	1 グループホームの拡充[xxx]				
	2 共同生活援助（グループホーム）◆[xxx]				
	3 施設入所支援◆[xxx]				
	4 自立生活援助◆[xxx]				
	5 居住支援の推進 地x-x-x[xxx]				
4 地域生活への移行及び地域定着支援	1 福祉施設入所者の地域生活への移行◆[xxx]				
	2 入院中の精神障害者の地域生活への移行[xxx]				
	3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築◆ [xxx]				
	4 精神障害者の地域定着支援体制の強化[xxx]				
	5 地域移行支援◆[xxx]				
	6 地域定着支援◆[xxx]				
	7 退院後支援事業[xxx]				
5 生活訓練の質を維持・向上する機会の確保	1 精神障害回復途上者デイケア事業[xxx]				
	2 地域活動支援センター事業◆★[xxx]				
	3 自立訓練（機能訓練・生活訓練）◆[xxx]				
	4 木よう体操教室（旧・難病リハビリ教室、パーキンソン病体操教室）[xxx]				
6 保健・医療サービスの充実	1 自立支援医療[xxx]				
	2 難病患者への支援[xxx]				
	3 障害者歯科診療事業 保x-x-x[xxx]				
	4 在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業 保x-x-x[xxx]				
	5 精神保健・難病相談[xxx]				
7 経済的支援	1 福祉手当の支給[xxx]				
	2 特別児童扶養手当の支給[xxx]				
	3 児童育成手当（障害手当）の支給[xxx]				
	4 利用者負担の軽減[xxx]				

2 相談支援の充実と権利擁護の推進					
小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期／ 就職期	高齢期
1 相談支援体制の 整備と充実	1 総合的な相談支援体制の構築[xxx]				
	2 計画相談支援◆[xxx]				
	3 地域移行支援◆[1-4-5再掲]				
	4 地域定着支援◆[1-4-6再掲]				
	5 相談支援事業◆[xxx]				
	6 障害者地域自立支援協議会の運営◆[xxx]				
	7 障害者基幹相談支援センターの運営◆★[xxx]				
	8 身体障害者相談員・知的障害者相談員[xxx]				
	9 障害福祉サービス等の情報提供の充実[xxx]				
	10 意思決定支援の在り方の検討[xxx]				
	11 小地域福祉活動の推進（地域福祉保健計画進行管理対象事業）★ 地x-x-x[xxx]				
	12 民生委員・児童委員による相談援助活動[5-6-5再掲]				
	13 地域生活支援拠点の運営◆[1-1-24再掲]				
	14 ひきこもりの総合的な支援の推進（地域福祉保健計画進行管理対象事業） 地x-x-x[xxx]				
	15 包括的相談支援事業★地x-x-x[xxx]				
	16 多機関協働事業（地域福祉保健計画進行管理対象事業）★地x-x-x[xxx]				
	17 アウトリーチ等事業★ 地x-x-x[xxx]				
	18 ヤングケアラー支援推進事業（地域福祉保健計画進行管理対象事業） 地x-x-x[xxx]				
2 権利擁護・成年 後見等の充実	1 福祉サービス利用援助事業の促進（地域福祉保健計画進行管理対象事業） 地x-x-x[xxx]				
	2 法人後見の受任 地x-x-x[xxx]				
	3 市民後見人の養成及び活動支援（地域福祉保健計画進行管理対象事業） 地x-x-x[xxx]				
	4 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進構築（地域福祉保健計画進行管理対象事業） 地x-x-x[xxx]				
	5 成年後見制度利用支援事業（地域福祉保健計画進行管理対象事業） 地x-x-x[xxx]				
	6 福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実 地x-x-x[xxx]				
	7 障害者・児童虐待防止対策支援事業[xxx]				
	8 障害者差別解消支援地域協議会の運営[xxx]				

3 安心して働き続けられる就労支援					
小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
1 就労支援体制の確立	1 障害者就労支援の充実[xxx]				
	2 就労支援ネットワークの構築・充実[xxx]				
	3 就労促進助成事業[xxx]				
	4 重度障害者等就労支援事業[xxx]				
2 職場定着支援の推進	1 就業先企業への支援[xxx]				
	2 安定した就業継続への支援[xxx]				
	3 就労者への余暇支援[xxx]				
	4 就労定着支援◆[3-3-5再掲]				
3 福祉施設等での就労支援	1 福祉施設から一般就労への移行◆[xxx]				
	2 就労選択支援◆[xxx]				
	3 就労移行支援◆[xxx]				
	4 就労継続支援（A型・B型）◆[xxx]				
	5 就労定着支援◆[xxx]				
	6 福祉的就労の充実[xxx]				
	7 障害者優先調達推進法に基づく物品調達の推進[xxx]				
	8 日中活動系サービス施設の整備[1-1-23再掲]				
4 就労機会の拡大	1 区の業務における就労機会の拡大[xxx]				
	2 障害者雇用の普及・啓発[xxx]				
	3 地域雇用開拓の促進[xxx]				

4 こどもの育ちと家庭の安心への支援					
小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
1 障害のあるこどもの健やかな成長	1 乳幼児健康診査（保健医療計画進行管理対象事業）保 x-x-x[xxx]				
	2 発達健康診査[xxx]				
	3 総合相談室の充実[xxx]				
	4 発達に関する情報の普及啓発[xxx]				
	5 在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業[1-6-4再掲]				
2 相談支援の充実と関係機関の連携の強化	1 児童発達支援センターの運営[xxx]				
	2 多様な機関の連携による切れ目のない支援[xxx]				
	3 医療的ケア児支援体制の構築◆[xxx]				
	4 医療的ケア児等支援コーディネーターの配置◆[xxx]				
	5 個別の支援計画の作成[xxx]				
	6 専門家アウトリーチ型支援[xxx]				
	7 障害児相談支援◆[xxx]				
	8 医療的ケア児在宅レスパイト事業[xxx]				
	9 障害児通所支援事業所における重症心身障害児等の支援充実に向けた検討◆[xxx]				

4 こどもの育ちと家庭の安心への支援					
小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期／ 就職期	高齢期
3 こどもの成長段階 に応じた適切な支援	1 児童発達支援◆[xxx]				
	2 居宅訪問型児童発達支援◆[xxx]				
	3 保育所等訪問支援◆[xxx]				
	4 文京版スターティング・ストロング・プロジェクト [4-4-9再掲]				
	5 保育園要配慮児保育[xxx]				
	6 区立幼稚園等特別保育[xxx]				
	7 就学前相談体制の充実[xxx]				
	8 総合相談室の充実[4-1-3再掲]				
	9 専門家アウトリーチ型支援[4-2-6再掲]				
	10 障害児通所支援事業所の整備[xxx]				
	11 特別支援教育の充実[xxx]				
	12 育成室の障害児保育[xxx]				
	13 個に応じた指導の充実[xxx]				
	14 放課後等デイサービス◆[xxx]				
	15 東京都認証学童クラブの障害児保育[xxx]				
4 障害の有無に関 わらず、地域で過 ごし育つ環境づくり	1 保育園要配慮児保育[4-3-5再掲]				
	2 区立幼稚園等特別保育[4-3-6再掲]				
	3 育成室の障害児保育[4-3-12再掲]				
	4 びよびよひろば（親子ひろば事業）[xxx]				
	5 子育てひろば事業（子育て支援計画計画進行管理対象 事業）★ 子x-x-x[xxx]				
	6 地域団体による地域子育て支援拠点事業（子育て支援 計画計画進行管理対象事業）★ 子x-x-x[xxx]				
	7 児童館[xxx]				
	8 b-lab（文京区青少年プラザ）[xxx]				
	9 文京版スターティング・ストロング・プロジェクト [xxx]				
	10 ベビーシッター利用料助成事業[xxx]				
	11 放課後全児童向け事業（アクティ）[xxx]				

5 ひとにやさしいまちづくりの推進						
小項目	計画事業		就学前	就学後	卒業期／ 就職期	高齢期
1 まちのバリアフリーの推進	1	文京区バリアフリー基本構想の推進 地x-x-x[xxx]				
	2	バリアフリーの道づくり（地域福祉保健計画進行管理対象事業） 地x-x-x[xxx]				
	3	文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導 地x-x-x[xxx]				
	4	総合的自転車対策の推進 地x-x-x[xxx]				
	5	公園再整備事業（地域福祉保健計画進行管理対象事業） 地x-x-x[xxx]				
	6	コミュニティバス運行 地x-x-x[xxx]				
	7	ごみの訪問収集 高x-x-x[xxx]				
	8	高齢者等住宅修築資金助成事業[xxx]				
2 心のバリアフリーの推進	1	障害及び障害者・児に対する理解の促進（理解促進研修・啓発事業）◆[xxx]				
	2	障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実[xxx]				
	3	障害者事業を通じた地域参加[xxx]				
	4	障害者差別解消に向けた取組の推進[xxx]				
3 情報のバリアフリーの推進	1	情報提供ガイドラインに即した情報発信の推進[xxx]				
	2	情報のバリアフリーの推進[xxx]				
	3	手話に関するケーブルテレビ番組の制作[xxx]				
	4	文京区声の広報・点字の広報発行[xxx]				
	5	図書館利用に障害のある方への図書館資料の貸出及び情報提供[xxx]				
4 防災・安全対策の充実	1	ヘルプカードの普及・啓発[xxx]				
	2	避難行動要支援者への支援 地x-x-x[xxx]				
	3	福祉避難所の拡充（地域福祉保健計画進行管理対象事業） 地x-x-x[xxx]				
	4	避難所運営協議会の運営支援 地x-x-x[xxx]				
	5	災害ボランティア体制の整備（地域福祉保健計画進行管理対象事業） 地x-x-x[xxx]				
	6	耐震化改修促進事業 地x-x-x				
	7	家具転倒防止器具設置助成事業（地域福祉保健計画進行管理対象事業） 地x-x-x[xxx]				
	8	救急代理通報システムの設置[xxx]				
	9	被災者支援の仕組みづくり 地x-x-x[xxx]				

5 ひとにやさしいまちづくりの推進					
小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期／ 就職期	高齢期
5 地域との交流及び文化活動・スポーツ等への参加支援	1 障害者事業を通じた地域参加[5-2-3再掲]				
	2 地域に開かれた施設運営[xxx]				
	3 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実[5-2-2再掲]				
	4 心身障害者・児レクリエーション[xxx]				
	5 障害者スポーツ等の推進[xxx]				
	6 文化芸術作品等の発表機会の確保[xxx]				
6 地域福祉の担い手への支援	1 ボランティア活動への支援（地域福祉保健計画進行管理対象事業） 地x-x-x[xxx]				
	2 手話奉仕員養成研修事業◆[xxx]				
	3 地域の支え合い体制づくり推進事業（地域福祉保健計画進行管理対象事業） 地x-x-x[xxx]				
	4 ファミリー・サポート・センター事業（子育て支援計画進行管理対象事業） 子x-x-x[xxx]				
	5 民生委員・児童委員による相談援助活動 地x-x-x[xxx]				
	6 話し合い員による訪問活動 高x-x-x[xxx]				
	7 自発的活動支援事業◆[xxx]				
	8 地域活動情報サイト 地x-x-x[xxx]				
	9 いきいきサポート事業の推進（地域福祉保健計画進行管理対象事業） 地x-x-x[xxx]				
	10 参加支援事業（地域福祉保健計画進行管理対象事業）★ 地x-x-x[xxx]				
	11 地域づくり事業（地域福祉保健計画進行管理対象事業）★ 地x-x-x[xxx]				

第6章 計画事業

1 自立に向けた地域生活支援の充実

障害者自らが望む生活を選択でき、地域で自立した生活を送るために、日常生活を支援するサービスの充実や生活の場の確保に向けた取組を進め、生活訓練の質の維持・向上に向けた機会の確保、保健・医療サービスの充実に努めていきます。さらに、生涯にわたって地域で安心して住み続けられるよう、地域移行及び地域定着促進に向けた支援体制整備の推進や地域生活支援拠点の整備を進め機能の充実を図り、障害者が住み慣れた地域で継続して生活するための支援をしていきます。

また、障害者が安心してサービスを利用できるよう、事業者への支援や指導を行うことで、サービスの質の向上や職員等の育成を図っていきます。

計画事業の表記について

- の事業は、進行管理対象事業です。
- 事業概要欄には事業趣旨・目的を表記し、可能なものは年度ごとの計画事業量の見込みを表記しています。
- 実績及び計画事業量は、年間の数値を表しています（一部の事業において、計画期間の累計値で表しているものがあります。）。
- ※は、用語の説明です

1-1 個に応じた日常生活への支援

障害者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、居宅介護等の訪問サービス、生活介護等の日中活動系サービスをはじめとする障害福祉サービスを個別のニーズやライフステージの変化に応じて適切に提供し、日常生活への支援を行っていきます。

1-1-1 居宅介護（ホームヘルプ）◆

事業概要	介護が必要な障害者・児に対して、自宅で入浴・排せつ・食事等の身体介護、調理・掃除・洗濯等の家事援助及び通院等の介助を行い、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援します。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	居宅における身体介護実利用者数	人	271	317	340	363
	居宅における身体介護延利用時間	時間	24,499	29,821	32,482	35,143
	家事援助実利用者数	人	179	203	215	227
	家事援助実利用者数	時間	9,249	10,111	10,542	10,973
	通院等介助実利用者数	人	80	84	86	88
	通院等介助実利用者数	時間	3,615	3,843	3,957	4,071
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	
	○	○	○		○	

1-1-2 重度訪問介護◆

事業概要	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で、常に介護を必要とする人に、自宅における入浴・排せつ・食事の介護・調理・掃除・洗濯等の家事やその他生活全般にわたる援助、外出時における移動支援等を総合的にを行い、自立した日常生活や社会生活を支援します。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	実利用者数	人	22	23	23	23
	延利用時間	時間	97,569	104,282	104,282	104,282
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	
		※	○		○	

※15歳以上で、児童相談所長が利用することを認めた場合、障害者とみなし、支給の要否を決定します。

1-1-3 同行援護 ◆

事業概要	視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等について、外出時において当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜を図ります。					
担当	障害福祉課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	実利用者数	人	101	111	116	121
	延利用時間	時間	30,636	35,372	37,740	40,108
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	
	○	○	○		○	

1-1-4 行動援護 ◆

事業概要	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等で、常に介護を必要とする人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、その他行動する際の必要な援助を行い、自立した日常生活や社会生活を支援します。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	実利用者数	人	8	10	11	12
	延利用時間	時間	1,450	2,070	2,277	2,484
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	
	○	○	○		○	

1-1-5 重度障害者等包括支援 ◆

事業概要	常時介護を要し、その介護の必要の程度が高く、意思疎通を図ることに著しい支障のある障害者・児に対して、居宅介護その他の支援を包括的に行うことにより、身体能力や日常生活能力の維持を図ります。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	実利用者数	人	0	1	1	1
	延利用時間	時間	0	4,968	4,968	4,968
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	
	○	○	○		○	

1-1-6 生活介護 ◆

事業概要	常に介護を必要とする障害者に、昼間において、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動の提供等の支援を行い、日常生活能力の維持・向上を図ります。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	実利用者数	人	307	317	322	327
	延利用時間	時間	69,043	71,325	72,450	73,575
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	
			○		○	

1-1-7 療養介護 ◆

事業概要	医療及び常時の介護を必要とする障害者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行い、また、医療を提供することで、身体能力や日常生活能力の維持・向上を図ります。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	実利用者数	人	13	14	15	15
	延利用時間	時間	4,744	5,110	5,475	5,475
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	
			○		○	

1-1-8 短期入所（ショートステイ）◆

事業概要	自宅で介護する人が病気や休養を要する場合に、障害者・児が施設等に短期入所し、入浴・排せつ・食事の介護、その他必要な支援を受けることで、在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図ります。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	【福祉型】 実利用者数	人	131	149	158	167
	【福祉型】 延利用日数	日	5,456	6,705	7,110	7,515
	【医療型】 実利用者数	人	3	4	4	4
	【医療型】 延利用日数	日	98	144	144	144
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	
	○	○	○		○	

1-1-9 短期入所（ショートステイ）の整備 ㊦

事業概要	グループホームの整備に合わせて短期入所事業所の整備を進めることにより、サービス提供体制を拡充するため、整備費等補助制度の活用を推進を図るなどして、短期入所事業所の施設整備を促進します。					
担当	障害福祉課					
3年間の計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	整備数（累計）	か所		1		
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期	高齢期	
	○	○		○	○	

1-1-10 補装具費の支給

事業概要	障害者・児に対し身体機能を補完又は代替し、長期間にわたり継続して使用される補装具の支給又は修理等にかかる費用を助成することにより、自立した日常生活の促進を図ります。			
担当	障害福祉課、予防対策課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

1-1-11 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ◆

事業概要	聴覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者・児に、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行い、社会参加の促進を図ります。					
担当	障害福祉課					
3年間の計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	派遣件数	件	2,753	4,035	4,676	5,317
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期		
	○	○	○	○		

1-1-12 手話通訳者設置事業 ◆

事業概要	聴覚障害者等が手話通訳を通じて意思の疎通を円滑に行い社会参加の促進を図るために、文京シビックセンター等に手話通訳者を設置します。					
担当	障害福祉課					
3年間の計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	通訳者	人	2	2	2	2
	対応件数	件	336	364	364	364
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期		
	○	○	○	○		

1-1-13 失語症者向け意思疎通支援事業 ㊦

事業概要	失語等の障害のために意思疎通を図ることに支障がある区民で構成が参加する団体に対し意思疎通支援者を派遣し、失語症者の意思疎通の円滑化を図ることにより社会参加の促進を図ります。					
担当	障害福祉課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	団体派遣数	件	11	12	12	12
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期		高齢期
	○	○		○		○

1-1-14 日常生活用具給付 ◆

事業概要	重度の障害者・児に日常生活用具の給付及び住宅設備改善費用の助成を行うことにより、日常生活の便宜を図ります。					
担当	障害福祉課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	実利用者数	人	385	413	427	441
	実施件数	件	1,840	1,974	2,041	2,108
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期		高齢期
	○	○		○		○

1-1-15 移動支援 ◆

事業概要	屋外での移動が困難な障害者・児に対して、ヘルパーによる外出のための必要な支援を行うことで、自立生活及び社会参加の促進を図ります。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	実利用者数	人	399	435	453	471
	延利用時間	時間	60,275	64,815	67,497	70,179
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期		高齢期
	○	○		○		○

1-1-16 日中短期入所事業 ◆

事業概要	自宅で障害者・児を介護する人が病気の場合等に、短期入所施設で、宿泊を伴わずに、日中の見守り・入浴・排せつ・食事の介護等を行い、在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図ります。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	実利用者数	人	37	37	37	37
	延利用回数	回	463	555	555	555
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期		高齢期
	○	○		○		○

1-1-17 日中一時支援事業 ㊦

事業概要	日中活動系障害福祉サービス事業所の活動時間終了後などに、一時的に見守り等が必要な障害者・児の活動場所を設置することで、障害者・児及びその家族の在宅生活を支援します。			
担当	障害福祉課			
3年間の 計画事業量	一時的に見守り等が必要な障害者・児に、日中活動系障害福祉サービス事業所等のサービス提供時間前後を活用し、居場所及び見守り支援を提供します。			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
		○	○	

1-1-18 緊急一時介護委託費助成

事業概要	障害者・児を日常的に介護している同居の家族が、冠婚葬祭や疾病等の理由により一時的に介護を行うことが困難となったときに、障害者・児の家庭や介護人の家庭において介護を受けた場合又は育成室等の送迎の介護を受けた場合、その介護委託に要した費用の一部を障害者本人に助成します。ただし、障害者の配偶者、直系血族及び同居親族を除く介護人の事前登録が必要となります。			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	

1-1-19 地域安心生活支援事業

事業概要	障害者が地域で安心して暮らしていくことができるよう、病院から地域生活への移行や定着を支援するとともに、家族と同居する精神障害者等が将来の自立した生活に向けて、一定期間生活体験することや、家族と離れて一時的な休息が必要な場合等について居室を確保し生活支援を行います。					
担当	障害福祉課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	短期宿泊利用日数	日	88	170	170	170
	生活体験日数	日	133	170	170	170
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期		高齢期
				○		

1-1-20 心身障害者（児）短期保護事業

事業概要	常時介護を必要とする心身障害者・児の家族が疾病・事故・冠婚葬祭・出産・休養・学校行事等の理由で介護を行うことが困難なときに、家族に代わり時間単位で保護を行い、介護等の負担を軽減します。					
担当	障害福祉課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	実利用者数	人	48	75	75	75
	延利用時間	時間	4,475	6,310	6,310	6,310
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期		高齢期
	○	○		○		

1-1-21 福祉タクシー/自動車燃料費助成

事業概要	身体障害者等の社会生活の利便性を図るとともに安心して外出ができるようにするため、福祉タクシー券の交付又は自動車燃料費の一部助成を行います。					
担当	障害福祉課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	延利用者数	人	1,845	1,859	1,859	1,859
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期		高齢期
	○	○		○		○

1-1-22 地域生活安定化支援事業

事業概要	地域生活支援センターにおいて、未治療者や治療中断のおそれがあり、既存の障害福祉サービスでは地域生活を送ることが困難な精神障害者を対象として、通院同行、服薬見守り及び生活支援を行います。					
担当	予防対策課					
3年間の計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	実利用者数	人	16	22	22	22
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	
			○		○	

1-1-23 日中活動系サービス施設の整備

事業概要	重症心身障害者や医療的ケア者等を含む常に介護を必要とする障害者に、必要な介護や創作活動等を提供する場をより確保するために、整備費等補助制度の活用を推進を図るなどして、民間事業者による日中活動系サービスの施設整備を促進します。					
担当	障害福祉課					
3年間の計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	整備数（累計）	か所	1	3		
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	
			○		○	

1-1-24 地域生活支援拠点の運営 ◆

事業概要	富坂・大塚・本富士・駒込の4地区に地域生活支援拠点を開設した地域生活支援拠点では地域連携調整員を配置し、主に相談支援と地域づくりを担い、関係機関等と連携した障害者の居住支援体制の充実を図るほか、他の機能（緊急時の対応・生活体験・専門的人材の確保及び養成）を区内の支援機関と連携する面的整備でことにより実施します。 また、地域生活支援拠点等コーディネーターにより、拠点機能を持つ事業所や、様々な障害福祉サービス事業所、地域資源を把握・活用し、相談支援専門員や支援機関からの相談を受け、効果的な支援体制の構築を進めるとともに、地域移行・地域定着に関する取組を推進します。				
担当	障害福祉課				
3年間の計画事業量	地域生活支援拠点等事業所の連携体制を構築し、面的整備を進めます。また、地域生活支援拠点の機能のうち、「体験の機会・場の提供」の拡充し、障害分野や程度によって機会が損なわれないよう整備を進めます。 また、地域自立支援協議会において、その機能や地域課題について協議します。				
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○		○

1-1-25 共生型サービス

事業概要	共生型サービスは、介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定を受けて提供するサービスであり、障害者総合支援法においては共生型生活介護、共生型居宅介護、共生型短期入所等が規定されています。			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

1-1-26 強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実

事業概要	強度行動障害を有する障害者の支援ニーズの把握、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。			
担当	障害福祉課			
3年間の 計画事業量	実態・意向調査で把握した強度行動障害を有する障害者の支援ニーズを踏まえ、既存の連絡会等を活用し、地域の関係機関が連携しやすい支援体制の整備に向け、地域課題の共有や検討を行います。			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

1-1-27 高次脳機能障害者等の支援体制の構築 ㊦

事業概要	脳の損傷により、記憶障害や注意障害等の症状が出る高次脳機能障害者等に対し、個々の状態に合わせた相談支援を行います。 また、区民に向けた高次脳機能障害に関する講演会を行うとともに、専門家による相談会を実施します。			
担当	予防対策課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

1-1-28 障害者・児の介護者支援の推進 ㊦

事業概要	自宅で障害者・児を介護する家族等の病気や就労、冠婚葬祭、休養等の理由により、介護を代替するなど、障害者・児の介護を行う家族等を支援するための各種事業を実施します。			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

1-2 事業者への支援・指導

事業者に対する第三者評価制度の利用促進や、指導検査を導入することで、事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結び付けられるよう支援・指導を行っていきます。

また、障害福祉サービス等事業者を対象にした研修会等の場において、法改正などの必要な情報提供や研修等を実施することでスキルアップを促し、職員等の育成を図ります。

1-2-1 福祉サービス第三者評価制度の利用促進（地 XXX）

事業概要	福祉サービスを提供する事業者の第三者評価の受審を支援し、福祉サービスを利用する区民へのサービス選択のための情報提供の促進及び事業者の福祉サービスの質の向上を図ります。			
担当	福祉政策課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

1-2-2 障害福祉サービス等の質の向上 ◆

事業概要	障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、障害者に適切な障害福祉サービス等が提供されているかを確認し指導等を行うことにより、障害福祉サービス等事業者が提供するサービスの質を高めます。			
担当	障害福祉課			
3年間の 計画事業量	区内の障害福祉サービス等事業者に対し、運営基準に沿った事業運営を行っているか、及び適切な障害福祉サービスの提供が行われているかを確認するため、実地指導を行い障害福祉サービス等の適正な運営を図ります。（年35回）程度 請求内容チェックシステムにより、審査結果を分析した結果を活用し、事業所に対し適正な請求を促します。（年12回）			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

1-2-3 障害者施設職員等の育成・確保

事業概要	障害者基幹相談支援センター及び障害者就労支援センター等が行う障害者施設従事者向けの研修会により、法改正等の国の動向についての理解促進や利用者支援における職員のスキルアップを図り、職員等の育成についての支援を行います。 また、移動支援従事者養成研修等への支援を行うことにより、福祉従事者の育成を図ります。 なお、区で指定している移動支援従事者養成研修を修了した者に対して区が受講料を助成することにより、研修参加者の増加を促し、人材確保に繋がります。			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

1-2-4 障害福祉サービス等事業者との連携

事業概要	制度改正や事業所運営に係る留意事項等について、情報提供及び指導を行い、区内の障害福祉サービス等事業者と区との連携を確保し、障害福祉サービス等事業者が提供するサービスの質を高める。			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

1-3 生活の場の確保

障害者が安心して地域生活を送ることができるよう、グループホーム等の整備を推進するなど生活基盤施設等の充実を図るとともに、障害者が自ら望む生活の場を確保できるよう、施設入所支援、自立生活援助等のサービスも着実に行っていきます。

1-3-1 グループホームの拡充

事業概要	障害者が地域の中で自立した生活を送れるよう、社会福祉法人等による障害者グループホーム整備費補助の活用を推進するほか、社会福祉法人等が民間アパート等を借り上げて障害者グループホームを開所する際の初期費用の補助を行うことにより、施設整備を促進します。 また、既存事業者が居室を増やす場合も補助を行います。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	整備数（累計）	か所	0	3		
	定員数（累計）	人	0	30		
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	
			○		○	

1-3-2 共同生活援助（グループホーム）◆

事業概要	障害者が共同生活を行う住居において、入浴・排せつ・食事の介護や相談など日常生活上の支援を行います。 また、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者について、日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談を行います。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	実利用者数	人	187	205	214	223
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	
			○		○	

1-3-3 施設入所支援 ◆

事業概要	施設に入所する障害者に、主として夜間等における入浴・排せつ・食事の介護等を行い、日常生活支援を図ります。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	実利用者数	人	129	130	130	130
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	
			○		○	

1-3-4 自立生活援助 ◆

事業概要	施設入所支援又は共同生活援助を利用していた障害者が居宅で自立した生活を営む上で生じた問題について、定期的な巡回訪問や随時通報により、障害者からの相談に応じ必要な情報提供、助言、援助を行います。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	実利用者数	人	0	2	3	4
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期	高齢期	
				○	○	

1-3-5 居住支援の推進（地 XXX）

事業概要	住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、ひとり親世帯等住宅の確保に特に配慮を要する者）に対し、区内不動産店及び家主の協力を得ながら、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の確保を進めるとともに、様々な既存の住宅ストックを活用することで住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進します。 また、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営む住まい方ができるよう様々な機関と連携した支援をするとともに、文京区、不動産関係団体、居住支援団体で構成する「文京区居住支援協議会」において、相談支援等住まい方に関する支援を検討します。 あわせて、区営住宅、シルバーピア及び障害者住宅の適切な管理運営を行いつつ、入居者が継続的に安心して暮らすことができるよう関係機関と連携した支援を行うとともに、都営住宅の募集に関する情報提供等を適切に行うことで、住宅に困窮する世帯に対する住まいの確保を図ります。				
担当	福祉政策課				
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

1-4 地域生活への移行及び地域定着支援

相談支援の充実や関係機関との連携を図ることによって、福祉施設入所者や退院可能な入院中の障害者の地域生活への移行や定着を促すに向けた取組を進め、障害者が自ら選んだ地域で安心して住み続けられるように支援していきます。

1-4-1 福祉施設入所者の地域生活への移行 ◆

事業概要	福祉施設入所の障害者が、自ら選択した地域で自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、障害福祉サービス等の支援を行い、地域生活移行を進めます。 令和7年度の施設入所者数のうち、令和11年度末までに地域生活へ移行する者の見込み量の設定を行うため、事業量は累計として記載します。					
担当	障害福祉課					
3年間の計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	移行者数（累計）	人	0	12		
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期		
			○	○		

1-4-2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

事業概要	退院可能な入院中の精神障害者の地域移行を推進するため、医療機関及び地域相談支援事業所等と連携し、退院後の地域生活に向けた支援を行います。				
担当	予防対策課				
3年間の計画事業量	・精神科病院に入院している区民の実態から把握した地域移行に向けた課題について協議の場で検討を行い、地域づくりに活かしていきます。 ・医療機関、関係機関と連携し、支援施策を活用しながら地域生活移行のための支援を継続的にを行います。 ・特定相談・一般相談機能強化事業補助金の活用等により、地域の受け皿の情報集約拠点である特定及び一般相談支援事業者が関係機関等と連携して行う精神障害者の地域生活への移行を強化します。				
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

1-4-3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ◆

事業概要	保健・医療及び福祉関係者による協議の場において、地域移行支援検討会議、精神障害者支援機関実務者連絡会及び安定化支援会議の三つの会議体を通じ、地域基盤の整備、支援体制の整備及び個別支援の検討を進めるとともに、精神障害者が地域で安心して暮らすことができるよう精神疾患の正しい知識等の普及啓発を進めることで、重層的な連携による精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。				
担当	予防対策課				
3年間の計画事業量	地域精神保健福祉連絡協議会の実施（年2回） 心のサポーター養成研修の実施（年6回）				
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

1-4-4 精神障害者の地域定着支援体制の強化

事業概要	地域の受け皿の情報集約拠点である特定及び一般相談支援事業者が関係機関等と連携して行う精神障害者の地域生活への移行を強化するとともに、区内の福祉施設及び医療機関などの実務者を構成員とした連絡会を開催し、関係機関等が連携して在宅の精神障害者が地域で安定した生活を支えるための支援体制を強化します。			
担当	予防対策課			
3年間の計画事業量	文京区精神障害者支援機関実務者連絡会の実施（年3回程度）			
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
			○	○

1-4-5 地域移行支援 ◆

事業概要	障害者支援施設等に入所している障害者や、精神科病院に入院している精神障害者等に対して、住居の確保やその他地域における生活に移行するための活動に関する相談や、その他の必要な支援を行い、地域移行の促進を図ります。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	実利用者数	人	3	3	3	3
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期		
			○	○		

1-4-6 地域定着支援 ◆

事業概要	単身者及び同居家族の高齢化等により家族の支援を受けられない地域の障害者に対して、常時連絡等が可能なサポート体制を整備し、地域定着を図ります。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	実利用者数	人	6	10	10	10
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期		
			○	○		

1-4-7 退院後支援事業

事業概要	保健所設置自治体を中心となって支援を行う必要がある措置入院中の精神障害者について、必要な医療等の支援を適切に受け社会復帰できるように、退院後支援計画を作成し、関係者会議を開催します。					
担当	予防対策課					
3年間の計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	対象者数	人	30	30	30	30
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期		
			○	○		

1-5 生活訓練の質を維持・向上する機会の確保

障害者が自立した生活を送るために、一人ひとりの希望や障害程度等に応じ、生活能力や身体能力の向上のために必要な生活訓練支援を行います。

また、在宅の難病患者については、リハビリ教室等を実施することで生活の質の維持・向上を図ります。

1-5-1 精神障害回復途上者デイケア事業

事業概要	回復途上の精神障害者を対象に、対人関係などの障害を改善し社会復帰を目指すことを目的として、集団生活指導や生活技能訓練などの各種プログラムを用いた事業を実施します。					
担当	保健サービスセンター					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	実施回数	回	142	140	140	140
	延参加人数	人	529	840	840	840
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	
			○			

1-5-2 地域活動支援センター事業 ◆★

事業概要	障害者等の地域生活支援の促進を図るため、区内6か所の地域活動支援センターにおいて、障害の特性等に応じた創作的活動の提供及び社会との交流の促進等を行います。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	登録者数	人	365	355	357	359
	実施箇所数	か所	6	6	6	6
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	
			○		○	

1-5-3 自立訓練（機能訓練・生活訓練）◆

事業概要	障害者に対して一定期間、身体機能又は生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行い、自立した日常生活又は社会生活ができるよう支援します。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	機能訓練 実利用者数	人	2	2	3	4
	機能訓練 延利用日数	日	132	134	147	160
	生活訓練 実利用者数	人	34	40	44	48
	生活訓練 延利用日数	日	2,857	3,456	3,801	4,181
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	
			○		○	

1-5-4 木よう体操教室 ~~(旧 難病リハビリ教室、パーキンソン病体操教室)~~

事業概要	在宅の難病患者を対象に、体操やレクリエーション、参加者同士の交流の機会を提供し疾病の理解や生活の質（QOL）の維持・向上を目指します。					
担当	保健サービスセンター					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	木よう体操 教室A 参加人数	人	75	72	72	72
	木よう体操 教室B 参加人数	人	91	72	72	72
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	
					○	

1-6 保健・医療サービスの充実

障害者が適切な医療サービスを受けられるよう、医療費の負担軽減や歯科診療の機会を提供するとともに、精神障害者等に対し専門相談などを行うことで、障害者に必要な保健・医療サービスの充実を図ります。

1-6-1 自立支援医療

事業概要	心身の障害の状態の軽減を図り、必要な医療についての支援を行うことで、障害者・児の自立した日常生活又は社会生活を推進します。			
担当	障害福祉課、予防対策課、健康推進課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

1-6-2 難病患者への支援

事業概要	認定疾病に罹患している難病患者等に対し、医療保険・介護保険を適用した医療費から患者一部自己負担額を控除した額を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。 また、難病患者及びその家族の生活の質（QOL）を向上するため、難病医療費等助成制度申請の際に保健師が面接を行い、在宅療養の相談や社会資源活用の支援を実施します。 支援体制の課題を共有し協議するため、難病対策地域協議会を開催し、地域における関係機関の連携を図ります。			
担当	予防対策課、保健サービスセンター			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
			○	○

1-6-3 障害者歯科診療事業（保 XXX）

事業概要	障害者・児等で口腔疾患の予防と治療・口腔機能の改善を必要としている方を対象に、歯科治療や各種相談等を行い、障害者等に歯科診療の機会を提供し、障害者の口腔衛生の向上を図ります。 また、高次医療機関や地域のかかりつけ歯科医へもつなげます。			
担当	健康推進課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

1-6-4 在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業（保 XXX）

事業概要	疾病や障害等で歯科医院へ通院困難な在宅療養者等に対して、歯科医師や歯科衛生士が自宅等に訪問し、歯科健診・予防相談指導を実施するとともに、かかりつけ歯科医の定着を促し、在宅療養者等の口腔衛生の改善及び向上を図ります。			
担当	健康推進課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

1-6-5 精神保健・難病相談

事業概要	精神科医による専門相談及び保健師による所内相談や家庭訪問を行い、地域の精神障害者及び難病患者等、家族、区民に対し予防から社会復帰まで総合的に支援します。					
担当	保健サービスセンター					
3 年間の 計画事業量	項目名	単位	7 年度実績	9 年度	10 年度	11 年度
	精神保健相談 実施回数	回	48	48	48	48
	精神保健相談 延人数	人	74	96	106	106
	訪問指導等 実人数	人	1,724	1,500	1,500	1,500
	訪問指導等 延人数	人	4,882	4,300	4,300	4,300
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期		
		○	○	○		

1-7 経済的支援

障害者への経済的支援については、支給対象者への周知徹底を図り福祉手当等の支給を確実に行うとともに、国の動向を踏まえて障害福祉サービス等利用者負担の軽減を行うことで、適切に進めていきます。

1-7-1 福祉手当の支給

事業概要	心身に障害のある方に対し、自立した社会生活を送るための一助となるように、心身障害者等福祉手当(区制度)・精神障害者福祉手当(区制度)・特別障害者手当等(国制度)・重度心身障害者手当(都制度)を支給します(ただし、所得制限あり。)			
担当	障害福祉課、予防対策課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

1-7-2 特別児童扶養手当の支給 ㊦

事業概要	心身に一定程度以上(身体障害者手帳1～3級程度、愛の手帳1～3度程度)の障害等がある20歳未満の児童の養育者に手当を支給します(所得制限あり。)			
担当	こども若者支援課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

1-7-3 児童育成手当(障害手当)の支給

事業概要	心身に一定程度以上(身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1～3度程度、脳性マヒ又は進行性筋萎縮症)の障害のある20歳未満の児童の養育者に手当を支給します(所得制限あり。)			
担当	こども若者支援課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

1-7-4 利用者負担の軽減

事業概要	障害福祉サービス等の利用者負担に対し、様々な軽減策を実施することで利用者負担の軽減を図ります。 また、国が実施している無償化や多子軽減措置に該当しない利用者に対して、区独自の助成制度を実施することで利用者負担の軽減を図ります。 その他、就学前の障害児通所施設利用時の給食及びおやつ代、区立障害者施設の給食費や、 <u>同行援護や移動支援等の地域生活支援事業</u> の利用者負担等については、区における負担軽減を実施しており、 <u>適切な対応によって</u> することで、障害福祉サービス等の利用を支援します。			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

2 相談支援の充実と権利擁護の推進

障害者の相談内容に応じた的確な支援を行うため、本人に関わる支援者をはじめ、福祉事務所、保健所、地域生活支援拠点や相談支援事業所等の関係機関と適宜連携を図りながら、障害者基幹相談支援センターを中心に多面的な支援を行っていきます。あわせて、具体的な相談支援体制や関係機関のネットワーク等については、引き続き障害者地域自立支援協議会において議論を深め、充実したものとなるよう検討していきます。

また、障害者権利条約の締結、障害者差別解消法や東京都障害者差別解消条例の施行を受け、障害者の権利の実現に向けた取組や障害者差別解消への取組について、一層の強化が求められています。障害者の人権や意見が尊重され、養護者等による虐待などを受けることなく、安心して生活を送ることができるよう、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築、障害者虐待防止体制の強化、障害者差別解消支援地域協議会における事例共有等により、障害者の権利擁護についての取組を推進していきます。

2-1 相談支援体制の整備と充実

相談支援については、障害者やその家族が気軽に相談できる窓口を設置し、障害者基幹相談支援センターが関係機関との連携を図ることで、相談支援の充実を推進していきます。また、自己決定が困難な障害者に対する意思決定支援の方法等についても検討を行います。

2-1-1 総合的な相談支援体制の構築

事業概要	障害者・児やその家族等が抱える多様なニーズや困りごとに対する相談に対し、区の窓口や保健所を始め、障害者基幹相談支援センター等の関係機関が連携しながら、専門的かつ総合的な相談支援を実施するためのネットワーク体制を構築します。			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

2-1-2 計画相談支援 ◆

事業概要	障害者のニーズに基づくサービス等利用計画(サービス利用支援・継続サービス利用支援)の作成と評価を行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、よりきめ細かな支援を行います。 障害福祉サービス利用者が増えていることから、計画相談支援の利用を希望する障害者が相談支援を受けられる体制を目指すとともに、計画相談支援の利用希望の有無を把握し、望まないセルフプランの解消に向け、計画相談支援の利用を支援します。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	計画作成者数	人	934	992	1,021	1,050
	計画作成割合	%	73	75	76	77
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	
			○		○	

※計画作成者数とは、サービス等利用計画案が作成された人数(セルフプランを除く。)のことです。

※就学前、就学後(小・中・高)の計画相談支援については、4-2-7 障害児相談支援に掲載しています。

2-1-3 地域移行支援(1-4-5再掲)

2-1-4 地域定着支援(1-4-6再掲)

2-1-5 相談支援事業 ◆

事業概要	区の窓口や一般相談支援事業所において、地域生活支援拠点、指定特定相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所等と連携を図りつつ、障害者等の福祉に関する各般の問題について障害者・児やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービス等の利用支援を行うとともに、障害者・児の権利擁護のために必要な援助を行います。 また、障害者基幹相談支援センターにおいては、地域の相談支援事業者等への助言・人材育成等により相談支援の質を向上させる取組を行うとともに、地域の相談支援体制の強化を推進します。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	障害者相談支援事業実施箇所数	か所	4	4	4	4
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	
	○	○	○		○	

2-1-6 障害者地域自立支援協議会の運営 ◆

事業概要	障害者等が自立した生活を営むことができるよう、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、地域の障害者等を支援する方策を推進します。 また、この協議会に設置される、相談・地域生活支援専門部会、就労支援専門部会、権利擁護専門部会、障害当事者部会、こども支援専門部会において、支援体制等についての協議を重ねます。			
担当	障害福祉課			
3年間の計画事業量	障害者地域自立支援協議会（年2回） 相談・地域生活支援専門部会（年3回） 就労支援専門部会（年3回） 権利擁護専門部会（年3回） 障害当事者部会（年3回） こども支援専門部会（年4回）			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

2-1-7 障害者基幹相談支援センターの運営 ◆★

事業概要	障害者等が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、人材育成と家族全体の重層的課題を含んだ総合的かつ専門的高度かつ複雑な内容の相談支援を実施します。 また、障害者の権利擁護や地域移行・地域定着に関する取組など、支援体制の強化等を推進する総合的な相談支援活動の拠点として事業運営を行い、障害分野に限らず、介護分野、児童分野、生活困窮分野等の関係機関との連携体制の構築を推進します。また、地域生活支援拠点等コーディネーターを中心に、地域移行・地域定着に関する取組を推進します。			
担当	障害福祉課			
3年間の計画事業量	地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言を行い、地域の相談支援専門員の人材育成及び地域の相談機関との連携強化の取組を実施します。 また、個別事例の支援内容の検証や重層的支援体制整備事業での支援会議等に取り組みます。			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

2-1-8 身体障害者相談員・知的障害者相談員

事業概要	区長から委嘱された民間の相談員が、障害者・児やその家族からの相談に応じて助言・指導を行い、諸問題解決の支援を行います。			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

2-1-9 障害福祉サービス等の情報提供の充実

事業概要	障害者福祉制度の改正等国の動向を踏まえながら、障害者や家族等が必要とする障害福祉サービス等について迅速・的確に情報を提供します。 また、ホームページでの情報提供に際しては、分かりやすく、かつ必要とする情報を探しやすいホームページ作りを行います。			
担当	障害福祉課、予防対策課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

2-1-10 意思決定支援の在り方の検討

事業概要	自己決定が困難な障害者に対する支援の枠組みや方法等について、 障害者 地域自立支援協議会の権利擁護専門部会等において、支援体制等について検討を行います。			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

2-1-11 小地域福祉活動の推進(地域福祉保健計画進行管理対象事業) ★(地 XXX)

事業概要	日常生活圏域全域に地域福祉コーディネーターを配置し、町会・自治会単位の小地域で起きている課題を掘り起こし、地域住民による課題の共有、検討及び解決の支援を行い、地域における住民同士の支え合いの体制づくりを推進します。 【社会福祉協議会実施事業】			
担当	社会福祉協議会			
3年間の 計画事業量	地域福祉コーディネーターが10名体制で、地域の支え合い活動や日常的な相談の中心となる「多機能な居場所(つどい~の)」、地域交流の場である「ふれあいいきいきサロン」、課題解決を図る活動(サロンぷらす)等の運営支援のほか、生活支援コーディネーターを兼務し、住民主体の「通いの場」の運営支援等に取組むことで、住民同士の交流や支え合い、見守り活動のサポートを行っていく。また、区内全域を対象として支援を広げるべき課題がある場合は、多様な組織や団体、行政や社協の他部署と連携し、新たな仕組みの構築などの事業化支援・ネットワーク支援をしている。			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

2-1-12 民生委員・児童委員による相談援助活動【5-6-5再掲】

2-1-13 地域生活支援拠点の運営【1-1-24再掲】

2-1-14 ひきこもりの総合的な支援の推進(地域福祉保健計画進行管理対象事業)(地 XXX)

事業概要	ひきこもり当事者やその家族及び8050問題ケース等の複合的な課題を含む相談を文京区ひきこもり支援センターで実施し、関係機関と連携しながら支援を行います。 ひきこもり状態にある方の自立を支援するため、「ひきこもり等自立支援事業(STEP事業)」(Support支援/Talk相談/Experience経験/Place居場所)を行います。					
担当	事務局：生活福祉課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	ひきこもり支援センター相談件数	件	342	300	300	300
	STEP事業相談件数	件	969	970	970	970
	STEP事業支援メニュー利用件数	件	622	630	630	630
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	
			○		○	

2-1-15 包括的相談支援事業 ★(地 XXX)

事業概要	高齢・介護、障害、こども、生活困窮等の各分野において実施されている既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の属性や世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を包括的に受け止め、抱える課題の整理を行います。 また、受け止めた相談のうち、複雑化・複合化している課題については、多機関協働事業につなぎ、連携を図りながら支援を行います。			
担当	事務局：福祉政策課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

2-1-16 多機関協働事業(地域福祉保健計画進行管理対象事業) ★(地 XXX)

事業概要	支援関係機関間の有機的な連携体制を構築し、当該連携体制の中で地域における地域生活課題等の共有を図り、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行います。			
担当	事務局：福祉政策課			
3年間の 計画事業量	複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等を支援するため、分野横断的に多機関が連携した会議体(支援会議及び重層的支援会議)を運営します。支援会議では、地域において関係機関等がそれぞれ把握していても支援が届いていない個々の事例情報共有や、地域における必要な支援体制の検討を行います。重層的支援会議では、支援プランの協議を策定を行うとともに、定期的なモニタリング会議を開催し、再プランやプラン終結等の判断を行います。			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

2-1-17 アウトリーチ等事業 ★（地 XXX）

事業概要	本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援を行い、複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない方に支援を届けます。			
担当	事務局：福祉政策課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

2-1-18 ヤングケアラー支援推進事業(地域福祉保健計画進行管理対象事業)(地 XXX)

事業概要	ヤングケアラーに対する理解促進を図るため、 広報啓発に取り組むとともに周知啓発用リーフレットの作成 や、関係機関を対象とした研修等を実施します。 また、 要保護児童対策地域協議会ヤングケアラー支援対策関係者連絡会 において、課題を共有しながら支援のあり方等を協議し、関係機関との連携体制を強化するとともに、ヤングケアラー本人だけでなく、家族全体に対する支援を行います。			
担当	こども家庭支援センター			
3年間の 計画事業量	リーフレット・動画・区報等による広報啓発に取り組むとともに、関係機関への訪問による啓発活動を継続します。要保護児童対策地域協議会においては、理解促進と連携強化を図るため、構成員向けの研修を実施します。 ヤングケアラーの負担を軽減する事業として、家事・送迎支援の利用料助成や通訳支援を行うタブレット端末の貸出等を実施するとともに、ヤングケアラーの意向と家族の状況に合わせたサービスや社会資源等へのつながりを図ります。			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

2-2 権利擁護・成年後見等の充実

障害者の人権や意思が尊重され、地域の中で安心して生き生きと自分らしい生活を送ることができるようにするため、成年後見制度の利用促進や障害福祉サービスに関する相談等の充実を図るとともに、障害者虐待の防止に向けた取組を推進していきます。また、障害者の差別解消のための取組に関する協議会の運営を行っていきます。

2-2-1 福祉サービス利用援助事業の促進(地域福祉保健計画進行管理対象事業)(地 XXX)

事業概要	高齢、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分なため、日常生活で支援を必要とする方に対し、福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理及び重要書類預かり等を行うことにより、在宅生活が継続できるよう支援します。【社会福祉協議会実施事業】					
担当	社会福祉協議会					
3年間の計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	福祉サービス利用援助事業契約件数	件	72	75	85	90
	財産保全管理サービス契約件数	件	10	12	14	16
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	
			○		○	

2-2-2 法人後見の受任(地 XXX)

事業概要	成年後見人を必要としながら適切な後見人を得られない区民を対象に、成年後見人を受任する法人後見を社会福祉協議会で実施し、市民後見人や専門員職などが受任することが適切な被後見人等につなぎます。【社会福祉協議会実施事業】			
担当	社会福祉協議会			
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
			○	○

2-2-3 市民後見人の養成及び活動支援(地域福祉保健計画進行管理対象事業)(地 XXX) ㊦

事業概要	認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない方が住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けられるよう、成年後見制度の担い手となる市民後見人を養成します。また、養成後も研修や相談支援等を通して、活動を支援し、地域における権利擁護体制の充実を図ります。【社会福祉協議会実施事業】					
担当	社会福祉協議会					
3年間の計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	市民後見人登録者数	人	-	10	10	20
	市民後見人受任者数	人	-	4	6	8
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	
			○		○	

2-2-4 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築（地域福祉保健計画進行管理対象事業）

(地 XXX)

事業概要	成年後見制度利用促進基本計画で定められた、福祉・行政・法律専門職などの連携による「支援」機能を備える、権利擁護支援の地域連携ネットワークを推進する中核機関を、文京区社会福祉協議会に委託して運営します。 中核機関の取組として、有機的な連携を図りながら、専門職による専門的助言等の確保、支援を必要とする区民の早期発見と継続的な支援に資する関係機関の連携体制の強化を図ります。 あわせて、幅広く意思決定支援の理念の普及・啓発を行い、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく一体的に確保されるよう、市民後見人及びその他の権利擁護の担い手との連携を図ります。【社会福祉協議会実施事業】			
担当	福祉政策課			
3年間の計画事業量	権利擁護支援の地域連携ネットワークを推進する中核機関の取組を、文京区社会福祉協議会に委託し、コーディネート機能の維持・強化を図ります。 あわせて、権利擁護支援を必要とする方が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、地域の関係者や地域住民へ意思決定支援の理念の普及・啓発を行うとともに、福祉・法律の専門職による専門的助言等の確保、関係機関の連携体制の強化等を図る協議会の運営を推進します。 さらに、この権利擁護支援の地域連携ネットワークを活用し、市民後見人をはじめとた、本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できる権利擁護支援の担い手の育成・活の場の仕組みづくりの構築に向けて、関係機関と協働して取り組みます。			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
			○	○

2-2-5 成年後見制度利用支援事業（地域福祉保健計画進行管理対象事業）（地 XXX）

事業概要	成年後見制度の利用に要する費用のうち、申立てに要する経費を負担することが困難な方に対し、その費用を助成します。【社会福祉協議会実施事業】 また、後見人等の報酬に係る費用を負担することが困難な方に対し、その費用を助成します。					
担当	福祉政策課					
3年間の計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	成年後見等 申立費用助成	件	0	1	2	2
	成年後見等 報酬助成	件	20	25	26	27
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期		
			○	○		

2-2-6 福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実（地 XXX）

事業概要	福祉サービスの利用にあたり、利用契約やサービス内容について、サービス提供事業者への苦情や要望を受け付け、中立・公正な立場で、解決に向けた支援を行います。 また、福祉サービス苦情等解決委員会を設置し、必要に応じて中立・公正な専門委員による仲介や調査により、解決を図ります。 【社会福祉協議会実施事業】			
担当	社会福祉協議会			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

2-2-7 障害者・児虐待防止対策支援事業

事業概要	区民向けの講演会の開催や障害者虐待防止リーフレットの配布、障害者施設等従事者への研修会等を通じて広報・啓発活動を進め、障害者虐待防止や早期発見を図ります。 障害者虐待の通報窓口や相談を受ける障害者虐待防止センターにおいては、虐待の防止や早期発見、虐待を受けている可能性のある対象者の安全確保と事実確認等の迅速な対応を行います。 また、障害者基幹相談支援センターをはじめ、対象者の年齢に応じてこども家庭支援センターや児童相談所、高齢者あんしん相談センターと連携しながら適切な支援を行うとともに、園や学校、福祉施設など、その他関係する機関との協力体制の整備等、支援体制の強化を図っていきます。			
担当	障害福祉課、予防対策課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

2-2-8 障害者差別解消支援地域協議会の運営

事業概要	地域の関係機関等が委員となり、障害を理由とする差別に関する相談等の事例共有等、差別を解消するための取組について協議を行います。			
担当	障害福祉課			
3年間の 計画事業量	障害を理由とする差別の解消に向けて、必要な情報交換や取組に関する協議を行うために障害者差別解消支援地域協議会を開催します。(年2回)			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

3 安心して働き続けられる就労支援

障害者雇用納付金制度の改正（平成27年4月）、就労者に対する合理的配慮の提供（平成28年4月）、精神障害者の雇用義務の追加（平成30年4月）、障害者雇用促進法が定める雇用率（法定雇用率）の引上げ（令和6年4月以降）などの政策が打ち出されたこと等を背景に、障害者雇用のすそ野は年々広がってきています。

一方で、障害者が自らに合った仕事に就き、働き続けるためには、障害の特性を踏まえた多様な仕事・就労形態の創出、企業における合理的配慮の提供、障害者、家族及び職場に対する支援体制が必要となっています。また、身体障害・知的障害・精神障害の他に、発達障害や高次脳機能障害、難病など障害が多様化する中で、それぞれの障害の特性や状況に応じた専門性の高い支援が求められています。

そこで、これまで以上に企業及び障害者に対する就労支援や職場定着支援の充実を図るために、障害者就労支援センターの専門性を高め、地域全体で支える就労支援ネットワークの構築を関係機関等との連携強化を図りながら進めていきます。また、就労の機会の拡大を図るとともに、障害の程度に応じた就労への支援として、福祉施設等での就労についても充実するよう努めていきます。

3-1 就労支援体制の確立

障害者が地域で自立した生活を送り、安心して働き続けられるように、障害者就労支援センターの専門性を高めるとともに、多様化する様々な障害に適切に対応できるよう、就労支援体制の充実を図ります。また、就労支援ネットワークの構築・充実や助成制度の活用を促すことで、地域全体で障害者就労を支える体制を確立していきます。

3-1-1 障害者就労支援の充実

事業概要	障害者の社会参加と自立を促進するため、就労に関する相談・支援等について、障害者就労支援センターを中心に実施します。多様化している障害の特性や働き方へのニーズに応じた専門性の高い支援やコーディネート力の強化、増加する新規登録者・就労者に対する定着支援、生活支援等、地域の拠点としての機能の充実を図ります。					
担当	障害福祉課					
3年間の計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	就労継続者数	人	380	415	430	445
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	
		○	○		○	

3-1-2 就労支援ネットワークの構築・充実

事業概要	障害者 地域自立支援協議会の就労支援専門部会や事業所ネットワーク（就労支援者研修会）等を活用し、障害者就労に関する情報の整理を通じて共有化を図るとともに、関係機関の人的交流の機会提供や、地域の就労支援を担う人材育成を行います。 また、地域の福祉・保健・教育・労働等の連絡会への参加を通して、就労している障害者の生活を地域全体で支える仕組みづくりを行います。			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
		○	○	○

3-1-3 就労促進助成事業

事業概要	一般就労を目指す障害者が企業等での実習を行う際に、実習を行う障害者就労支援センター登録者等に体験手当を支給することで、障害者の就労・雇用を促進していきます。 また、区内中小企業等に対して職業体験受入れ奨励金を助成し、実習機会の拡大及び障害者への理解を深めるとともに、区内中小企業等の障害者雇用促進の取組をサポートします。					
担当	障害福祉課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	企業実習日数 (障害者職業 体験助成)	日	171	190	200	210
	職業体験受入れ 日数(中小企業等 障害者職業体験 受入れ助成)	日	40	45	50	60
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期		
			○	○		

3-1-4 重度障害者等就労支援事業

事業概要	民間企業が重度障害者等を雇用するに当たり、障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても当該重度障害者等の雇用継続に支障が残る場合や、重度障害者等が自営業者等として働く場合において、重度障害者等の通勤や職場等における支援を行うことで、重度障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保します。※令和5年度より事業実施					
担当	障害福祉課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	実利用者数	人	3	4	4	5
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期		
			○	○		

3-2 職場定着支援の推進

就労している障害者が安心して働き続けられるように、就業先である企業に対する支援についても行っていきます。

また、就労を続ける障害者に対しては、施設や学校、ハローワークなどの関係機関と連携を図りながら、定着支援を進めていきます。職場訪問による支援だけでなく、就労に伴う生活面への支援として、余暇活動への支援の充実を図り、意欲をもって、働き続けられるよう継続的な支援を行っていきます。

3-2-1 就業先企業への支援

事業概要	法定雇用率の引上げやそれに伴う納付金制度の対象企業の範囲拡大等により障害者雇用に取り組む企業が増えていることを踏まえ、障害者理解のための情報提供や、合理的配慮の提供の下で雇用促進を図られるよう、企業への相談支援を行うとともに、精神障害者の雇用機会の拡大に対応できる相談体制について充実を図ります。 また、雇用管理やキャリア支援、人材育成の方法、メンタルヘルスなど企業の相談内容の多様化に対応するため、企業支援体制の充実を図ります。					
担当	障害福祉課					
3年間の計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	企業への支援件数	件	1,574	1,560	1,640	1,710
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	
			○		○	

3-2-2 安定した就業継続への支援

事業概要	就労先への定期的な職場訪問の実施や定期的な個別面談を通して、職場の人間関係等の困りごと等の相談に応じ、就業継続に向けた支援を行います。教育機関（特別支援学校等）や職業訓練校、就労系事業所（就労移行支援・就労継続支援等）からの就職者に対しても、各機関との連携を図りながら職場定着支援を実施します。 また、生活の中で生じた課題等については地域の関係機関と連携し、安定した職業生活を送ることができるように支援します。					
担当	障害福祉課					
3年間の計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	職場定着支援数	件	4,391	4,270	4,500	4,730
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	
			○		○	

3-2-3 就労者への余暇支援

事業概要	就労している障害者が豊かな社会生活を築き、就労継続意欲を高めることを目的として、仲間づくりの場となる「たまり場」、生涯学習の機会となる「生活講座」等の余暇支援事業を行うとともに、就労継続者への表彰についても継続して実施します。			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
			○	○

3-2-4 就労定着支援【3-3-5再掲】

3-3 福祉施設等での就労支援

福祉施設で積み重ねた仕事の経験や、一般就労に向けた必要な訓練支援等を行うことで、就労を希望するだれもが障害の状態と能力に適した仕事に就くことができるように取り組んでいきます。

また、一般企業への就労が困難な福祉施設利用者に対しては、区による物品・使役役務調達の促進及び福祉施設共同受注の取組の構築などにより、工賃の増加を図るなど福祉的就労の充実を推進します。

3-3-1 福祉施設から一般就労への移行 ◆

事業概要	就労移行支援及び就労継続支援等の福祉施設を利用する障害者が、一般就労へ移行し定着することを推進します。 また、福祉施設との連携を深めるとともに、様々な就労支援に関する情報提供を行うことで、福祉施設利用者が就労支援の利用につながる環境づくりを進めます。					
担当	障害福祉課					
3年間の計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	移行人数	人	15	15	16	17
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期		高齢期
				○		

3-3-2 就労選択支援 ◆

事業概要	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	実利用者数	人	0	18	21	24
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期		高齢期
				○		○

3-3-3 就労移行支援 ◆

事業概要	一般企業への就労を希望する障害者に対し、一定期間就労に必要な知識や能力の向上のために <u>必要な</u> 訓練等を行い、障害者の一般就労を促進します。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	実利用者数	人	114	118	120	122
	延利用日数	日	13,134	13,663	13,936	14,214
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期		高齢期
				○		

3-3-4 就労継続支援（A型・B型）◆

事業概要	一般企業での就労が困難な障害者に対して、働く場を継続的に提供するとともに、知識や能力の向上を図るために必要な支援を行います。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	【A型】 実利用者数	人	14	14	14	14
	【A型】 延利用日数	日	2,151	2,058	2,058	2,058
	【B型】 実利用者数	人	329	353	365	377
	【B型】 延利用日数	日	46,887	51,538	53,290	55,042
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	
			○		○	

3-3-5 就労定着支援 ◆

事業概要	就労移行支援等を利用し一般就労した障害者について、一定の期間にわたり、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、生活リズム・家計・体調管理等の指導・助言や、事業所・家族との連絡調整等支援を行います。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	実利用者数	人	65	75	80	85
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	
			○		○	

3-3-6 福祉的就労の充実

事業概要	福祉施設における福祉的就労のやりがいや達成感を大切にし、働くことを通した社会参加の促進を行います。 また、区や民間企業等からの受注を促進するとともに、工賃の増加を図るために、区内事業所のネットワーク組織を構築し、共同受注の仕組みや共同販売会を充実させることで、受注作業や商品販路の拡大を推進します。			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
			○	○

3-3-7 障害者優先調達推進法に基づく物品調達の推進

事業概要	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」に基づき、文京区における調達方針を毎年度定めます。推進に当たっては、区の事務事業において障害者就労施設等が受託可能な物品・使役業務等の効果的なPRを行います。			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
			○	

3-3-8 日中活動系サービス施設の整備【1-1-23 再掲】

3-4 就労機会の拡大

障害者を区の会計年度任用職員として採用することや庁内でインターンシップ事業を行う等、就労の機会の直接的な確保を行います。

また、地域や企業に対しても、障害者雇用への理解を促進するための普及・啓発活動を行い、更なる就労の機会の拡大を図ります。

3-4-1 区の業務における就労機会の拡大

事業概要	企業就労を目指す障害者の雇用機会の拡大に資する取組として、庁内における知的障害者及び精神障害者のチャレンジ雇用の実施、庁内インターンシップ、福祉施設における就労体験の場としての実習受入れなどを実施し、相乗効果を上げていきます。 また、庁内におけるインターンシップ事業や委託業務の拡大等の検討を行い、障害者就労の機会の拡大を図ります。			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
			○	

3-4-2 障害者雇用の普及・啓発

事業概要	障害者が地域で当たり前働き暮らすことができるよう、「障害者が働くこと」を広く区民、本人・家族、関係者に普及啓発する活動を行います。 また、主に区内の中小企業に対して、障害者雇用に関する情報提供や理解促進を図り、企業の障害者雇用の取組をサポートします。			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
		○	○	

3-4-3 地域雇用開拓の促進

事業概要	障害者就労支援センターにおいて、公共職業安定所への同行や独自の職場開拓による利用者の求職活動支援を行い、併せて講演会等の各種事業の実施、障害者雇用に取り組む企業等への支援、地域の関係機関との情報共有等を通じて、地域雇用開拓を促進していきます。 また、区内中小企業等に対しては、雇用促進奨励金の助成を通じて、障害者雇用先の開拓に取り組めます。			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
			○	

4 こどもの育ちと家庭の安心への支援

障害を早期に発見し、適切な支援につなげるため、福祉部門と教育部門の相談窓口を一本化し、より分かりやすく切れ目のない支援体制の充実を図っていきます。また、児童発達支援センターにおいて、地域の障害児のある子ども及びその家族への相談支援や他の障害児通所支援事業所等への援助・助言などを実施し、引き続き地域の中核的な施設としての役割を担っていきます。

また、全てのこどもが地域で安心して過ごし育つことのできる社会を目指し、障害の有無に関わらず、ともに育ちあう環境を整えるとともに、就学児の放課後の居場所づくりを行うことで、家庭の負担感を軽減し、こどもの育ちと家庭の安心に対する支援を行っていきます。

4-1 障害のあるこどもの健やかな成長

乳幼児健康診査をはじめとした各種健診を通じて障害の早期発見に努めるとともに、児童発達支援センターや関係機関が連携を図り、発達に支援が必要な子どもに対し、障害の特性及び個に応じた適切な早期療育が受けられるよう支援していきます。

4-1-1 乳幼児健康診査（保健医療計画進行管理対象事業）（保 XXX）

事業概要	4か月から3歳及び5歳までの乳幼児を対象に、発育・発達の状態を確認するとともに、疾病を早期に発見し、適切な治療や療育につなげます。子育てのストレスや育児不安をもつなど子育てが困難な家庭を把握し、関係機関と連携して支援します。					
担当	保健サービスセンター					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	4か月児健診受診率	%	96	98	98	98
	1歳6か月児健診受診率	%	88	90	96	96
	3歳児健診受診率	%	96	98	98	98
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	
	○					

4-1-2 発達健康診査

事業概要	運動発達の遅れや精神発達の偏りが疑われる乳幼児について、専門医による診察・相談を行い、子どもの発達の問題を早期発見するとともに、関係機関と連携し適切な療育につなげます。					
担当	保健サービスセンター					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	乳幼児発達健康 診査実施回数	回	24	24	24	24
	乳幼児発達健康 診査受診者数	人	135	150	150	150
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期		高齢期
	○					

4-1-3 総合相談室の充実

事業概要	教育センター総合相談室において、心身の障害や発達上の何らかの心配ごとがあることについて、保護者からの相談に応じ、助言、療育を行います。 また、必要に応じて個別療育（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士）、グループ療育等のこどもへの発達援助、療育に関わる情報提供及び紹介を行います。各園・学校・関係機関との連携を深めながら、乳幼児期から学齢期への切れ目のない支援を行います。			
担当	教育センター			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

4-1-4 発達に関する情報の普及啓発

事業概要	こどもの発達に関する相談窓口や支援内容に関する情報を、ホームページ、リーフレット等で周知します。 また、区民との関わりを通じ、こどもの発達に関する理解を深め、より良いこどもとの関わり方を学べるよう啓発を行います。			
担当	保健サービスセンター、教育センター			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

4-1-5 在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業【1-6-4再掲】

4-2 相談支援の充実と関係機関の連携の強化

児童発達支援センターを中心として、切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。福祉や教育、保健、子育て等の各分野の連携をこれまで以上に強化し、個及び家庭の状況に応じた適切な支援の検討を行いながら、障害のあるこどもの発達や成長を促していきます。

また、医療的ケア児について、関係機関と連携し支援体制の構築を行っていきます。

4-2-1 児童発達支援センターの運営

事業概要	日常生活における基本的習慣の確立や動作の指導、知識の習得技能の付与、集団生活への適応能力の向上を図る集団療育訓練を行うとともに、家庭支援に関する各種事業を実施し、地域における障害児支援の中核的な役割を担います。に取り組めます。 また、国の基本指針を踏まえ、保育、教育等の関係機関との緊密な連携体制を構築し、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に向け検討等を進めていきます。を行います。			
担当	教育センター			
3年間の計画事業量	支援を必要とするこどもに対して、個の支援ニーズに応じた専門的な発達支援、家族支援を提供するとともに、地域におけるインクルージョン推進のため、保育、教育等の関係機関や障害児通所支援事業所等と連携・協力しながら支援を行います。 合わせて、国の基本指針を踏まえ、引き続き児童発達支援センターの機能強化に向けた検討を進めていきます。			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

4-2-2 多様な機関の連携による切れ目のない支援

事業概要	教育・福祉・保健・子育て等の関係機関の連携のもと、障害児とその家族及び保育園、幼稚園、小・中学校等に対する学びと育ちを支援します。 また、発育歴などの情報を成長段階に応じて引き継ぐための「個別支援ファイル（マイファイル『ふみの輪』）」や就学先の小・中学校に対して保護者や就学前機関がこどもの療育で大切にしてきたことを伝える「文京区就学支援シート」等を活用し、切れ目のない一貫した支援を行います。			
担当	教育指導課、教育センター			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

4-2-3 医療的ケア児支援体制の構築 ◆

事業概要	医療的ケア児が、未就学期・学齢期・成人期のライフステージに応じて円滑かつ適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による連絡会を開催し、適切な支援体制の構築に向けた課題・対策等について協議を行います。			
担当	事務局：障害福祉課			
3年間の計画事業量	保健、医療、障害福祉、子育て、教育等、医療的ケア児の支援に関わる行政機関や事業所等の関係者が一堂に会する協議の場を設置し、地域の課題や対策について継続的・定期的に意見交換や情報共有を図る。			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	

4-2-4 医療的ケア児等支援調整コーディネーターの配置 ◆

事業概要	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進するため、研修の受講を勧奨します。					
担当	障害福祉課					
3年間の計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	研修受講者数	人	3	3	3	3
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期		
	○	○	○			

4-2-5 個別の支援計画の作成

事業概要	学校や教育センター、保育園、幼稚園において、必要な児童・生徒に対し、保護者の意向も尊重しながら「個別の教育支援計画」を作成することで、個に応じた支援を実施します。			
担当	教育指導課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

4-2-6 専門家アウトリーチ型支援

事業概要	専門家（心理士、作業療法士、言語聴覚士等）による保育園、幼稚園への巡回・訪問、学校への派遣等により、こどもへの対応力の向上を図ります。			
担当	教育センター			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

4-2-7 障害児相談支援 ◆

事業概要	児童福祉法に基づき、障害児通所支援を利用する前に障害児の心身の状況、環境、その保護者の障害児通所支援利用に関する意向、その他事情を聞き取り、個々の状況に応じた障害児支援利用計画等を作成し、通所支援事業者と連絡調整を行います。さらに、定期的にモニタリングを行い、利用状況に応じて計画の見直しを行うなど、ケアマネジメントによるきめ細かい支援を行います。 障害児通所支援利用者が増えていることから、障害児相談支援の利用を希望する障害児が相談支援を受けられる体制を目指すとともに、障害児相談支援の利用希望の有無を把握し、望まないセルフプランの解消に向け、障害児相談支援の利用を支援します。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	計画作成者数	人	442	488	511	534
	計画作成割合	%	43	46	47	48
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	
	○	○				

※計画作成者数とは、障害児支援利用計画案が作成された人数（セルフプランは除く。）のことです。

4-2-8 医療的ケア児在宅レスパイト事業

事業概要	保護者等が、休息、就労又は就職活動の理由により在宅介護を行うことができない場合に、看護師又は准看護師を居宅等に派遣し、保護者等に代わって医療的ケア児の医療的ケア等を行います。					
担当	障害福祉課					
3年間の計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	実利用申請者数	人	31	33	34	35
	実利用回数	回	469	499	514	529
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	
	○	○				

4-2-9 障害児通所支援事業所における重症心身障害児等の支援充実に向けた検討 ◆

事業概要	主に重症心身障害児や医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保・充実に向けて、課題等を整理し対策の検討を行います。			
担当	障害福祉課			
3年間の計画事業量	障害福祉サービス等事業者連絡会や関係機関において、主に重症心身障害児や医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保できるよう、検討を進めていきます。			
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

4-3 こどもの成長段階に応じた適切な支援

こどもの発育や発達に不安があるなど、特別な配慮の必要がある児童に対し適切な療育を行うとともに、個に応じた支援の充実を図るなど、こどもの健やかな成長のための取組を行っていきます。

また、生活能力向上のために必要な支援の提供とともに社会参加の促進を図るため、学齢期の放課後の居場所づくりを行っ進めていきます。

4-3-1 児童発達支援 ◆

事業概要	主に未就学の障害児を対象に心身の発達を促し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援等を行う。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	実利用者数	人	330	334	336	338
	延利用日数	日	25,146	25,718	25,872	26,026
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	
	○	※				

※15 歳以上の児童で学校教育法上の学校に在籍していない場合でも、児童発達支援の利用は可能です。

4-3-2 居宅訪問型児童発達支援 ◆

事業概要	重度の障害等の状態にあって、児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障害児につき、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに生活能力の向上のために必要な支援等を行います。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	実利用者数	人	14	16	17	18
	延利用日数	日	618	704	748	792
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	
	○	○				

4-3-3 保育所等訪問支援 ◆

事業概要	集団生活の適応のために支援が必要な保育所等に通う障害児について、その施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	実利用者数	人	70	102	118	134
	延利用日数	日	730	1,122	1,298	1,474
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期		高齢期
	○	○				

4-3-4 文京版スターティング・ストロング・プロジェクト【4-4-9再掲】

4-3-5 保育園要配慮児保育

事業概要	区立・私立保育園において、心身の発達に関し特別な配慮が必要な児童に対し、個別指導計画に基づく集団保育を実施します。					
担当	幼児保育課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	要配慮児数	人	174	176	176	176
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期		高齢期
	○					

4-3-6 区立幼稚園等特別保育

事業概要	区立幼稚園等において、特別な支援が必要な幼児が集団の中で生活することを通して、幼稚園教育の機能や特性を活かしながら、その幼児の発達を促進するため、専門家による指導助言や特別保育を補助する支援員の配置等を行います。					
担当	教育指導課、教育センター					
3年間の 計画事業量	特別な支援が必要な幼児の入園後の支援体制をより充実させることで発達を促します。 具体的には、文京版スターティング・ストロング・プロジェクトによる幼稚園教諭等への支援の充実を図ります。 また、就学支援シートの周知及び活用促進、特別保育を補助する会計年度任用職員の配置、バリアフリーパートナー制度の適切な運用等を行います。					
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期		高齢期
	○					

4-3-7 就学前相談体制の充実

事業概要	専門の委員からなる特別支援教育相談委員会を設置し、就学において特別な支援を必要とする児童・生徒の個々の特性に応じて、可能な限り保護者の意向を尊重したうえで、適切な支援を受けられるようにします。			
担当	教育指導課			
3年間の計画事業量	保育園・幼稚園・小学校・中学校等との連携を強化して相談体制の整備に取り組み、保護者に対して必要な情報提供を行います。就学相談においては、特別支援教育相談委員会を計画的に運営し、個々の特性を把握して健やかな成長のための適切な就学先を判断します。 教育センター等との連携により、就学前からの相談体制及び就学後への継続相談支援体制の充実を図ります。			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

4-3-8 総合相談室の充実【4-1-3再掲】

4-3-9 専門家アウトリーチ型支援【4-2-6再掲】

4-3-10 障害児通所支援事業所の整備

事業概要	重症心身障害児や医療的ケア児を含め障害児が地域の中で児童発達支援や放課後等デイサービス等の必要な支援が受けられるよう、整備費等補助制度の活用を推進を図るなどして、民間事業者による障害児通所支援事業所の施設整備を促進します。					
担当	障害福祉課					
3年間の計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	整備数（累計）	か所	8	9		
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期		
	○	○				

4-3-11 特別支援教育の充実

事業概要	国のインクルーシブ教育の施策を踏まえ、区立小・中学校の通常の学級及び特別支援学級における特別な支援を必要とする児童・生徒が、個々のニーズに応じた教育を受けることができるように、指導員等を配置し充実を図ります。 ・特別支援教育担当指導員：通常の学級に在籍する発達障害等の特別な支援が必要な児童・生徒の支援として、一斉指導の中での学習支援や個別指導、学校生活における必要な支援を行います。 ・交流及び共同学習支援員：特別支援学級設置校において、特別支援学級の児童・生徒が通常の学級障害との交流及び共同学習を行う際等の支援を行います。 ・バリアフリーパートナー：大学生や地域人材等ボランティアの協力を得て、子どもたちのサポートを行います。			
担当	教育指導課			
3年間の計画事業量	特別支援教育担当指導員等の人材配置とその有効な活用に向けた学校への指導・助言、校内における組織的・継続的な支援体制の整備等を進めます。			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
		○		

4-3-12 育成室の障害児保育

事業概要	保護者が仕事や病気等のため保育の必要な小学校1年から3年生のうち心身に特別な配慮を要する児童（要配慮児）に対して、健全な育成と保護を図り、必要に応じて学年延長を行います。保育補助の会計年度任用職員等を配置し保育環境を整えるとともに、児童支援員のための研修を定期的実施し、保育の質の向上を図ります。また、巡回指導を実施し、策定した個別指導計画に基づき、保育の充実を図ります。			
担当	児童青少年課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
		○		

4-3-13 個に応じた指導の充実

事業概要	区立小・中学校の通常の学級及び特別支援学級における特別な支援を必要とする児童・生徒に対する特別支援教育のあり方や指導の実際について、教員等研修を実施するとともに教育センター等関係機関と連携し、教員の指導力向上や個への対応の充実を図ります。			
担当	教育指導課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
		○		

4-3-14 放課後等デイサービス ◆

事業概要	就学している障害児に対して、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進等を行うことで、障害児の健全な育成を図ります。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	実利用者数	人	634	774	844	912
	延利用日数	日	50,906	65,016	72,584	80,256
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期		
		○				

4-3-15 東京都認証学童クラブの障害児保育 ㊦

事業概要	<u>東京都認証学童クラブ運営事業者に対して、心身に特別な配慮を要する児童（要配慮児）を受け入れるための環境整備や加配職員の配置に要する経費の補助制度の活用を推進することで、要配慮児の健全な育成と保護を図ります。</u>			
担当	児童課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
		○		

4-4 障害の有無に関わらず、地域で過ごし育つ環境づくり

すべてのこどもが地域で安心して過ごし、育つことのできる社会を目指していきます。そのため、障害の有無に関わらず、ともに育ちあえる環境を整えるとともに、様々な経験とともに分かち合うことで、障害や障害児のあるこどもへの理解を促していきます。

4-4-1 保育園要配慮児保育【4-3-5再掲】

4-4-2 区立幼稚園等特別保育【4-3-6再掲】

4-4-3 育成室の障害児保育【4-3-12再掲】

4-4-4 ぴよぴよひろば（親子ひろば事業）

事業概要	こども家庭支援センター親子交流室において、3歳未満の乳幼児とその保護者が安心して遊べ、子育て親子の情報交換や仲間づくりができる場を提供していきます。 また、保育士資格を持ったひろば職員や心理スタッフまたは士や保健師の資格を持った職員が利用者の子育てに関する相談をも受け付けます。			
担当	こども家庭支援センター			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○			

4-4-5 子育てひろば事業 ★（子XXX）

事業概要	乳幼児及びその保護者が安心して遊べ、仲間作りもできる場を提供し、専門指導員による子育てに関する相談、援助及び子育て関連情報の提供を行うとともに、子育て支援に関する講習等を実施します。			
担当	こども若者支援課、幼児保育課、児童課			
3年間の 計画事業量	区内5か所の子育てひろば（西片、汐見、水道、千石、江戸川橋）において、乳幼児とその保護者が安心して遊べる場や仲間作りの場を提供するとともに、子育てに関する相談等の支援を行います。			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○			

4-4-6 地域団体による地域子育て支援拠点事業（子育て支援計画計画進行管理対象事業）★

(子 XXX)

事業概要	地域で子育てを支援している団体等による地域子育て支援拠点事業を実施し、子育てサポーター認定制度の認定を受けたサポーターの新たな活躍の場とするとともに、こどもや子育て家庭を支える地域との繋がりが生まれる仕組みづくりを進め、「顔の見える」相手との信頼関係のもとで、地域で安心して子育てができるよう支援します。			
担当	こども若者支援課			
3年間の計画事業量	区内4か所（富坂地区・大塚地区・本富士地区・駒込地区）の地域子育て支援拠点を地域団体が安定的に運営するための支援を行います。			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○			

4-4-7 児童館

事業概要	館内の遊戯室、図書室、工作室、屋上遊戯場等において、専門の職員が遊びを通じて児童の集団的かつ個別的な指導を行い、子どもの健全育成を図ります。			
担当	児童課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

4-4-8 b-lab（文京区青少年プラザ）

事業概要	中高生世代の自主的な活動の場を提供するとともに、文化・スポーツ、学習支援等の各種事業を通して、自主的な活動を支援し、自立した大人への成長を支えます。			
担当	児童課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
		○		

4-4-9 文京版スターティング・ストロング・プロジェクト

事業概要	集団参加や対人コミュニケーションなどの社会的スキル等の成長が乳幼児期から促されるよう、心理士等の専門家チームが区内の幼稚園・保育園・児童館等を訪問し専門的発達支援を行い、より質の高い育児環境を整え、子どもたちの健やかな育ちを支えます。					
担当	教育センター					
3年間の計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	施設訪問回数	回	193	200	210	220
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期		高齢期
	○	○				

4-4-10 ベビーシッター利用料助成事業 ㊦

事業概要	子育てをする家庭の負担軽減や孤立等の防止を図るため、ベビーシッターによる保育サービスを利用した際の利用料の一部を助成します。			
担当	こども若者支援課			
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

4-4-11 放課後全児童向け事業（アクティ）㊦

事業概要	<u>区立小学校の放課後及び休業日に小学校の施設の一部を活用し、大人の見守りの下、児童が遊びや自主学習等の活動を行う場を提供することで、地域における児童の安全な遊び場を確保するとともに、児童の健やかな成長を支援します。</u>			
担当	児童課			
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
		○		

5 ひとにやさしいまちづくりの推進

ひとにやさしいまちづくりの実現に当たっては、ユニバーサルデザインに配慮した福祉のまちづくりを推進します。

また、まちのバリアフリー、心のバリアフリー、情報のバリアフリーをそれぞれ進めることにより、だれもが地域で安全に快適な生活を送ることができ、障害者に対する偏見や誤解を受けることのない社会とするため、情報発信の強化を含めた様々な取組を進めていきます。

さらに、災害時や新たな感染症の拡大時等緊急時における支援については、災害弱者となりにかねない障害者を的確に支援するため、避難行動要支援者等の情報の把握や人的支援のネットワークの構築を図るとともに、地域コミュニティや支え合いを基本とした地域づくりを進めます。

5-1 まちのバリアフリーの推進

障害者、高齢者や子育て中の方などすべての人が安全で快適に生活でき、積極的な社会参加ができるよう、建築物、道路、公園の整備から総合的な自転車対策なども含めた生活環境の整備を進めます。

5-1-1 文京区バリアフリー基本構想の推進（地 XXX）

事業概要	バリアフリー基本構想の重点整備地区別計画に基づき、各施設設置管理者等が特定事業を実施することで、重点的かつ一体的なバリアフリーを推進します。			
担当	都市計画課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

5-1-2 バリアフリーの道づくり（地域福祉保健計画進行管理対象事業）（地 XXX）

事業概要	文京区バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路（1次経路及び歩道のある2次経路）の歩道の拡幅、平坦性の確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置などを行い、すべての人にやさしい道路の実現を図ります。					
担当	道路課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	生活関連経路に 指定された区道の 整備率	%	22.5	28.2	31.3	34.6
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期		
	○	○	○	○		

5-1-3 文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導（地 XXX）

事業概要	高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に共同住宅等で生活できるよう、その整備に関する基準を定めることにより、福祉のまちづくりを推進します。			
担当	住環境課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

5-1-4 総合的自転車対策の推進（地 XXX）

事業概要	安全な歩行者空間を確保するため、放置自転車の警告・撤去、自転車駐車場の整備等の総合的な自転車対策を推進します。 また、小中学生対象の自転車交通安全教室を実施するとともに、区報やホームページによる自転車利用者への交通ルールの周知・マナーの向上、警察と協力した交通安全イベントを実施します。			
担当	管理課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

5-1-5 公園再整備事業（地域福祉保健計画進行管理対象事業）（地 XXX）

事業概要	区立の公園、児童遊園等の安全・安心と魅力向上を図るためをより安全・安心で快適なものとするため、「文京区公園再整備基本計画」に基づき、地域主体の区民参画による計画的な公園等の再整備を行い、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備や施設配置を行うことで、高齢者を始め、障害者や子育てをしている方などにも利用しやすい公園づくりを推進します。					
担当	みどり公園課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	公園再整備	園	3	3	7	2
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期		
	○	○	○	○		

5-1-6 コミュニティバス運行（地 XXX）

事業概要	区内を円滑に移動できるよう、コミュニティバスで区の拠点間を結び、公共交通不便地域を解消することにより、区民等の利便性を高めます。			
担当	区民課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

5-1-7 ごみの訪問収集（高 XXX）

事業概要	①満65歳以上のみの世帯／②障害者のみの世帯／③日常的に介助又は介護を必要とする方のみの世帯／④母子健康手帳の交付を受けてから産後3月程度までの妊産婦のみの世帯／⑤その他区長が特に必要であると認めた世帯 上記いずれかに該当する方のみで構成される世帯であって、自らごみ等を集積所に持ち出すことが困難で、身近な人の協力が得られない世帯に対し、ご家庭の可燃ごみ・不燃ごみを、清掃事務所職員が戸別に玄関先又はドアの前から収集します。			
担当	文京清掃事務所			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

5-1-8 高齢者等住宅修築資金助成事業

事業概要	高齢者（65歳以上） 世帯 の方又は心身障害者世帯に属する方で、住宅におけるバリアフリー化を含む修築工事等を実施する方に対し、修築工事等に係る費用の一部を助成します。			
担当	住環境課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

5-2 心のバリアフリーの推進

障害の有無にかかわらず、ともに育ち合い、住み慣れた地域で生活をするため、こどもから大人まで様々な年代に対して、講演会や行事等を通じて障害や合理的配慮に対する正しい知識を広めるとともに、施設を開放した事業等による地域との交流を通じて、**障害及び障害者・児に対する**理解の促進を図ります。

5-2-1 障害及び障害者・児に対する理解の促進(理解促進研修・啓発事業) ◆

事業概要	障害者・児が住み慣れた地域社会において、差別や偏見なく地域の一員として育ち暮らし続けていけるよう、様々な機会を捉えて障害の特性や障害のある人に対する理解を深めることや、共生社会の実現を図ることを目的として、地域支援フォーラムにおいて講演会等の事業を行うとともに、心のバリアフリーハンドブックを作成し、教育機関及び区内イベント等での配布を通じて周知啓発を行います。			
担当	障害福祉課			
3年間の計画事業量	文京区共生のための地域支援フォーラム（年1回）において講演会等の事業を行うとともに、心のバリアフリーハンドブックの配布を通じて周知啓発を行います。			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

5-2-2 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実

事業概要	「障害者週間(12月3日から9日まで)」を記念して、障害のある人もない人もともに集い、障害福祉についての関心や理解を促進するための催しを開催します。					
担当	障害福祉課					
3年間の計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	入場者数	人	2,501	2,600	2,600	2,600
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期		
	○	○	○	○		

5-2-3 障害者事業を通じた地域参加

事業概要	各種の障害者事業（心身障害者・児通所施設合同運動会、一歩いっぽ祭り、ハートフル工房参加など）を通じて、障害者・児の様々な地域活動への参加を推進します。			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

5-2-4 障害者差別解消に向けた取組の推進

事業概要	障害者差別解消法及び東京都障害者差別解消条例を踏まえ、障害を理由とする差別の解消に向けて、区民や民間事業者等に周知・啓発活動を行います。			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

5-3 情報のバリアフリーの推進

障害者が地域生活を送る上で必要な情報を得ることができるように、障害の特性等を踏まえた情報提供のあり方について検討を進めるとともに、**障害に応じた**適切な媒体を用いた行政情報提供を行います。

また、障害者パソコン講座の開催、窓口におけるコミュニケーション機器の設置等により、情報を取得するための支援を行っていきます。

5-3-1 情報提供ガイドラインに即した情報発信の推進

事業概要	区から発信する情報が多様な受け取り手に届くよう、障害の特性に配慮した情報提供を行うことを目的に策定した「情報提供ガイドライン」に則った情報提供を推進します。			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

5-3-2 情報のバリアフリーの推進

事業概要	障害者パソコン教室の実施、区役所窓口への拡大鏡・筆談ボード等の設置、遠隔手話通訳サービスや電話代理サービス、バリアフリーマップ等により、障害者が日常生活を送る上で必要な情報を取得するための支援を行い、情報バリアフリーの推進を図ります。			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

5-3-3 手話に関するケーブルテレビ番組の制作 ㊦

事業概要	既存番組の手話付き版やワンポイント手話レッスン番組などを制作し、ケーブルテレビ（文京区民チャンネル）及び区公式YouTubeにて放映することで、手話に対する社会的理解を広げます。			
担当	広報戦略課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

5-3-4 文京区声の広報・点字の広報発行 ㊦

事業概要	区内在住の視覚障害者に対して区政を広く周知するため、声の広報（ デイジー版 ）及び点字の広報の発行を行っています。			
担当	広報戦略課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

5-3-5 図書館利用に障害のある方への図書館資料の貸出及び情報提供

事業概要	印刷文字による読書が困難な方に向け、電子書籍、オーディオブック、大活字本、点字図書、録音図書等、多様な資料の収集、提供を行うほか、対面朗読サービスの実施、読書をサポートする機器類の設置を行います。 また、来館が困難な方へのサービスとして、資料の郵送サービス（視覚障害のある方対象）、宅配サービス（来館が困難な単身の区民対象）を実施します。 各サービスの広報にも努め利用の促進を図ります。			
担当	真砂中央図書館			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

5-4 防災・安全対策の充実

災害への備えや障害者の避難対応など、障害者を的確に支援できるよう避難行動要支援者への支援体制を構築するとともに、地域住民等の助け合いの体制を進めるなど、地域の災害対応力を高めていきます。

5-4-1 ヘルプカードの普及・啓発

事業概要	障害者等が発災時及び困った時に必要な援助や配慮を周囲の人に伝えるためのヘルプカードの普及啓発を行います。 当事者には、ヘルプカードを綴じ込んだ「障害者福祉のてびき」を配布します。一般区民には、啓発物を関係機関やイベント等で配布することで、障害者の災害に対する備えと助け合う体制を整えます。			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

5-4-2 避難行動要支援者への支援（地 XXX）

事業概要	災害時の避難行動に支援を要する方に対して、安否確認、避難誘導等を適切に行うため、支援者や関係機関との連携強化による状況把握や訓練等を実施し、支援体制の充実を図ります。 また、災害時の停電等により、生命に危険を及ぼす可能性のある在宅人工呼吸器使用者については、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針に基づき災害時個別支援計画を策定するなど、災害時の安全確保のための支援体制を整えていくとともに、障害の特性に合わせた支援内容の検討を行います。			
担当	防災課、予防対策課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

5-4-3 福祉避難所の拡充（地域福祉保健計画進行管理対象事業）（地 XXX）

事業概要	避難所での避難生活が著しく困難な方を一時的に受け入れ、支援するための福祉避難所について、区内に存する福祉関連施設等と連携・協力して設置箇所数の拡大を図るとともに、福祉避難所が機能するよう設置及び運営方法に関する検討を進めます。			
担当	福祉政策課			
3年間の 計画事業量	区内に設置される福祉施設の運営事業者との間で、災害時における福祉避難所の開設等の相互協力に関する協定を締結し、福祉避難所の拡充を図ります。 あわせて、協定を締結している福祉避難所が災害時に機能を発揮できるよう、訓練や運営マニュアルの改善、備蓄物資の拡充などに取り組むとともに、直接避難に向けた受け入れ体制の調整等を行います。			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

5-4-4 避難所運営協議会の運営支援（地 XXX）

事業概要	災害時に避難所がその役割を十分に果たすことができるよう、各避難所運営協議会の運営や避難所運営訓練等の活動を 防災士の参画を得ながら 支援することにより、取組を活性化させ、自主運営体制の確立と地域の防災力の向上、防災意識の啓発を図ります。			
担当	防災課危機管理課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

5-4-5 災害ボランティア体制の整備（地 XXX）

事業概要	災害時に被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるため、災害ボランティアセンターの体制の整備の実効性を担保できるよう、平常時から関係機関との連携を進め、安心して暮らせる仕組みづくりに努めます。 【社会福祉協議会実施事業】			
担当	社会福祉協議会			
3年間の 計画事業量	災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営を図るため、災害ボランティアセンターマニュアルの改訂及び運用を行う。また、関係機関・団体との連携強化及びネットワーク形成を推進するとともに、設置・運営訓練、研修及び普及啓発を継続的に実施し、災害時に実効性のある支援体制を整備する。			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

5-4-6 耐震**化改修**促進事業（地 XXX）

事業概要	建築物の所有者による耐震化を図るため、耐震診断、耐震設計及び改修工事等の費用助成を行います。高齢者又は障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の割合と助成金額の上限を優遇します。			
担当	地域整備課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
			○	○

5-4-7 家具転倒防止器具設置助成事業(地域福祉保健計画進行管理対象事業)(地 XXX)

事業概要	災害時に、負傷の原因や避難・救出の障害となる家具の転倒・落下・移動等を防止し、在宅避難を推進するため、家具の転倒等防止器具の購入・設置に係る費用を助成し、自宅における減災対策を推進・啓発します。					
担当	防災課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	家具転倒防止器具 設置助成数	件	37	60	60	60
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期		
	○	○	○	○		

5-4-8 救急代理通報システムの設置

事業概要	救急代理通報システムを設置することにより、重度身体障害者等に対する緊急時及び火災時における救助・避難のための支援を行います。 【救急代理通報システム】 重度身体障害者等が、家庭で急病やケガなどの突発的な事故及び火災にあった場合、外部との適切な対応ができる装置を設置し、区が委託する民間の警備会社を通じて東京消防庁に救急要請するとともに駆けつけ員を派遣することで、速やかな救助を行います。			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
			○	○

5-4-9 被災者支援の仕組みづくり（地 XXX）

事業概要	一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携しながら被災者に対してきめ細やかな支援を継続的に実施する、災害ケースマネジメントなどによる被災者支援の仕組みを検討します。			
担当	防災課、福祉政策課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

5-5 地域との交流及び文化活動・スポーツ等への参加支援

障害者週間記念事業や施設のお祭り、その他各種の地域交流事業を通じて障害者と地域住民が自然に交流できる機会を設け、相互理解を図るとともに、障害者が豊かで充実した生活を地域で送ることができるよう、障害者の文化活動・スポーツ等への参加の支援を行います。

5-5-1 障害者事業を通じた地域参加【5-2-3再掲】

5-5-2 地域に開かれた施設運営

事業概要	障害者施設に併設する喫茶店の店舗やそれぞれの施設で行う祭りなどのイベント等を通じて障害者・児と地域との交流を広げるとともに、日頃から障害者の働く姿や施設の活動を知ってもらうなど地域と緊密に連携して開かれた施設運営を行います。			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

5-5-3 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実【5-2-2再掲】

5-5-4 心身障害者・児レクリエーション

事業概要	心身の障害により日頃行楽の機会が少ない方に対して年1回バス旅行に招待し、区内在住の障害者・児に行楽の機会を設けることで、社会参加のきっかけとします。			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

5-5-5 障害者スポーツ等の推進

事業概要	障害者・児向けスポーツ事業を実施し、スポーツに触れる機会を提供するとともに、スポーツの楽しさや魅力を伝えます。			
担当	スポーツ振興課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

5-5-6 文化芸術作品等の発表機会の確保

事業概要	市民団体や障害者施設、 区内の店舗 と協働して、障害者の作成した文化芸術作品等を発表する場を創出します。			
担当	アカデミー推進課、障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
		○	○	○

5-6 地域福祉の担い手への支援

ボランティアや民間団体などは、地域福祉の重要な担い手です。このような地域福祉の担い手に対して、支援、団体やボランティアの育成や機能の強化、地域とのつながりづくりを行うことで、ともに支え合い暮らしやすい地域づくりを目指します。

5-6-1 ボランティア活動への支援（地域福祉保健計画進行管理対象事業）（地 XXX）

事業概要	ボランティア養成講座や研修等を実施し、地域の担い手を育成するとともに、福祉教育の実施、ボランティア・市民活動に関する情報収集・提供を行うコーディネート機能の強化等により、地域福祉活動の多様化、活性化を図ります。 また、団体への研修費の助成等による支援のほか、地域活動や交流会等を通じて活動団体間の交流を促進することでネットワーク化を推進し、ボランティア・市民活動の輪を広げます。 【社会福祉協議会実施事業】			
担当	社会福祉協議会			
3年間の計画事業量	個人・団体からのボランティア・市民活動に関する相談支援を継続的に実施するとともに、専門性や技術を必要とするボランティア養成講座・研修を開催し、地域活動の担い手を育成する。また、「ふみこむフェスタ」等を通じて活動団体のPRや活動発表の機会を創出するとともに、団体間の交流・ネットワーク形成を促進し、新たな地域活動や協働につなげる。			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
		○	○	○

5-6-2 手話奉仕員養成研修事業 ◆

事業概要	聴覚障害により意思疎通を図ることに支障がある障害者等が自立した生活を営むことができるよう、社会参加・交流活動等を促進するための支援者として期待される手話奉仕員を養成するための研修を行います。 【区と社会福祉協議会による共催事業】					
担当	障害福祉課					
3年間の計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	終了者数	人	134	140	140	140
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期		
	○	○	○	○		

5-6-3 地域の支え合い体制づくり推進事業（地域福祉保健計画進行管理対象事業）（地 XXX）

事業概要	地域交流の場である「ふれあいいきいきサロン」への支援を通して、高齢者、障害者、子育て世代等が、おしゃべり等により地域での交流を深めることで、孤立化を予防し、だれもが安心して楽しく暮らせる住民同士の支え合いの仕組みづくりに取り組みます。 また、地域住民が自主的に地域の課題解決を図る活動に寄与するため、不足するインフォーマルな資源の開発に取り組む事業（サロンぷらす事業）に対して、立上げ及び事業運営に必要な補助を行い、活動を支援します。【社会福祉協議会実施事業】					
担当	社会福祉協議会					
3年間の計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	ふれあいいきいきサロン設置数	か所	150	140	142	145
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	
	○	○	○		○	

5-6-4 ファミリー・サポート・センター事業（子育て支援計画進行管理対象事業）（子 XXX）

事業概要	子育ての援助を受けたい区民と援助を行いたい区民が会員となり、地域の中で互いに助け合いながら子育てする相互援助活動を行います。			
担当	こども若者支援課			
3年間の計画事業量	文京区子育てサポーター認定制度を活用し、提供会員の質の向上を図るとともに、地域担当制を取り、提供会員と依頼会員のマッチングの向上を図ります。			
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

5-6-5 民生委員・児童委員による相談援助活動（地 XXX）

事業概要	民生委員・児童委員は、地域住民の介護の悩みや子育ての不安、障害者の生活上の困りごと、経済的困窮など福祉に関する様々な相談に応じ、支援を必要とする方と行政機関を繋げるパイプ役を担います。 また、高齢者の孤立を防ぐ居場所づくりや、子育てサロンの運営及び乳幼児健診への協力などの予防的福祉活動を行っています。敬老金の配布、緊急連絡カード調査などの区の事業への協力、災害対策への参加など様々な活動をしています。区は民生委員・児童委員への支援や連携を通じて、地域社会の中で生活上の様々な問題を抱えている方への相談及び援助活動を行います。			
担当	福祉政策課			
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

5-6-6 話し合い員による訪問活動（高 XXX）

事業概要	地域のひとり暮らし高齢者等の孤独感や不安感を和らげるため、話し合い員が定期的に対象者の自宅を訪問し、話し相手となるほか、生活や身の上の相談に応じ、区と連携して必要なサービスや支援につなげます。 また、民生委員・児童委員、高齢者あんしん相談センター等と連携した見守り活動を行います。			
担当	高齢福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
				○

5-6-7 自発的活動支援事業 ◆

事業概要	障害者等が自立した生活を営むことができるよう、障害者が互いに助け合うピアサポートや災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など、障害者やその家族、地域住民等による区民の自発的な活動を支援します。			
担当	障害福祉課、予防対策課			
3年間の 計画事業量	障害者自身の社会参加を促すための障害者の自発的活動や、ピアサポート活動等の普及啓発を推進するとともに、区民の障害者理解を深めるための啓発活動を推進します。			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

5-6-8 地域活動情報サイト（地 XXX）

事業概要	地域活動情報サイト「どっとフミコム」を運用し、ボランティア・NPO法人その他の非営利団体、町会・自治会及び企業のCSR活動等の情報を発信するとともに、地域活動のPR及び参加促進を図る。			
担当	社会福祉協議会			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

5-6-9 いきいきサポート事業の推進(地域福祉保健計画進行管理対象事業)(地 XXX)

事業概要	区民の参加と協力を得て、日常生活で手助けを必要とする方に対して、家事援助を中心とした有償在宅福祉サービスを提供し、だれもが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう支援します。 【社会福祉協議会実施事業】					
担当	社会福祉協議会					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	新規登録 利用会員数	人	63	70	80	90
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期		
	○	○	○	○		

5-6-10 参加支援事業（地域福祉保健計画進行管理対象事業） ★（地 XXX）

事業概要	本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出せるよう、地域の社会資源等とのマッチングや開拓を行い、社会とのつながり作りに向けた支援を行います。			
担当	事務局：福祉政策課			
3年間の計画事業量	本人やその世帯のニーズや抱える課題など丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチングを行います。 また、既存の社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人やその世帯の支援ニーズや状態にあった支援プランを作成します。 さらに、マッチングした後に本人の状態や希望に沿った支援ができていないかの定着支援及びフォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会とのつながり作りに向けた支援を行います。			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

5-6-11 地域づくり事業（地域福祉保健計画進行管理対象事業） ★（地 XXX）

事業概要	介護、障害、こども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行います。			
担当	事務局：福祉政策課			
3年間の計画事業量	社会福祉協議会と連携し、地域住民やNPO等が運営するイベント等の交流の場や、多機能な居場所を拡充します。また、既存の拠点等については、各個別制度では直接に対象としていない方も利用できる多世代・多属性の活動の場としての利活用を検討します。			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

第 7 章 障害福祉計画及び障害児福祉計画 における成果目標について

国は、障害者総合支援法に基づく第 8 期障害福祉計画及び児童福祉法に基づく第 4 期障害児福祉計画の策定に当たり、障害福祉サービス及び相談支援、障害児通所支援、市町村の地域生活支援事業を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるよう基本指針を示しています。

国の基本指針では、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「福祉施設から一般就労への移行等」、「障害児支援の提供体制の整備等」、「地域生活支援の充実」、「相談支援体制の充実・強化等」、「障害福祉サービス等の質の向上」の 7 点 が、**区市町村に係る**成果目標として掲げられており、それぞれ目標値を示すことを定めています。さらに、成果目標を達成するために必要な障害福祉サービス等の活動指標を定め、その見込み量を計画の中に示すことも定めています。

この基本指針に基づき、本章では、これまでの本区の実績及び実情を踏まえた上で、都の基本的な考え方との整合性を図りながら、令和 11 年度までに達成すべき成果目標の目標値と活動指標の見込み量を示していきます。

1 第 8 期障害福祉計画及び第 4 期障害児福祉計画における成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、令和 7 年度末時点の施設入所者のうち、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和 11 年度末における地域生活への移行者の目標値を設定することとしています。

なお、具体的な目標値の設定については、以下の 2 点を基本とするものとしています。

- ① 令和 7 年度末時点の施設入所者数の 6%以上が地域生活へ移行すること
- ② 令和 11 年度末の施設入所者数を令和 7 年度末時点の施設入所者数から 5%以上削減すること

本区における施設入所支援利用者は、令和 7 年度末時点で 129 人となっています。施設入所者の地域移行を進めるための基盤を整備することを基本としつつ、一定程度施設入所の需要があることにも配慮し、地域生活移行者数 12 人と施設入所支援利用者数 130 人を目標として地域生活への移行の取組を進めていきます。

基本指針 障害者総合支援法第 87 条及び児童福祉法第 33 条の 19 に規定する厚生労働省の定める基本指針（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号）。これにより、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に当たっては、障害福祉サービス、障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標等を設定することとされている。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、精神障害者や精神保健に課題を抱える者が、地域の一員として安心して自分らしく生活することが可能となり、自分らしい暮らしをすることができるよう精神障害者の地域移行や定着も可能となるよう、精神保健医療福祉体制の基盤整備及び差別や偏見のない社会の実現に向けた取組を推進することにより、等を推進し、精神障害者の地域移行や定着が可能となるように、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者や地域住民などが連携して取り組むこととしています。

~~本区では、保健・医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するための議論を進めていきます。~~

本区では、保健・医療及び福祉関係者による協議の場において、地域移行支援検討会議、精神障害者支援機関実務者連絡会及び安定化支援会議の三つの会議体を通じ、地域基盤の整備、支援体制の整備及び個別支援の検討を進めるとともに、精神障害者が地域で安心して暮らすことができるよう精神疾患の正しい知識等の普及啓発を進めることで、重層的な連携による精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、令和 11 年度における福祉施設から一般就労への移行についての目標値を、令和 6 年度の一般就労への移行実績の 1.31 倍以上とすることを基本とし、事業種別ごとの就労移行率等に係る目標値について以下のとおり定めることとしています。

就労移行支援事業	一般就労移行者数を令和 6 年度の 1.14 倍以上とすること・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすること
就労継続支援 A 型事業	一般就労移行者数を令和 6 年度の概ね 1.52 倍以上とすること
就労継続支援 B 型事業	一般就労移行者数を令和 6 年度の概ね 1.67 倍以上とすること
就労定着支援事業	利用者数を令和 6 年度の 1.47 倍以上とすること 就労定着率（※）が 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分以上とすること
<u>就労選択支援事業</u>	<u>協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業所を 1 事業所以上設置すること。</u>

※ 過去 6 年間に於いて就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に 4 2 月以上 7 8 月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合。

本区においては、令和 6 年度は 9 人が福祉施設から一般就労へ移行しました。これを受けて、令和 11 年度中の福祉施設から一般就労への移行者について、令和 6 年度実績の約 1.31 倍の 12 人を参考としたうえで、令和 7 年度実績の 15 人も踏まえ、17 人を目標として、一般就労移行に向けた支援を行っていきます。

また、事業種別ごとの就労移行率等に係る目標については、以下のとおり設定します。

- ・就労移行支援事業の一般就労への移行者数…1人の増加

	令和 6 年度	令和 11 年度
移行者数	<u>8</u> 人	<u>9</u> 人

- ・就労継続支援 A 型事業の一般就労への移行者数…1人の増加

	令和 6 年度	令和 11 年度
移行者数	<u>0</u> 人	<u>1</u> 人

- ・就労継続支援 B 型事業の一般就労への移行者数…2人の増加

	令和 6 年度	令和 11 年度
移行者数	<u>3</u> 人	<u>5</u> 人

- ・就労定着支援事業の利用者数…27人の増加

	令和 6 年度	令和 11 年度
利用者数	<u>58</u> 人	<u>85</u> 人

- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が 5 割以上の事業所数を全体の 5 割以上
- ・就労定着率を 7 割以上とする就労定着支援事業所数を全体の 2 割 5 分以上

（４）障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針では、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、各区市町村において、児童発達支援センターの 4 つの中核的な支援機能を確認すること及び、インクルージョン推進のため、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することとしています。

また、重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を 1 か所以上確保することとしています。

さらに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することとしています。

加えて、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障害児相談支援を利用していない場合も含め、障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保することとしています。

◆ 本区では、児童発達支援センターが、地域の障害児支援の中核的な役割を担う機関として、機能強化に向けた取り組みを実施するとともに、保育や教育等の関係機関との緊密な連携体制を構築し、インクルージョンの推進に向けた検討を進めていきます。

また、令和4年度に医療的ケア児を支援する放課後等デイサービス事業所1か所が開設されましたが、引き続き、主に重症心身障害児や医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保・充実に向け、課題等を整理し対策の検討を行っていきます。

さらに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の医療的ケア児の支援に関わる行政機関や事業所等の関係者による協議の場を設置しにおいて、地域の課題や対策について継続的に意見交換や情報共有を図るとともに、関連分野の支援を調整する医療的ケア児等コーディネーター養成研修の受講を奨励し、研修修了者を適切に配置することで、支援体制の整備を進めていきます。

加えて、障害児相談支援については、質の確保・向上を図りながら、望まないセルフプランの解消に向けた支援の提供体制の構築を図っていきます

（5）地域生活支援の充実

国の基本指針では、障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、地域生活支援拠点を整備し、拠点コーディネーターを配置するとともに、その機能の充実のため、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することとしています。

また、強度行動障害の状態にある方の支援体制の充実を図るため、支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることとしています。

◆ 本区では、本富士地区、駒込地区、富坂地区及び大塚地区に地域生活支援拠点を各1か所整備したことを踏まえ、地域生活支援拠点にコーディネーターを各3人配置し、「障害者地域自立支援協議会相談・地域生活支援専門部会（年3回程度実施）」において、運用状況の検証及び検討を行っていきます。

また、実態・意向調査で把握した強度行動障害を有する障害者の支援ニーズを踏まえ、既存の連絡会等を活用し、地域の関係機関が連携しやすい支援体制の整備に向け、地域課題の共有や支援体制の検討を行います。

（6）相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び協議会の設置・整備を行った上で、これらを連携させること、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保し、また協議会の運営に関与すること等により、個別事例の検討を通じて地域における障害者の支援体制の整備に取り組む体制を確保することとしています。

また、セルフプランに関する分析等を行うとともに、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて相談支援体制の充実・強化等を図ることにより、令和11年度末までにのぞまないセルフプランの件数をゼロにすることとしています。

◆本区では、障害者基幹相談支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援体制の強化に係る目標値について、以下のとおり設定します。への取組として、事例検討会や訪問ヒアリングを通じて地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言を行い、地域の相談支援事業所の人材育成の支援及び地域の相談機関との連携強化を進めていきます。

- ~~・地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言件数（年400件）~~
- ~~・地域の相談支援事業所の人材育成の支援及び地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数（年12回）~~
- ~~・個別事例の支援内容の検証の実施回数（年12回）~~
- ~~・主任相談支援専門員の配置数（2人）~~

また、計画相談支援の利用を希望する障害者が相談支援を受けられる体制を目指すとともに、計画相談支援の利用希望の有無を把握し、のぞまないセルフプランの解消を進めていきます。

（7）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針では、障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要な障害福祉サービス等の提供を行うことが重要であり、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましいこととしています。

また、障害者自立支援審査支払システム等を活用し、請求の過誤を無くするための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となるとしています。

加えて、利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や、事業者が提供するサービスの質の向上に資するよう、障害福祉サービス等情報公表制度において、各事業所の情報が適切に公表されることとしています。

◆本区では、区内の障害福祉サービス等事業者に対し、運営基準に沿った事業運営を行っているか、及び適切な障害福祉サービスの提供が行われているかを確認するため実地指導を行い、障害福祉サービス等の適正な運営を図ります。（年3518回）

また請求内容チェックシステムにより、審査結果を分析した結果を活用し、障害福祉サービス等事業所に対し適正な請求を促します。（年12回）

加えて、区において障害福祉サービス等情報公表制度を管理している事業所については、公表率及び更新率 100 パーセントを目標とし、適切に情報が公表されるよう事業所への周知を行います。

2 活動指標（障害福祉サービス等）の見込み量

（第 4 回障害者部会で提示予定）

3 障害福祉サービス等の見込み量確保のための方策について

(1) 訪問系サービス

サービス利用実績・現在の利用者数・ニーズ等を踏まえ、見込み量を設定します。訪問系サービスは、障害者が住み慣れた地域で生活をするうえで必要不可欠なサービスであり、引き続き需要が多いと見込んでいます。サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込み量の確保を図ります。

(2) 日中活動系サービス

サービス利用実績・現在の利用者数・ニーズ等を基に、生活介護、就労継続支援(A型、B型)、短期入所(福祉型・医療型)の一層の利用増や、特別支援学校の卒業等に伴う新たなサービス利用者等を勘案して、見込み量を設定します。民間事業者の誘致等による施設整備を促進し、見込み量の確保を図ります。

(3) 居住系サービス

サービス利用実績・現在の利用者数・ニーズ等を基に、障害者支援施設及び病院等からの地域生活への移行等を勘案して見込み量を設定します。社会福祉法人等によるグループホーム整備費の助成等を行うことにより、施設整備を促進することで、見込み量の確保を図ります。

(4) 相談支援

サービスの利用状況、地域生活への移行及び定着の動向等を勘案して見込み量を設定します。相談支援の利用を希望する障害者・児が相談支援を受けられる体制を目指して、積極的に取り組み、見込み量の確保を図ります。

(5) 障害児通所支援

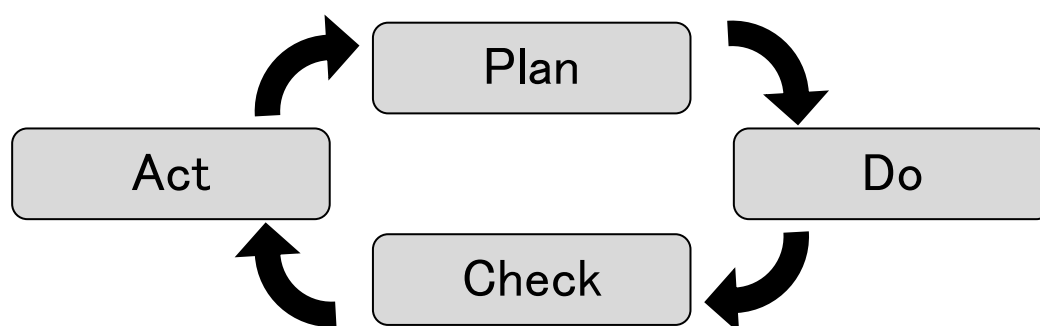
サービス利用実績・現在の利用者数・ニーズ等を基に、見込み量を設定します。事業所整備費の補助制度の創設等により、施設整備を促進することで、身近な地域で支援が受けられるよう見込み量の確保を図ります。

4 障害福祉計画等の進行管理について

国の基本指針では、障害者施策及び関連施策の動向も踏まえながら、少なくとも年 1 回は実績を把握、分析し、第 8 期障害福祉計画及び第 4 期障害児福祉計画の評価を行うとともに、必要がある場合は計画内容の変更を行うよう PDCA サイクルの実施を明記しています。

区においても、国の基本指針に沿って、本章で示した成果目標及び活動指標についての評価を地域福祉推進協議会障害者部会等において行うとともに、PDCA を確実に実施することで障害福祉計画等の進行管理を行います。

(PDCA サイクルのイメージ)



計画 (Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行 (Do)	計画に基づき、活動を実行する
評価 (Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、評価を行う
改善 (Act)	評価に基づき、計画の目標、活動などを見直す